

郡山市公共施設等の使用料及び各種証明書等の手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

郡山市長 椎根 健雄

郡山市条例第17号

郡山市公共施設等の使用料及び各種証明書等の手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
(郡山市立学校施設使用に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市立学校施設使用に関する条例(昭和40年郡山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前									
<p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、屋外運動場夜間照明設備の使用については、<u>別表に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> <p><u>別表(第7条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="161 671 1037 807"><thead><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般</td><td>30分</td><td>700円</td></tr><tr><td>高校生・学生及び中学生以下</td><td>30分</td><td>350円</td></tr></tbody></table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><u>1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。</u><u>2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童又は中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)の生徒をいう。</u><u>3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。</u><u>4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。</u>	区分	単位	使用料	一般	30分	700円	高校生・学生及び中学生以下	30分	350円	<p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、屋外運動場夜間照明設備の使用については、<u>30分につき500円を使用料として前納しなければならない。</u></p>
区分	単位	使用料								
一般	30分	700円								
高校生・学生及び中学生以下	30分	350円								

(郡山市図書館条例の一部改正)

第2条 郡山市図書館条例(昭和40年郡山市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
(使用の許可)							(使用の許可)						
第9条 郡山市中央図書館の視聴覚ホール、会議室及び研修室（以下「視聴覚ホール等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。							第9条 郡山市中央図書館の視聴覚ホール及び会議室（以下「視聴覚ホール等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。						
2 (略)							2 (略)						
(使用時間)													
第9条の2 視聴覚ホール等の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。													
別表第2（第12条関係）							別表第2（第12条関係）						
1 施設使用料							1 施設使用料						
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	室名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
視聴覚ホール	7,600円	7,600円	7,600円	15,200円	15,200円	22,800円	視聴覚ホール	5,800円	7,800円	7,000円	12,300円	13,400円	17,300円
会議室	300円	300円	300円	600円	600円	900円	会議室	400円	600円	500円	900円	1,000円	1,300円
研修室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円							
備考													
1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。													
2 第9条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間に満たないときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端													

数を1時間として計算する。

3 視聴覚ホールの冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20に相当する額を加算する。

4 施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 特別使用料

	種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	施設使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	施設使用料の額の100分の200に相当する額
営利目的加算料		施設使用料の額の100分の60に相当する額

備考

1 種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「営利目的加算料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料 視聴覚ホールを使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に施設使用料に加算される使用料

(2) 営利目的加算料 入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合に、施設使用料に加算される使用料

2 入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する

2 加算使用料

冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

3 特別使用料の算定に用いる施設使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

4 特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 設備等使用料

種別	単位	使用料
ピアノ（セミコンサート）	1式1回	1,500円
プロジェクター	1式1回	500円
(略)		

3 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
ピアノ（セミコンサート）		1式1回	1,500円 (調律料は別途実費)
(略)			
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合	1回	400円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合	1回	700円

<p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>ピアノの使用料には、調律料は含まない。</u></p> <p>4 <u>使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。</u></p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">持込電気器具に表示されている消費電力1回の合計が5キロワットを超える場合</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1,300円</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p>	持込電気器具に表示されている消費電力1回の合計が5キロワットを超える場合	1,300円
持込電気器具に表示されている消費電力1回の合計が5キロワットを超える場合	1,300円		

(郡山市立公民館条例の一部改正)

第3条 郡山市立公民館条例(昭和40年郡山市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																																																																				
<p>(使用者の賠償責任)</p> <p>第12条 <u>使用者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>別表第2(第8条関係)</p> <p>1 郡山市立中央公民館</p> <p>(1) 多目的ホール以外の施設</p> <p>ア 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午前9時まで</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午前9時まで</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1講義室</td> <td>1,800円</td> <td>1,800円</td> <td>1,800円</td> <td>3,600円</td> <td>3,600円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>第2講義室</td> <td>1,700円</td> <td>1,700円</td> <td>1,700円</td> <td>3,400円</td> <td>3,400円</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>第3講義室</td> <td>1,700円</td> <td>1,700円</td> <td>1,700円</td> <td>3,400円</td> <td>3,400円</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>第4講義室</td> <td>1,700円</td> <td>1,700円</td> <td>1,700円</td> <td>3,400円</td> <td>3,400円</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>第5講義室</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table>	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午前9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午前9時まで	午前9時から午後1時まで	第1講義室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円	第2講義室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円	第3講義室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円	第4講義室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円	第5講義室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円	<p>(使用者の賠償責任)</p> <p>第12条 <u>教育委員会は、使用者が、建物又は付属物件を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これに相当する額の賠償をさせるものとする。</u></p> <p>別表第2(第8条関係)</p> <p>1 郡山市立中央公民館</p> <p>(1) 多目的ホール以外の施設</p> <p>ア 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午前9時まで</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午前9時まで</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1講義室</td> <td>1,100円</td> <td>1,400円</td> <td>1,600円</td> <td>2,300円</td> <td>2,700円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>第2講義室</td> <td>1,100円</td> <td>1,400円</td> <td>1,600円</td> <td>2,300円</td> <td>2,700円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>第3講義室</td> <td>1,100円</td> <td>1,400円</td> <td>1,600円</td> <td>2,300円</td> <td>2,700円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>第4講義室</td> <td>1,100円</td> <td>1,400円</td> <td>1,600円</td> <td>2,300円</td> <td>2,700円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>第5講義室</td> <td>800円</td> <td>1,100円</td> <td>1,300円</td> <td>1,800円</td> <td>2,200円</td> <td>2,700円</td> </tr> </tbody> </table>	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午前9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午前9時まで	午前9時から午後1時まで	第1講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円	第2講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円	第3講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円	第4講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円	第5講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午前9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午前9時まで	午前9時から午後1時まで																																																																															
第1講義室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円																																																																															
第2講義室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円																																																																															
第3講義室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円																																																																															
第4講義室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円																																																																															
第5講義室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円																																																																															
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午前9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午前9時まで	午前9時から午後1時まで																																																																															
第1講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円																																																																															
第2講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円																																																																															
第3講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円																																																																															
第4講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円																																																																															
第5講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円																																																																															

第6講義室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円
第7講義室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
第8講義室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円
第9講義室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円
第10講義室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
第1和室	2,500円	2,500円	2,500円	5,000円	5,000円	7,500円
第2和室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
第3和室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
調理室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
工作室	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円
音楽室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円
講師控室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
金透分室会議室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
堤下分室第1会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
堤下分室第2会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
堤下分室第3会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第7条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

第6講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
第7講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
第8講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
第9講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
第10講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
第1和室	1,400円	1,900円	2,400円	3,000円	3,900円	4,800円
第2和室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
第3和室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
調理室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
工作室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
音楽室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
講師控室	500円	800円	1,000円	1,200円	1,700円	2,000円
金透分室会議室	900円	1,200円	1,500円	1,900円	2,500円	3,100円
堤下分室第1会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
堤下分室第2会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
堤下分室第3会議室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円

備考

- 1 使用時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。
- 2 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20に相当する額を加算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

イ 設備等使用料

種別	単位	使用料
ピアノ	1式1回	800円

備考 (略)

1～3 (略)

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 多目的ホール

ア 施設使用料

室名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで

イ 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
ピアノ		1式1回	500円
プロジェクター		1式1回	500円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考 (略)

1～3 (略)

(2) 多目的ホール

ア 施設使用料

室名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで

多目的ホール | 10,000円 | 13,400円 | 10,000円 | 23,400円 | 23,400円 | 33,400円

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

2 (略)

3 第7条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

4 前2項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

イ 特別使用料

種別	使用料の額
----	-------

多目的ホール | 5,400円 | 10,500円 | 9,900円 | 15,900円 | 20,400円 | 25,800円

備考

1 使用時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。

2 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、午前9時から正午までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の20に相当する額を加算した額とする。

3 午後9時から午前6時までの使用に係る使用料は、1時間につき、午後6時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の20に相当する額を加算した額とする。

4 使用時間が1時間に満たないときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

5 (略)

6 施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

イ 特別使用料

種別	使用料の額
----	-------

入場料徴収加算料 入場料が1,000円未満の場合にあっては、施設使用料の額

入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	施設使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	施設使用料の額の100分の200に相当する額
	合	
準備使用料	(略)	

備考

- 1 種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「準備使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。
 - (1) 入場料徴収加算料 使用者が多目的ホールを使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に施設使用料に加算される使用料
 - (2) 準備使用料 入場料を徴収しない場合又は入場料の最高額が1,000円以下の聴衆を集める催しを多目的ホールで行う場合であつて、当該催しの開催時間前若しくは開催日前日以前に行う準備のために使用する場合の使用料
- 2 (略)
- 3 特別使用料の算定に用いる施設使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。この場合において、同一の使用時間の区分に、入場料徴収加算料と準備使用料が重複して適用される場合には、入場料徴収加算料を適用するものとする。
- 4 (略)

ウ 設備等使用料

種別	単位	使用料
フルコンサートピアノ	1式1回	10,000円

入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円未満の場合	施設使用料の額の100分の50に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	施設使用料の額の100分の100に相当する額
	合	
準備等使用料	(略)	

備考

- 1 この表において「入場料徴収加算料」及び「準備等使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。
 - (1) 入場料徴収加算料 使用者が多目的ホールを使用するに際し、入場料を徴収する場合に加算される使用料
 - (2) 準備等使用料 多目的ホールを準備又は練習のために使用する場合の使用料
- 2 (略)
- 3 入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、この表における最高額の入場料徴収加算料に該当するものとみなす。
- 4 (略)

ウ 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
フルコンサートピアノ		1式1回	8,000円

プロジェクター	1式1回	1,000円
---------	------	--------

プロジェクター		1式1回	500円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合	1回	400円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合	1回	700円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キロワットを超える場合	1回	1,300円

備考

1～3 (略)

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 公民館（郡山市立中央公民館を除く。）

(1) 施設使用料

		午前9時	午後1時	午後5時	午前9時	午後1時	午前9時
--	--	------	------	------	------	------	------

備考

1～3 (略)

2 公民館（郡山市立中央公民館を除く。）

(1) 施設使用料

		午前9時	午後1時	午後5時	午前9時	午後1時	午前9時
--	--	------	------	------	------	------	------

名称	室名	から午後 1時まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで	から午後 9時まで
郡山市 立清水 台地域 公民館	第1会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第2会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第3会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第4会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第1集会室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第2集会室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
	第3集会室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
郡山市 立小原 田地域 公民館	会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	第1和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	第2和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
郡山市 立芳賀 地域公 民館	会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	小会議室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	第1和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第2和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円

名称	室名	から午後 1時まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで	から午後 9時まで
郡山市 立清水 台地域 公民館	第1会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第3会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第4会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第1集会室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2集会室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	第3集会室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
郡山市 立小原 田地域 公民館	会議室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
郡山市 立芳賀 地域公 民館	会議室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	小会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

郡山市 立開成 地域公 民館	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	会議室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	第1和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第2和室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
郡山市 立名倉 地域公 民館	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第1和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第2和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
郡山市 立桑野 地域公 民館	研修室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	大集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	小集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第1和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第2和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	第3和室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
郡山市 立久留 米地域 公民館	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	会議室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	第1和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第2和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
郡山市 立桃見	第1会議室	300円	300円	300円	600円	600円	900円

郡山市 立開成 地域公 民館	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	会議室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
郡山市 立名倉 地域公 民館	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
郡山市 立桑野 地域公 民館	研修室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	大集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	小集会室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市 立久留 米地域 公民館	第3和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	会議室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市 立桃見	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	第1会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

台地域 公民館	第2会議室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	第1和室	400円	400円	400円	800円	800円	
	第2和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
郡山市 立大島 地域公 民館	会議室	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	和室	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市 立薫地 域公民 館	会議室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	第1和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	第2和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
郡山市 立赤木 地域公 民館	会議室	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
	小会議室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	第1和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第2和室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
郡山市 立東部 地域公 民館	会議室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	第1和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第2和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市	会議室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円

台地域 公民館	第2会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	
	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
郡山市 立大島 地域公 民館	会議室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	和室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市 立薫地 域公民 館	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
郡山市 立赤木 地域公 民館	会議室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	小会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
郡山市 立東部 地域公 民館	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市	会議室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円

立橋地域公民館	第1和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第2和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
郡山市立中央公民館針生分館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	和室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	研修室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
郡山市立富田公民館	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
	会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第1和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	第2和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	第3和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	町内分室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	会議室						
	町内分室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	和室						
郡山市立富田東地域公民館	町内分室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	実習室						
	会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	集会室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
郡山市立大成地域公民館	和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市立大成地域公民館	会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	小会議室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円

立橋地域公民館	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
郡山市立中央公民館針生分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第1和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	第2和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	第3和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	町内分室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	会議室						
	町内分室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	和室						
郡山市立富田東地域公民館	町内分室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	実習室						
	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
郡山市立大成地域公民館	和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市立大成地域公民館	会議室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	小会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

民館	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
郡山市	会議室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
立小山	第1和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
田地域	第2和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
公民館	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
郡山市	第1会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
立大槻	第2会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
東地域	第1和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
公民館	第2和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
郡山市	安積分室	400円	400円	400円	800円	800円	
立安積	第1会議室						
公民館	安積分室	400円	400円	400円	800円	800円	
	第2会議室						
	安積分室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第3会議室						
	安積分室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	研修室						
	安積分室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	大集会室						
	安積分室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円

民館	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
郡山市	会議室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
立小山	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
田地域	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
公民館	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
郡山市	第1会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
立大槻	第2会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
東地域	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
公民館	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
郡山市	安積分室	300円	500円	600円	800円	1,000円	
立安積	第1会議室						
公民館	安積分室	300円	500円	600円	800円	1,000円	
	第2会議室						
	安積分室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第3会議室						
	安積分室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	研修室						
	安積分室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	大集会室						
	安積分室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円

	小集会室						
	安積分室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	実習室						
郡山市	会議室	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
立柴宮	小会議室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
地域公	和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
民館	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市	会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
立安積	小会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
南地域	和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
公民館	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市	会議室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
立永盛	第1和室	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
地域公	第2和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
民館	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
立安積	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
公民館							
笹川分							
館							
郡山市	会議室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
立安積	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
公民館	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
牛庭分							
館							
郡山市	第1会議	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
立三穂	室						

	小集会室						
	安積分室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	実習室						
郡山市	会議室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
立柴宮	小会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
地域公	和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
民館	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市	会議室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
立安積	小会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
南地域	和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
公民館	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市	会議室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
立永盛	第1和室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
地域公	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
民館	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円
立安積							
公民館							
笹川分							
館							
郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円
立安積							
公民館							
牛庭分							
館							
郡山市	第1会議	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
立三穂	室						

田公民館	第2会議室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	集会室	1,400円	1,400円	1,400円	2,800円	2,800円	4,200円
	和室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
	実習室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
郡山市立三穂田公民館芦ノ口分館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
郡山市立三穂田公民館富岡分館	研修室	300円	300円	300円	600円	600円	(略)
	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	会議室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
郡山市立三穂田公民館鍋山分館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	研修室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
郡山市立逢瀬公民館	大ホール	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
	久保田分室会議室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
	久保田分室講習室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	久保田分室実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円

田公民館	第2会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市立三穂田公民館芦ノ口分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
	集会室	300円	300円	400円	600円	700円	(略)
	和室	300円	300円	400円	600円	700円	900円
郡山市立三穂田公民館鍋山分館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
	大ホール	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円
	久保田分室講習室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
郡山市立逢瀬公民館	久保田分室実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

郡山市	畑田分室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
立喜久	研修室						
田公民	喜久田体	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
館	育館						
郡山市	会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
立日和	研修室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
田公民	和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
館	実習室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	ホール	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	文化体育	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
	館						
	高倉体育	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円
	館						
郡山市	和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
立日和							
田公民	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
館高倉							
分館							
郡山市	第1集会	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
立日和	室						
田公民	第2集会	200円	200円	200円	400円	400円	600円
館宮下	室						
分館	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
郡山市	第1集会	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
立日和	室						
田公民	第2集会	200円	200円	200円	400円	400円	600円
館久留	室						

郡山市	畑田分室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
立喜久	研修室						
田公民	喜久田体	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円
館	育館						
郡山市	会議室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
立日和	研修室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
田公民	和室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
館	実習室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	ホール	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	文化体育	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円
	館						
	高倉体育	900円	1,200円	1,500円	1,900円	2,500円	3,100円
	館						
郡山市	和室	300円	300円	400円	600円	700円	900円
立日和							
田公民	実習室	300円	300円	400円	600円	700円	900円
館高倉							
分館							
郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円
立日和							
田公民							
館宮下							
分館							
郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円
立日和							
田公民							
館久留							

米分館	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
郡山市	第1集会	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
立日和	和室						
田公民	第2集会	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円
館梅沢	和室						
分館	第3集会	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	室						
郡山市	第1和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
立日和	第2和室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
田公民	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
館八丁							
目分館							
郡山市	第1会議	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
立行徳	和室						
地域公	第2会議	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
民館	和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
郡山市	第1集会	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
立八山	和室						
田地	第2集会	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
域公	和室						
民館							
郡山市	第1和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
立富久	第2和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
山公民	第3和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
館久保							

米分館							
郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円
立日和							
田公民							
館梅沢							
分館							
郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円
立日和							
田公民							
館八丁							
目分館							
郡山市	第1会議	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
立行徳	和室						
地域公	第2会議	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
民館	和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
郡山市	第1集会	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
立八山	和室						
田地	第2集会	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
域公	和室						
民館							
郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円
立富久							
山公民							
館久保							

田分館							
郡山市	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
立富久	和室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
山公民	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
館福原							
分館							
郡山市	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
立富久	第1和室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
山公民	第2和室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
館小泉	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
分館							
郡山市	会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
立湖南	集会室	1,400円	1,400円	1,400円	2,800円	2,800円	4,200円
公民館	第1和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	第2和室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	
郡山市	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
立熱海	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
公民館	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
安子島							
分館							
郡山市	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
立熱海	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
公民館	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
高玉							
分館							
郡山市	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円

田分館							
郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円
立富久							
山公民							
館福原							
分館							
郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円
立富久							
山公民							
館小泉							
分館							
郡山市	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
立湖南	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
公民館	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	
郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円
立熱海							
公民館							
安子島							
分館							
郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円
立熱海							
公民館							
高玉							
分館							
郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円

立熱海 公民館	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
玉川分館							
郡山市 立熱海 公民館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
中山分館	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
郡山市 立田村 公民館	第1会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	第2会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	集会室	1,400円	1,400円	1,400円	2,800円	2,800円	4,200円
	第1和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	第2和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	大ホール	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
郡山市 立高瀬 地域公 民館	会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第1和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第2和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第3和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市 立二瀬 地域公 民館	会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	集会室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)

立熱海 公民館							
玉川分館							
郡山市 立熱海 公民館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
郡山市 立田村 公民館	第1会議室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	第2会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	第1和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	大ホール	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円
郡山市 立高瀬 地域公 民館	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第3和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市 立二瀬 地域公 民館	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)

郡山市	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
立田村	会議室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
公民館	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
田母神 分館							
郡山市	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
立田村	第1和室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
公民館	第2和室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
谷田川	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
分館							
郡山市	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
立西田	研修室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
公民館	和室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
高野分 館	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
郡山市	第1和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
立西田	第2和室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
公民館	第3和室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
根木屋 分館							
郡山市	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
立中田	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
公民館	研修室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
宮城分 館	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
郡山市	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
立中田	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円

郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円
立田村							
公民館							
田母神 分館							
郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円
立田村							
公民館							
谷田川 分館							
郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円
立西田							
公民館							
高野分 館							
郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円
立西田							
公民館							
根木屋 分館							
郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円
立中田							
公民館							
宮城分 館							
郡山市		300円	300円	400円	600円	700円	900円
立中田							

公民館 牛糞分館	実習室	100円	100円	100円	200円	200円	300円
郡山市 立中田 公民館	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	会議室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
中津川 分館	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
郡山市 立中田 公民館	会議室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
下枝分館	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円
	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 大ホール及び体育館の冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20に相当する額を加算する。
- 3 第7条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 4 前2項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があ

公民館 牛糞分館							
郡山市 立中田 公民館		300円	300円	400円	600円	700円	900円
中津川 分館							
郡山市 立中田 公民館	会議室	300円	300円	400円	600円	700円	900円
	和室	300円	300円	400円	600円	700円	900円
下枝分館	実習室	300円	300円	400円	600円	700円	900円
	集会室	300円	300円	400円	600円	700円	900円

備考

- 1 使用時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。
- 2 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20に相当する額を加算する。

るときは、これを10円に切り上げる

5 2分の1面利用を可能とするネットを有する大ホール又は体育館において、アリーナの2分の1面を利用する場合は施設使用料の100分の50の額とする。

6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものものとする。

(2) 設備等使用料

種別	単位	使用料	摘要
ピアノ (電子ピアノを除く。)	(略)		

備考

1～3 (略)

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものものとする。

(2) 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料	摘要
ピアノ		(略)		(略)
プロジェクター		1式1回	500円	
展示用パネル		1枚1日	50円	
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円	

備考

1～3 (略)

(郡山市保育所条例の一部改正)

第4条 郡山市保育所条例(昭和40年郡山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第2(第5条関係)			別表第2(第5条関係)		
名称	単位	金額	名称	単位	金額
延長保育料	1回1時間	200円	延長保育料	1回1時間につき	100円
備考(略)			備考(略)		

(郡山市公会堂条例の一部改正)

第5条 郡山市公会堂条例(昭和40年郡山市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(使用の制限) 第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、公会堂の使用を許可しない。 (1)・(2) (略) (3) <u>販売、営利を目的とする勧誘その他これに類する行為をするおそれがあると認めるとき</u> (4) <u>前3号に掲げる場合のほか、管理運営上適当でない行為をするおそれがあると認めるとき。</u>		(使用の制限) 第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、公会堂の使用を許可しない。 (1)・(2) (略) (3) <u>営利的興行又これに類するものを行うとき。</u>	
別表(第7条関係) 1 施設使用料		別表(第7条関係) 1 施設使用料	
区分	使用料	区分	使用料
午前 午前9時から午後1時まで	4,800円	午前 午前9時から午後1時まで	2,600円
午後 午後1時から午後5時まで	4,800円	午後 午後1時から午後5時まで	5,700円
夜間 午後5時から午後9時まで	4,800円	夜間 午後5時から午後9時まで	5,100円
午前・午後 午前9時から午後5時まで	9,600円	午前・午後 午前9時から午後5時まで	7,500円
午後・夜間 午後1時から午後9時まで	9,600円	午後・夜間 午後1時から午後9時まで	9,800円
全日 午前9時から午後9時まで	14,400円	全日 午前9時から午後9時まで	11,200円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。
- 3 第10条ただし書により、やむを得ずの使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの項使用料の欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 4 前2項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 特別使用料

種別		使用料の額
入場料徴収	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	施設使用料の額の100分の100に相当する額
加算料	入場料が3,001円以上の場合	施設使用料の額の100分の200に相当する額

備考

- 1 この表において「入場料徴収加算料」とあるのは、使用者が公会堂を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に施設使用料に加算される使用料をいう。

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

2 入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

3 特別使用料の算定に用いる施設使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

4 特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 設備等使用料

種別	単位	使用料
(略)		

備考

1・2 (略)

3 ピアノの使用料には、調律料は含まない。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す

2 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
(略)			
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合	1回	400円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合	1回	700円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キロワットを超える場合	1回	1,300円

備考

1・2 (略)

る時間を含むものとする。

(郡山市熱海温泉事業条例の一部改正)

第6条 郡山市熱海温泉事業条例(昭和40年郡山市条例第108号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(温泉使用料) 第11条 (略) 2 (略) 3 温泉使用料で市長が必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず第25条に規定する管理委員会に<u>諮って</u>使用料を減免することができる。 (使用料の納入期限) 第12条 第14条の規定による検針により算出された温泉使用料の納入期限は、当該検針の日の属する月の<u>翌月の末日</u>とする。ただし、特別の場合は、納入通知書に指定する期限とする。 (使用料の計算) 第13条 温泉使用料の計算にあつては、<u>検針を行った月の検針量から前月の検針量の差をもって1か月の温泉使用量とし、第11条第1項の規定に基づき算定する。</u> 2・3 (略) (権利譲渡の制限) 第18条 権利者は、給湯を受ける権利(次項において「権利」という。)を譲渡することはできない。 2 <u>前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、権利を譲り受けようとする者が市長の許可を受けたときは、権利者は権利を譲渡することができる。</u> 3 <u>前項の許可を受けようとする者は、手数料として3,000円を納入しな</u></p>	<p>(温泉使用料) 第11条 (略) 2 (略) 3 温泉使用料で市長が必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず第25条に規定する管理委員会には<u>かつて</u>使用料を減免することができる。 (使用料の納入期限) 第12条 第14条の規定による検針により算出された温泉使用料の納入期限は、当該検針の日の属する月の<u>翌月15日</u>とする。ただし、特別の場合は、納入通知書に指定する期限とする。 (使用料の計算) 第13条 温泉使用料の計算にあつては、<u>検針から当該検針の直前の検針までの期間をもって1か月とする。</u> 2・3 (略) (名義の変更) 第18条 権利者が<u>譲渡、相続その他の事由で名義を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</u> 2 <u>名義を変更しようとする者が譲渡によるときは、温泉使用料等市に対するすべての債務を履行しないときは、前項の規定による許可をしない。</u> 3 <u>譲渡の理由により第1項の規定による許可の申請をする新たな名義人となろうとする者は、手数料として権利量1リットルにつき1,000円を納入しなければならない。</u> 4 <u>譲渡以外の理由により第1項の規定による許可の申請をする新たな名義</u></p>

ればならない。

4 前項に規定する手数料は、当該許可に係る申請の際に納入しなければならない。

5 既納の手数料は、これを返還しない。
(違背処分)

第21条 (略)

2 市長は、前項第3号及び第6号の規定に該当する場合で特に悪質と認め
たときは、第25条に規定する管理委員会に諮って、給湯の権利を取り消す
ことができる。この場合市は、一切の損害を補償しない。

3 (略)

人となろうとする者は、手数料として3,000円を納入しなければならない
。

5 前2項の規定による手数料は、申請の際に納入しなければならない。こ
の場合において、既納の手数料は、返還しない。

(違背処分)

第21条 (略)

2 市長は、前項第3号及び第6号の規定に該当する場合で特に悪質と認め
たときは、第25条に規定する管理委員会にはかつて、給湯の権利を取り消
すことができる。この場合市は、一切の損害を補償しない。

3 (略)

第7条 郡山市熱海温泉事業条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(権利金)</p> <p>第10条 第5条の許可を得た者は、<u>納入通知書に指定する期限までに次の各</u> <u>号に掲げる区分により、当該各号に定める権利金を納入しなければならない</u> <u>い。</u></p> <p>(1) 営業用 権利量1リットルにつき<u>143,000円</u></p> <p>(2) 自家用 権利量1リットルにつき<u>220,000円</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(温泉使用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 第6条第4項の規定により徴収する加算金は、<u>超過1か所につき月額</u> <u>3,300円とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(管理料)</p>	<p>(権利金)</p> <p>第10条 第5条の許可を得た者は、<u>許可の日から5日以内に次の各号に掲げ</u> <u>る区分により、当該各号に定める権利金を納入しなければならない。</u></p> <p>(1) 営業用 権利量1リットルにつき<u>136,500円</u></p> <p>(2) 自家用 権利量1リットルにつき<u>210,000円</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(温泉使用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 第6条第4項の規定により徴収する加算金は、<u>超過1か所につき月額</u> <u>3,150円とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(管理料)</p>

第14条の2 市長は、使用した給湯量が無く、かつ、温泉の使用を中止している権利者から、管理料として権利量1リットルにつき月額110円を徴収する。

2 (略)

(郡山市都市公園条例の一部改正)

第14条の2 市長は、使用した給湯量が無く、かつ、温泉の使用を中止している権利者から、管理料として権利量1リットルにつき月額105円を徴収する。

2 (略)

第8条 郡山市都市公園条例(昭和40年郡山市条例第112号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第6条の2関係) 有料公園施設		別表第1(第6条の2関係) 有料公園施設	
都市公園名	有料公園施設の名称	都市公園名	有料公園施設の名称
(略)		(略)	
大槻公園	(略) バーベキュー広場	大槻公園	(略)
開成山公園	(略)	開成山公園	
荒井中央公園	ふれあい交流施設		
平成記念郡山こどものもり公園	もりの館		
浄土松公園	バーベキュー広場		
別表第2(第6条の3関係) 有料公園施設の供用日及び供用時間		別表第2(第6条の3関係) 有料公園施設の供用日及び供用時間	
有料公園施設の区分	供用日	供用時間	
郡山カルチャーパークドリームランド	(略)		
郡山カルチャーパークプール (個人使用に限る。)			
郡山カルチャーパークカルチャーセンター			
21世紀記念公園交流施設			

21世紀記念公園くつろぎ施設		
大槻公園スーパースライダー		
大槻公園バーベキュー広場	1月4日から12月28日までの日 で、休場日以外の日	午前9時から午後4時30分まで
(略)		
開成山野外音楽堂	(略)	
荒井中央公園ふれあい交流施設	1月5日から12月27日までの日 で、土曜日、日曜日及び休日 (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日)以外の日	午前9時から午後5時まで
平成記念郡山こどものもり公園 もりの館	(1) 1月5日から12月27日までの日 で、休場日以外の日 (2) 7月21日から8月24日までの日	午前9時から午後5時まで
浄土松公園バーベキュー広場	1月4日から12月28日までの日 で、休場日以外の日	午前9時から午後4時30分まで

備考 (略)

別表第4 (第10条関係)

有料公園施設の使用料

1 郡山カルチャーパークドリームランドの使用料

種別	単位	使用料	摘要
ジェットコースター	1人1回	大人400円	4歳未満の者は、無料とする。
ゴーカート		こども300円	
グレートポセイドン	1人1回	大人300円	
パラトルーパー		こども200円	
サイクルモノレール			

くつろぎ施設	
スーパースライダー	(略)
(略)	
開成山野外音楽堂	(略)

備考 (略)

別表第4 (第10条関係)

有料公園施設の使用料

1 ドリームランドの使用料

種別	単位	使用料	摘要
ジェットコースター	1人1回	大人300円	(1) 100円券11枚つづりは、1,000円とする。
ゴーカート		子供200円	
グレートポセイドン	1人1回	大人200円	(2) 4歳未満の者は、無料とする。
パラトルーパー		子供100円	
サイクルモノレール			

豆汽車		
コーヒーカップ		
チェーンタワー	1人1回	200円
メリーゴーランド		
観覧車		
ミラーハウス		

備考 「大人」とは15歳以上の者（中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒を除く。）を、「こども」とは4歳以上15歳未満の者をいう。

2 郡山カルチャーパークプールの使用料

種別	単位	使用料	
個人使用	1人1回	大人450円	
		高校生・学生270円	
		中学生及び小学生180円	
		幼児130円	
貸切使用	25mプール	1レーン1時間	700円
		全レーン1時間	4,900円
	50mプール	1レーン1時間	1,800円
		全レーン1時間	14,400円
	飛込プール	1時間	7,000円

備考

1 「幼児」とは4歳以上の者で小学校就学前の者をいう。

2 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこ

豆汽車		
コーヒーカップ		
チェーンタワー	1人1回	100円
メリーゴーランド		
観覧車		
ミラーハウス		

備考 「大人」とは15歳以上の者を、「子供」とは4歳以上15歳未満の者をいう。

2 カルチャーパークプールの使用料

種別	単位	使用料	摘要
個人使用	1人1回	大人300円	回数券（6回券）は、1,500円とする。
		子供150円	
貸切使用	午前9時から午後0時30分まで	18,500円	入場料を徴収して競泳プール及び飛込プールを使用する場合は、それぞれについて左記金額を加算する。
		午後0時30分から午後4時30分まで	
	午前9時から午後4時30分まで	55,500円	

備考

1 「大人」とは15歳以上の者を、「子供」とは4歳以上15歳未満の者をいう。

2 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。

れらに準ずる者をいう。

3 「中学生」とは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒を、「小学生」は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童をいう。

4 （略）

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 郡山カルチャーパークカルチャーセンターの使用料

(1) アリーナの使用料

ア 貸切使用料

区分	使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的とする場合	一般	3,800円	3,800円	2,500円	2,500円	2,500円	15,100円
		高校生・中学生以下	1,700円	1,700円	1,100円	1,100円	1,100円	6,700円
		中学生以下	1,300円	1,300円	800円	800円	800円	5,000円
その他	営利目的		18,300円	18,300円	12,200円	12,200円	12,200円	73,200円
		その他	9,100円	9,100円	6,100円	6,100円	6,100円	36,500円

3 （略）

3 カルチャーセンターの使用料

(1) アリーナの使用料

ア 全面貸切使用料

区分	使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的とする場合	児童等	1,000円	1,000円	800円	1,100円	1,100円	5,000円
		生徒等	1,000円	1,000円	800円	1,100円	1,100円	5,000円
		一般	2,200円	2,200円	1,800円	2,400円	2,400円	11,000円
その他			16,400円	16,400円	13,400円	17,900円	17,900円	82,000円

	他						
使用者が 入場料を 徴する場 合	アマチュア一般	12,800円	12,800円	8,500円	8,500円	8,500円	51,100円
	アマチュア高校生・学生	4,400円	4,400円	2,900円	2,900円	2,900円	17,500円
	アマチュア中学生以下	3,200円	3,200円	2,100円	2,100円	2,100円	12,700円
	その他(興行等)	109,200円	109,200円	72,800円	72,800円	72,800円	436,800円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 (略)
- 4 「使用者が入場料を徴さない場合」における「営利目的」とは、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合をいう。

使用者が 入場料を 徴する場 合	アマチュア児童等	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円
	アマチュア生徒等	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円
	アマチュア一般	7,900円	7,900円	6,500円	8,600円	8,600円	39,500円
	その他	47,700円	47,700円	37,200円	52,100円	52,100円	236,800円
興行を目的とする場合		80,400円	80,400円	64,300円	88,500円	88,500円	402,100円

備考

- 1 「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 (略)
- 4 暖房を使用した場合は、全面貸切使用料の100分の20の額を加算する。

- 5 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 6 第6条の3ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 7 前項の規定により加算した貸切使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(ア) 一部貸切使用料

使用区分	単位	使用料
アリーナ	2分の1面	貸切使用料の使用時間の区分に規定する額の2分の1の額

(イ) 貸出区域使用料

使用目的	使用区分	単位	時間帯区分		
			A又はB	C、D又はE	F
アマチュアスポ	ステージ	全面	200円	100円	700円

イ 一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	アリーナ	2分の1面	1回につき全面貸切使用料の2分の1の額 (使用料のF欄を除く。)	1日につき全面貸切使用料の2分の1の額
	ステージ	全面	1回につき400円	1日につき2,000円
その他	ステージ	全面	1回につき2,500円	1日につき12,500円

備考 「1回」とは午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの、「1日」とは午前9時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

一ツを目的に使用する場合					
その他	ステージ	全面	1,600円	1,000円	6,200円

備考

- 1 時間帯区分のAからFまでは、別表第4中3（1）ア貸切使用料の使用時間の区分をいう。
- 2 時間外に一部貸切又は貸出区域を使用する場合の使用料は、別表第4中3（1）ア貸切使用料の表の備考第6項及び第7項の規定を準用する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

イ 個人使用料

対象	単位	使用料
一般	1人1回	200円
高校生・学生	1人1回	120円
中学生以下	1人1回	80円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 (略)
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 会議室等の使用料

ア 会議室等使用料

ウ 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

備考

- 1 「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 (略)

(2) 会議室等の使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1会議室	2,100円	2,100円	2,100円	4,200円	4,200円	6,300円
第2会議室	1,300円	1,300円	1,300円	2,600円	2,600円	3,900円
工作室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
第1和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
第2和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
展示室	7,900円	7,900円	7,900円	15,800円	15,800円	23,700円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

イ 特別使用料

	種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が500円以下の場合	会議室等使用料の額の100分の20に相当する額
	入場料が501円以上の場合	会議室等使用料の額の100分の40に相当する額
営利目的加算料		会議室等使用料の額の100分の

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1会議室	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円	3,000円	3,600円
第2会議室	1,400円	2,100円	2,600円	3,200円	4,300円	5,200円
工作室	800円	1,100円	1,400円	1,800円	2,300円	2,800円
第1和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
第2和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
展示室	1日につき14,200円					

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、当該使用料の100分の20の額を加算する。

(3) 電気使用料

使用区分	使用料
アリーナ	1時間につき800円
ステージ	1時間につき700円

備考 アマチュアスポーツを目的に使用する場で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

60に相当する額

備考

1 種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「営利目的加算料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料 使用者が展示室を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）

を徴収する場合に会議室等使用料に加算される使用料

(2) 営利目的加算料 入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合に、会議室等使用料に加算される使用料

2 入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

3 特別使用料の算定に用いる会議室等使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

4 営利目的加算料が適用される場合には、入場料徴収加算料は適用しないものとする。

5 特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

4 交流施設の使用料

(1) 21世紀記念公園交流施設の施設使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
体験学習室1	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
体験学習室2	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円

4 交流施設の使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
体験学習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

(2) 21世紀記念公園くつろぎ施設の施設使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1和室	2,700円	2,700円	2,700円	5,400円	5,400円	8,100円
第2和室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
第3和室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
第4和室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
小間	2,400円	2,400円	2,400円	4,800円	4,800円	7,200円
立礼席	3,700円	3,700円	3,700円	7,400円	7,400円	11,100円

(3) 荒井中央公園ふれあい交流施設の施設使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
ホール	1,400円	1,400円	2,800円
調理室	200円	200円	400円

(4) 平成記念郡山こどものもり公園もりの館の施設使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
体験学習室	1,400円	1,400円	2,800円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、施設使用料の100分の60

5 くつろぎ施設の使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1和室	1,800円	2,400円	2,700円	3,800円	4,600円	5,800円
第2和室	1,400円	1,900円	2,100円	3,000円	3,600円	4,500円
第3和室	1,400円	1,900円	2,100円	3,000円	3,600円	4,500円
第4和室	1,000円	1,400円	1,600円	2,200円	2,700円	3,400円
小間	1,500円	2,000円	2,300円	3,200円	3,900円	4,900円
立礼席	2,500円	3,300円	3,700円	5,300円	6,300円	8,000円

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、当該使用料の100分の20の額を加算する。

に相当する額（次項において「営利目的加算」という。）を加算する。

3 営利目的加算の算定に用いる施設使用料の額は、当該営利目的加算に係る行為を行う交流施設における使用時間の区分による。

4 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 大槻公園スーパースライダーの使用料

種別	単位	使用料
スーパースライダー	1人1回	大人250円
		こども150円

備考 「大人」とは15歳以上の者（中学生を除く。）を、「こども」とは4歳以上15歳未満の者をいう。

6 大槻公園バーベキュー広場及び浄土松公園バーベキュー広場の使用料

種別	単位	使用料
バーベキュー広場	1基1日	600円
	1区画1日	400円

備考

1 「1基」とは、野外炉の使用をいう。

2 「1日」とは、午前9時から午後4時30分までの使用をいう。

7 (略)

8 (略)

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す

6 スーパースライダーの使用料

種別	単位	使用料	摘要
スーパースライダー	1人1回	大人150円	回数券（5回券）は、600円とする。
		子供100円	回数券（5回券）は、400円とする。

備考 「大人」とは15歳以上の者を、「子供」とは4歳以上15歳未満の者をいう。

7 (略)

8 (略)

る時間を含むものとする。

別表第5（第10条関係）

設備及び器具の使用料

1（略）

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 郡山カルチャーパークカルチャーセンターの設備等使用料

(1) アリーナ

種別	午前9時	正午から	午後3時	午後5時	午後7時	午前9時
	から正午	午後3時	から午後	から午後	から午後	から午後
	まで	まで	5時まで	7時まで	9時まで	9時まで
放送設備	1,500円	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	6,000円
電光掲示板	1,200円	1,200円	800円	800円	800円	4,800円

別表第5（第10条関係）

設備及び器具の使用料

1（略）

2 カルチャーセンターの設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
温水シャワー		1人1回	150円
フロアシート		10平方メートル1日	10円
展示用パネル		1枚1日	50円
会議室の放送設備		1式1回	200円
アリーナの放送設備		1式1時間	500円
電光掲示板		1組1時間	400円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円

持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、アリーナの使用に係る場合にあっては午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分における使用を、アリーナ以外の使用に係る場合にあっては午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回（アリーナの使用に係る場合にあっては、5回）の使用として、この表の規定を適用する。
- 3 フロアシートは、アマチュアスポーツを目的に使用する場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

(2) シャワー

種別	区分	単位	使用料	
シャワー	個人使用	1人1使用	300円	
	貸切使用	男子更衣室	1日1室（4基）	2,000円
		女子更衣室	1日1室（4基）	2,000円

(3) 会議室

種別	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで
	1時まで	5時まで	9時まで	5時まで	9時まで	9時まで
放送設備	200円	200円	200円	400円	400円	600円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 荒井中央公園ふれあい交流施設の設備等使用料

種別	単位	使用料
調理台	1台1時間	100円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計1キロワット当たり1時間（持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワット以下の場合を除く。）	50円

備考 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超える場合において、1キロワット未満の端数があるときは、これを1キロワットとして算定する。

4 交流施設の設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
映像装置		1式1回	500円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円

3 21世紀記念公園くつろぎ施設の器具使用料

種別	午前9時	午後1時	午後5時	午前9時	午後1時	午前9時	摘要
	から午後1時まで	から午後5時まで	から午後9時まで	から午後5時まで	から午後9時まで	から午後9時まで	
茶道具	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円	(略)

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

4 大槻公園スポーツ広場の夜間照明設備使用料

設備	対象	単位	使用料
夜間照明設備	一般	30分	700円

持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円
--------------------------------------	----	------

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

5 くつろぎ施設の器具使用料

種別	使用料	摘要
茶道具	1式1回につき500円	(略)
華道具	1式1回につき200円	

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

6 大槻公園スポーツ広場の夜間照明設備使用料

設備	使用料
夜間照明設備	30分につき500円

高校生・学生及び中学生以下	30分	350円
備考		
1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。		
2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。		
3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。		
4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。		

(郡山市水道事業給水条例の一部改正)

第9条 郡山市水道事業給水条例(昭和41年郡山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第31条 手数料は、次の各号の区分により、設計審査手数料及び工事検査手数料については工事承認の際、各種証明手数料については交付の際、指定給水装置工事事業者指定手数料及び法第25条の3の2第1項の更新に対する指定給水装置工事事業者更新手数料については申請の際にそれぞれ徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 各種証明手数料 1件につき300円</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第31条 手数料は、次の各号の区分により、設計審査手数料及び工事検査手数料については工事承認の際、各種証明手数料については交付の際、指定給水装置工事事業者指定手数料及び法第25条の3の2第1項の更新に対する指定給水装置工事事業者更新手数料については申請の際にそれぞれ徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 各種証明手数料 1件につき250円</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

(郡山市老人福祉センター条例の一部改正)

第10条 郡山市老人福祉センター条例(昭和41年郡山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第9条関係)</p> <p>施設使用料</p>	<p>別表(第9条関係)</p> <p>1 施設使用料</p>

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1教養娯楽室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	(略)
第2教養娯楽室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	
和室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	
学習室	2,300円	2,300円	2,300円	4,600円	4,600円	6,900円
作業室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
集会室	10,800円	10,800円	10,800円	21,600円	21,600円	32,400円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1教養娯楽室	1,300円	2,000円	2,700円	3,000円	4,300円	(略)
第2教養娯楽室	1,300円	2,000円	2,700円	3,000円	4,300円	
和室	1,300円	2,000円	2,700円	3,000円	4,300円	
学習室	1,800円	2,600円	3,500円	4,000円	5,500円	6,600円
作業室	1,300円	2,000円	2,700円	3,000円	4,300円	5,100円
集会室	5,200円	7,700円	10,300円	11,700円	16,200円	19,300円

備考 冷暖房実施期間中は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

2 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
音声装置		1式1回	1,000円
16ミリ映写機		1式1回	2,500円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円

	持込電気器具に表示されている消費電力の1回 合計が1.5キロワットを超える場合	400円
備考		
<p>1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。</p> <p>2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。</p>		

(郡山市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第11条 郡山市簡易水道事業給水条例(昭和42年郡山市条例第76号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次の各号の区分により、設計審査手数料及び工事検査手数料については工事承認の際、各種証明手数料については交付の際にそれぞれ徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 各種証明手数料 1件につき<u>300円</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次の各号の区分により、設計審査手数料及び工事検査手数料については工事承認の際、各種証明手数料については交付の際にそれぞれ徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 各種証明手数料 1件につき<u>250円</u></p>

(郡山市下水道条例の一部改正)

第12条 郡山市下水道条例(昭和45年郡山市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第28条の2 <u>各種証明に係る手数料は、1件当たり300円とする。</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第28条の2 <u>手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 各種証明 1件当たり250円</p> <p>(2) 公簿又は図面の閲覧又は縦覧 <u>公簿1冊又は図面1葉当たり250円</u></p>

<p>2 前項の手数料の納付及び不返還並びに各種証明の郵送による交付については、郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）第3条第1項、第4条及び第10条の規定を準用する。</p>	<p>2 前項第2号の公簿又は図面の閲覧又は縦覧のうち次に掲げるものに係る手数料は、徴収しない。</p> <p>(1) 公共下水道台帳の閲覧</p> <p>(2) 法第9条の図面の閲覧</p> <p>(3) 下水道受益者負担金賦課区域図の閲覧</p> <p>3 第1項の手数料の納付及び不返還並びに各種証明の郵送による交付については、郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）第3条第1項、第4条及び第10条の規定を準用する。</p>
---	--

（郡山市労働福祉会館条例の一部改正）

第13条 郡山市労働福祉会館条例（昭和47年郡山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用許可の制限）</p> <p>第6条 市長は、会館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用許可をしない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>営利を目的とする行為その他これに類する行為をするおそれがあると認めたと</u>とき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（使用料の免除）</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定管理者が行う会館の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき</u>。</p> <p>(4) (略)</p> <p>別表（第7条関係）</p>	<p>（使用許可の制限）</p> <p>第6条 市長は、会館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用許可をしない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>入場料等を徴収するとき</u>。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（使用料の免除）</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定管理者が主催して行う事業であって、市長が認めるものに使用するとき</u>。</p> <p>(4) (略)</p> <p>別表（第7条関係）</p>

基本使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大ホール	6,400円	6,400円	6,400円	12,800円	12,800円	19,200円
中ホール	3,400円	3,400円	3,400円	6,800円	6,800円	10,200円
第1会議室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
第2会議室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
第3会議室	1,300円	1,300円	1,300円	2,600円	2,600円	3,900円
第4会議室	1,300円	1,300円	1,300円	2,600円	2,600円	3,900円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 大ホールにおいて、冷房又は暖房の設備を使用する場合は、基本使用料の100分の20の額を加算する。
- 3 第3条により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間が1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

1 基本使用料

室名		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	延長1時間につき	
大ホール	平日	4,100円	5,200円	6,200円	8,400円	10,300円	13,000円	1,300円
	土・日・祝日	5,200円	7,200円	9,300円	11,200円	14,900円	18,100円	1,800円
中ホール	平日	2,100円	2,600円	3,100円	4,300円	5,200円	6,600円	700円
	土・日・祝日	2,600円	3,600円	4,600円	5,600円	7,400円	9,000円	900円
第1会議室		1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円	300円
第2会議室		1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円	300円
第3会議室		1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円	300円
第4会議室		1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円	300円

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、基本使用料（大ホール及び中ホールにあつては、平日の基本使用料とする。）の100分の20の額を加算する。

- 4 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 器具使用料

種別	区分	単位	使用料
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

(郡山市体育施設条例の一部改正)

第14条 郡山市体育施設条例（昭和48年郡山市条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第8条関係） 郡山総合体育館使用料	別表第1（第8条関係） 郡山総合体育館の使用料

1 貸切使用料

区分	使用目的	使用区分	対象	時間帯区分						
				A	B	C	D	E	F	
				午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
使用者がアスポートを目的に使用する場合 徴さない場合	大体育館	一般	一般	6,100円	6,100円	4,100円	4,100円	4,100円	24,500円	
			高校生・学生	2,700円	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	10,800円	
			中学生	2,100円	2,100円	1,400円	1,400円	1,400円	8,400円	
			以下							
		小体育館、剣道場及び柔道場	一般	一般	1,800円	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	7,200円
				高校生・学生	1,100円	1,100円	700円	700円	700円	4,300円
			中学生	中学生	700円	700円	400円	400円	400円	2,600円
				以下						
			営利目的	営利目的	37,100円	37,100円	24,700円	24,700円	24,700円	148,300円
				その他	18,500円	18,500円	12,300円	12,300円	12,300円	73,900円
小体育館、剣道場及び柔道場	営利目的	営利目的	11,100円	11,100円	7,400円	7,400円	7,400円	44,400円		
		その他	5,500円	5,500円	3,700円	3,700円	3,700円	22,100円		

1 各館貸切使用料

区分	使用目的	使用区分	対象	A	B	C	D	E	F	
				午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
使用者がアスポートを目的に使用する場合 徴さない場合	大体育館	児童等生徒等	児童等	1,500円	1,500円	1,200円	1,500円	1,500円	7,200円	
			生徒等	1,500円	1,500円	1,200円	1,500円	1,500円	7,200円	
			一般	3,300円	3,300円	2,700円	3,600円	3,600円	16,500円	
			児童等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円	
		小体育館、剣道場及び柔道場	生徒等	生徒等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
				一般	900円	900円	800円	1,000円	1,000円	4,600円
		その他	大体育館	一般	24,600円	24,600円	20,100円	26,700円	26,700円	122,700円
				児童等	8,000円	8,000円	6,700円	9,400円	9,400円	41,500円
		小体育館、剣道場及び柔道場	児童等	児童等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
				一般	900円	900円	800円	1,000円	1,000円	4,600円

使用者が 入場料を 徴する場 合	アマチュ アスポー ツを目的 に使用す る場合	大体育館	一般	20,600	20,600	13,700	13,700	13,700	82,300
				円	円	円	円	円	円
			高校生	7,300	7,300	4,800	4,800	4,800	29,000
			・学生	円	円	円	円	円	円
			中学生	6,200	6,200	4,100	4,100	4,100	24,700
	以下	円	円	円	円	円	円		
	その他	小体育館 、剣道場 及び柔道 場	一般	6,400	6,400	4,200	4,200	4,200	25,400
				円	円	円	円	円	円
			高校生	2,200	2,200	1,400	1,400	1,400	8,600
			・学生	円	円	円	円	円	円
中学生			1,900	1,900	1,200	1,200	1,200	7,400	
以下	円	円	円	円	円	円			
その他	大体育館	興行等	222,700	222,700	148,500	148,500	148,500	890,900	
			円	円	円	円	円	円	
その他	小体育館 、剣道場 及び柔道 場	興行等	66,700	66,700	44,500	44,500	44,500	266,900	
			円	円	円	円	円	円	

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

使用者が 入場料を 徴する場 合	アマチュ アスポー ツを目的 に使用す る場合	大体育館	児童等	3,900	3,900	3,300	4,200	4,200	19,500
				円	円	円	円	円	円
			生徒等	3,900	3,900	3,300	4,200	4,200	19,500
				円	円	円	円	円	円
			一般	12,000	12,000	9,600	12,900	12,900	59,400
	その他	小体育館 、剣道場 及び柔道 場	児童等	1,200	1,200	900円	1,300	1,300	5,900
				円	円	円	円	円	円
			生徒等	1,200	1,200	900円	1,300	1,300	5,900
				円	円	円	円	円	円
			一般	3,300	3,300	2,700	3,900	3,900	17,100
その他	大体育館		71,400	71,400	55,800	78,300	78,300	355,200	
			円	円	円	円	円	円	
その他	小体育館 、剣道場 及び柔道 場		26,800	26,800	22,300	31,300	31,300	138,500	
			円	円	円	円	円	円	
興行を 目的と する場 合	大体育館		120,600	120,600	96,600	132,600	132,600	603,000	
			円	円	円	円	円	円	
その他	小体育館 、剣道場 及び柔道 場		40,200	40,200	33,500	46,900	46,900	207,700	
			円	円	円	円	円	円	

備考

- 1 「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教

- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。
- 3 「使用者が入場料を徴する場合」とは、使用者が大体育館、小体育館、剣道場及び柔道場を使用するに際し、入場料（入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価として徴収するものいう。以下同じ。）を徴収する場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。
- 4 「使用者が入場料を徴さない場合」における「営利目的」とは、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合をいう。
- 5 第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下別表第1において同じ。）の使用に係る使用料は、1時間につき、時間帯区分Fの欄に掲げる額の12分の1に相当する額にその額の100分の25に相当する額を加算する。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 6 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 7 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す

育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。

- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。（以下同じ。）
- 4 土曜日、日曜日又は祝日法による休日（以下「土曜日等」という。）に使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 5 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間帯区分Aの欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 6 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料は、1時間につき、時間帯区分Eの欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 7 前3項の規定により加算した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

る時間を含むものとする。

2 一部貸切使用料

使用区分	単位	使用料
大体育館フロア	3分の1面	別表第1中1貸切使用料の時間帯区分に規定する額の3分の1の額
小体育館、剣道場及び柔道場	2分の1面	別表第1中1貸切使用料の時間帯区分に規定する額の2分の1の額

2 一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	大体育館フロア	3分の1面	1回につき各館貸切使用料の3分の1の額（F欄を除く。）	1日につき各館貸切使用料のF欄の3分の1の額
			1回につき各館貸切使用料の2分の1の額（F欄を除く。）	1日につき各館貸切使用料のF欄の2分の1の額
	2階多目的室	1室	1回につき3,000円	1日につき15,000円
	1階多目的室、更衣室、会議室及びミーティングルーム	1室	1回につき200円	1日につき1,000円
	屋外バルコニー及びホール	全面（ホールに限り通路部分を除く。）	1回につき600円	1日につき3,000円
	メディアスペース	全面	1回につき200円	1日につき1,000円
	その他	2階多目的室	1室	1回につき3,000円
	1階多目的室、更衣室、会議室及びミーティングルーム	1室	1回につき1,200円	1日につき6,000円

備考

- 1 一部貸切使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 2 時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表第1中1貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 個人使用料

対象	単位	使用料
一般	1人1回	200円
高校生・学生	1人1回	120円
中学生以下	1人1回	80円

屋外バルコニー及びホール	全面（ホールに限り通路部分を除く。）	1回につき3,700円	1日につき18,500円
メディアスペース	全面	1回につき1,200円	1日につき6,000円

備考

- 1 「1回」とは、各館貸切使用料の表に掲げる時間区分の単位を（以下この表において同じ。）、「1日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 2 時間外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下同じ。）又は土曜日等に大体育館フロア、小体育館、剣道場及び柔道場を使用する場合の使用料は、各館貸切使用料の表の備考第4項から第6項までの規定を準用する。
- 3 時間外又は土曜日等に2階多目的室、1階多目的室、更衣室、会議室、ミーティングルーム、屋外バルコニー、ホール及びメディアスペースを使用する場合は、当該使用料に4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「1回」とは、別表第1中1貸切使用料の表に規定するA、B、C、D又はEの時間帯区分における使用をいう。
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

4 附属室又は貸出区域使用料

使用目的	使用区分	単位	時間帯区分		
			A又はB	C、D又はE	F
アマチュア	2階多目的室	1室	1,200円	800円	4,800円
アスポートを目的に使用する場合	1階多目的室、更衣室、会議室、ミーティングルーム及びメディアスペース	1室	500円	300円	1,900円
	屋外バルコニー	全面	1,400円	900円	5,500円
	2階ホール	全面（通路部分を除く。）	200円	100円	700円
	1階ホール	全面（通路部分を除く。）	600円	400円	2,400円
	エントランス	全面（通路部	1,100円	700円	4,300円

備考

- 1 「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

	ホール	分を除く。)			
その他	2階多目的室	1室	3,800円	2,500円	15,100円
	1階多目的室、更衣室、会議室、ミーティングルーム及びメディアスペース	1室	2,200円	1,500円	8,900円
	屋外バルコニー	全面	6,300円	4,200円	25,200円
	2階ホール	全面（通路部分を除く。）	1,200円	800円	4,800円
	1階ホール	全面（通路部分を除く。）	2,900円	1,900円	11,500円
	エントランスホール	全面（通路部分を除く。）	5,000円	3,300円	19,900円

備考

- 1 時間帯区分のAからFまでは、別表第1中1貸切使用料の表の時間帯区分における使用時間をいう。
- 2 時間外に附属室又は貸出区域を使用する場合の使用料は、別表第1中1貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。
- 3 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 設備等使用料

種別	単位	使用料
冷暖房設大体育館	1時間	12,800円

4 設備等使用料

種別	使用料
冷暖房 大体育館	1時間につき12,000円

備	小体育館	1時間	1,600円
	剣道場	1時間	500円
	柔道場	1時間	500円
温水シャワー	個人使用の場合	1人1使用	300円
	貸切使用の場合	大体育館	1日1室(5基) 2,500円
		小体育館	1日1室(2基) 1,000円
	合	剣道場	1日1室(3基) 1,500円
		柔道場	1日1室(1基) 500円
放送設備	大体育館	1式1時間	700円
	小体育館	1式1時間	200円
	剣道場	1式1時間	200円
	柔道場	1式1時間	200円
映像設備	大型アマチュアスポーツを目的に使用する場合	1時間	3,300円
	映像装置	その他	1時間につき 11,000円
			1日 55,000円

	小体育館	1時間につき1,500円	
	剣道場	1時間につき500円	
	柔道場	1時間につき500円	
温水シャワー	大体育館及びランニングステーション	1基10分につき100円	1室1時間につき600円
	小体育館、剣道場及び柔道場	1室1時間につき100円	
フロアシート		10平方メートル1日につき10円	
平台		1枚1日につき200円	
放送設備	大体育館	1式1時間につき500円	
	小体育館	1式1時間につき100円	
	剣道場	1式1時間につき100円	
	柔道場	1式1時間につき100円	
映像設備	大型映像装置	興行を目的としない場合	1時間につき 3,300円 1日につき 16,500円
		興行を目的とする場合	1時間につき 11,000円 1日につき 55,000円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回につき100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回につき200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下	1回につき300円	

の場合	
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回につき400円

備考 フロアシートおよび平台は、アマチュアスポーツを目的に使用する
場合で、入場料を徴さない使用の時は、無料とする。

5 電気使用料

使用区分	使用料
大 全館	1時間につき2,400円
体 体育館フロア及び2階観覧席	1時間につき1,200円
育 体育館フロア	1時間につき1,000円
館 特殊電源装置	1時間につき800円
小体育館	1時間につき700円
柔道場及び剣道場	1時間につき200円
ホール	1時間につき300円

備考 アマチュアスポーツを目的に使用する場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

6 (略)

別表第2 (第8条関係)

東部体育館の使用料

1 貸切使用料

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

6 (略)

別表第2 (第8条関係)

東部体育館、西部体育館、西部第二体育館、ふるさとの森スポーツパーク体育館及び磐梯熱海スポーツパーク体育館使用料

1 貸切使用料

(1) 東部体育館貸切使用料

区分	使用目的	対象	時間帯区分					
			A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用者が	アマチュア	一般	1,800円	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	7,200円
入場料を徴さない場合	ユアスポーツを目的とする場合	高校学生・中学生以下	1,100円	1,100円	700円	700円	700円	4,300円
		その他	700円	700円	400円	400円	400円	2,600円
		営利目的	8,900円	8,900円	5,900円	5,900円	5,900円	35,500円
		その他	4,400円	4,400円	2,900円	2,900円	2,900円	17,500円
使用者が	アマチュア	一般	6,200円	6,200円	4,100円	4,100円	4,100円	24,700円
入場料を徴する場合	ユアスポーツを目的とする場合	高校学生・中学生以下	2,100円	2,100円	1,400円	1,400円	1,400円	8,400円
		その他	1,800円	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	7,200円
		その他(興行等)	53,700円	53,700円	35,800円	35,800円	35,800円	214,800円

使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	児童等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	生徒等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	一般	900円	900円	800円	1,000円	1,000円	4,600円
その他		8,000円	8,000円	6,700円	9,400円	9,400円	41,500円

備考

- 1 「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 土曜日等に使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 5 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Eの欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 6 前3項の規定により加算した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

(2) 西部体育館及び西部第二体育館貸切使用料

区分	使用目的	対象	時間帯区分					
			A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用者が	アマチュアスポーツ	一般	4,100円	4,100円	2,700円	2,700円	2,700円	16,300円
入場料	ユース・学生	高校生	1,800円	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	7,200円
徴しに	を目的とする	中学生	1,400円	1,400円	900円	900円	900円	5,500円
ない	使用する場	以下						

場合								
	その他	営利目的	20,500円	20,500円	13,600円	13,600円	13,600円	81,800円
		その他	10,200円	10,200円	6,800円	6,800円	6,800円	40,800円
使用	アマチ	一般	13,700円	13,700円	9,100円	9,100円	9,100円	54,700円
者が	ユアス	高校生	4,800円	4,800円	3,200円	3,200円	3,200円	19,200円
入場	スポーツ	・学生						
料を	を目的	中学生	3,400円	3,400円	2,200円	2,200円	2,200円	13,400円
徴す	に使用	以下						
る場	する場							
合	合							
	その他（興行	等）	123,200円	123,200円	82,100円	82,100円	82,100円	492,700円

(3) ふるさとの森スポーツパーク体育館、磐梯熱海スポーツパーク体育館
貸切使用料

区分	使用目的	対象	時間帯区分					
			A	B	C	D	E	F
			午前9時から 正午まで	午前 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
使用	アマチ	一般	2,700円	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	10,800円
者が	ユアス							
入場	スポーツ	高校生	1,600円	1,600円	1,000円	1,000円	1,000円	6,200円
料を	を目的	・学生						
徴さ	に使用	中学生	1,000円	1,000円	700円	700円	700円	4,100円
ない	する場	以下						

場合	合							
	その他	営利目的	13,500円	13,500円	9,000円	9,000円	9,000円	54,000円
		その他	6,700円	6,700円	4,500円	4,500円	4,500円	26,900円
使用者が	アマチュア	一般	9,500円	9,500円	6,300円	6,300円	6,300円	37,900円
入場料を徴する場合	スポーツを目的とする場合	高校生・中学生以下	4,200円	4,200円	2,800円	2,800円	2,800円	16,800円
			2,800円	2,800円	1,900円	1,900円	1,900円	11,300円
	その他(興行等)		81,400円	81,400円	54,200円	54,200円	54,200円	325,400円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「使用者が入場料を徴する場合」とは、使用者が体育館を使用するに際し、入場料を徴収する場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。
- 4 「使用者が入場料を徴さない場合」における「営利目的」とは、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合をいう。
- 5 第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認めら

れたときの時間外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下別表第2において同じ。）の使用に係る使用料は、1時間につき、時間帯区分Fの欄に掲げる額の12分の1に相当する額にその額の100分の25に相当する額を加算する。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

6 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

7 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 一部貸切使用料

使用区分	単位	使用料
体育館	2分の1面	別表第2中1貸切使用料の表の時間帯区分に規定する額の2分の1の額

備考

1 時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表第2中1貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。

2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す

2 一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	体育館	2分の1面	1回につき貸切使用料の2分の1の額（料のF欄を除く。）	1日につき貸切使用料のF欄の2分の1の額
	会議室	1室	1回につき200円	1日につき1,000円
その他	会議室	1室	1回につき800円	1日につき4,000円

備考

1 「1回」とは、貸切使用料の表に掲げる時間帯区分の単位を（以下この表において同じ。）、「1日」とは午前9時から午後9時までをいう。

2 時間外又は土曜日等に体育館を使用する場合の使用料は、貸切使用料の表の備考第3項から第5項までの規定を準用する。

3 時間外又は土曜日等に会議室を使用する場合は、当該使用料の4分

る時間を含むものとする。

3 個人使用料

対象	単位	使用料
一般	1人1回	200円
高校生・学生	1人1回	120円
中学生以下	1人1回	80円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「1回」とは、別表第2中1貸切使用料の表のA、B、C、D又はEの時間帯区分における使用をいう。
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

4 附属室又は貸出区域使用料

使用目的	使用区分	単位	時間帯区分			
			A又はB	C、D又はE	F	
アマチユアスポーツを目的に使用	東部体育館 西部体育館 西部第二体育館 磐梯熱海スポーツパーク体育館	会議室	1室	500円	300円	1,900円

の1に相当する額を加算する。

- 4 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

備考

- 1 「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

する場合	西部体育館	ステ	全面	1,000円	600円	3,800円
合	磐梯熱海スポーツパーク体育館	ジ				
その他	東部体育館	会議室	1室	1,500円	1,000円	6,000円
	西部体育館	会議室	1室	2,200円	1,500円	8,900円
	西部第二体育館					
	磐梯熱海スポーツパーク体育館					
	西部体育館	ステ	全面	4,300円	2,900円	17,300円
	磐梯熱海スポーツパーク体育館	ジ				
	西部体育館					

備考

- 1 時間帯区分のAからFまでは、別表第2中1貸切使用料の表の時間帯区分における使用時間をいう。
- 2 時間外に附属室又は貸出区域を使用する場合の使用料は、別表第2中1貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。
- 3 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 設備等使用料

種別	単位	使用料
暖房設備	1時間	5,200円
温水シャワー	個人使用の場合	300円

4 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
温水シャワー		1室1時間	300円
—			

貸切使用の場合	東部体育館	1日1室(3基)	1,500円	
	西部体育館	1日1室(4基)	2,000円	
	西部第二体育館	1日1室(5基)	2,500円	
	磐梯熱海スポーツパーク体育館	1日1室(5基)	2,500円	
	ふるさとの森スポーツパーク体育館	1日1室(2基)	1,000円	
放送設備	東部体育館	1式1時間	500円	
	西部体育館			
	西部第二体育館			
	磐梯熱海スポーツパーク体育館			
	ふるさとの森スポーツパーク体育館			

備考

フロアシート		10平方メートル	10円	
		1日		
放送設備		1式1時間	300円	
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円	

備考 フロアシートは、アマチュアスポーツを目的に使用する場合は、無

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

料とする。

5 電気使用料

使用区分	使用料
体育館	1時間につき700円

備考 アマチュアスポーツを目的に使用する場合は、無料とする。

別表第3（第8条関係）

西部体育館、西部第二体育館、ふるさとの森スポーツパーク体育館及び磐梯熱海スポーツパーク体育館の使用料

1 全館貸切使用料

区分	使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用者が	アマチュアスポーツを目的に使用する	児童等	1,000円	1,000円	800円	1,100円	1,100円	5,000円
入場料を徴さない場合	を目的に使用する	生徒等	1,000円	1,000円	800円	1,100円	1,100円	5,000円
徴さない場合	徴さない場合	一般	2,200円	2,200円	1,800円	2,400円	2,400円	11,000円
徴さない場合	徴さない場合	その他	16,400円	16,400円	13,400円	17,900円	17,900円	82,000円
使用者が	興行を目的とする	アマチュア児童等	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円
入場料を徴さない場合	興行を目的とする	アマチュア生徒	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円

料をしないポ	一等						
徴すい場	ツを一般	7,900円	7,900円	6,500円	8,600円	8,600円	39,500円
る場合	目的						
合	に使用						
	する場合						
	その他	47,700円	47,700円	37,200円	52,100円	52,100円	236,800円
	興行を目的とする場合	80,400円	80,400円	64,300円	88,500円	88,500円	402,100円

備考

- 1 「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
 - 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
 - 3 土曜日等に使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
 - 4 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
 - 5 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Eの欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
 - 6 前3項の規定により加算した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。
- 2 一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	体育館フロア	2分の1面	1回につき全館貸切使用料の2分の1の額（F欄を除く。）	1日につき全館貸切使用料のF欄の2分の1の額
その他	ステージ	全面	1回につき400円	1日につき2,000円
	会議室	1室	1回につき200円	1日につき1,000円
	ステージ	全面	1回につき2,500円	1日につき12,500円
	会議室	1室	1回につき1,200円	1日につき6,000円

備考

- 1 「1回」とは、全館貸切使用料の表に掲げる時間区分の単位を（以下この表において同じ。）、「1日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 2 時間外又は土曜日等に体育館フロアを使用する場合の使用料は、全館貸切使用料の表の備考第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 時間外又は土曜日等に会議室及びステージを使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

備考

- 1 「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

4 設備等使用料

種別	区分	使用料
暖房		1時間につき1,750円に重油使用量による実費相当額を加算した額
温水シャワー (磐梯熱海スポーツパーク体育館を除く。)		1室1時間につき300円
温水シャワー (磐梯熱海スポーツパーク体育館)		1回(10分以内)100円
フロアシート		10平方メートル1日につき10円
放送設備		1式1時間につき500円
電光掲示板		1組1時間につき400円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回につき100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回につき200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回につき300円
	持込電気器具に表示されている	1回につき400円

別表第3（第8条関係）
開成山野球場使用料
 1 貸切使用料

区分	使用区分	使用目的	対象	単位	使用料
使用者が入 場料を徴さ ない場合	グラウンド	アマチュアスポ ーツを目的に使 用する場合	一般	1時間	2,700円
			高校生・学生及 び中学生以下	1時間	1,500円
			その他	1時間	13,200円
使用者が入 場料を徴す る場合	グラウンド	入場料が1,000円以下の場合	入場料が1,001円以上3,000円以 下の場合	1時間	9,000円
			入場料が3,001円以上5,000円以 下の場合	1時間	18,000円
			入場料が5,001円以上7,000円以 下の場合	1時間	36,000円
			入場料が7,001円以上9,000円以 下の場合	1時間	54,000円
			入場料が9,001円以上10,000円以 下の場合	1時間	72,000円

消費電力の合計が1.5キロワット
 を超える場合

備考 フロアシートは、アマチュアスポーツを目的に使用する場で、入
 場料を徴さない使用のときは、無料とする。

5 電気使用料

使用区分	使用料
全館	1時間につき1,600円
体育館フロア及び2階観覧席	1時間につき800円
体育館フロア	1時間につき700円
ステージ	1時間につき700円
特殊電源装置	1時間につき800円

備考 アマチュアスポーツを目的に使用する場で、入場料を徴さない使
 用のときは、無料とする。

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 使用者が入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。
- 4 使用者が入場料を徴さない場合であって、かつ、使用目的が「その他」の場合において、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、当該使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。
- 5 第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。）の使用に係る使用料は、1時間につき、使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 6 前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 7 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属室使用料

使用目的	使用区分	単位	使用料
アマチュアスポ	屋内練習場	1面1時間	1,100円

ーツを目的に使用する場合	会議室	1室1時間	400円
その他	屋内練習場	1面1時間	3,300円
	会議室	1室1時間	1,200円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 3 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
放送設備		1時間	700円
夜間照明設備	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	全灯	25,800円
		3分の2灯	17,200円
		1時間	
		2分の1灯	12,900円
		1時間	
		3分の1灯	8,600円
	1時間		
	その他	1時間	129,400円
スコアボード		1時間	1,400円
球速測定器		1時間	400円
バッティングゲージ		1時間	400円
温水シャワー	個人利用の場合	1人1使用	300円
	貸切使用の場合	1塁側及び	1日1室(4基)
		3塁側	
			2,000円

審判室	1日1室(1基)	500円
-----	----------	------

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第4(第8条関係)

西部サッカー場使用料

1 貸切使用料

使用区分	区分	単位	使用料
メインコート	使用者が入場料を徴さない場合	1時間	2,200円
	使用者が入場料を徴する場合	入場料が1,000円以下	7,700円
		入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	15,400円
	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	1時間	30,800円
		1時間	61,600円
	入場料が5,001円以上の場合	1時間	61,600円
	サブコート	1時間につきメインコートの各区分の2分の1の額	

備考

- 1 使用者が入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。
- 2 第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外(午後6時から翌日の午前9時までをいう。)の使用に係る使用料は、1時間につき、使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時

間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

3 前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属室使用料

使用区分	単位	使用料
会議室	1室1時間	300円

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料	
放送設備		1式1時間	400円	
スコアボード		1時間	400円	
温水シャワー	個人使用	1人1使用	300円	
	貸切使用	男子更衣室	1日1室(8基)	4,000円
		女子更衣室	1日1室(4基)	2,000円
		審判控室	1日1室(1基)	500円

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上

げて計算する。

2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第5（第8条関係）

郡山総合運動場等使用料

1 貸切使用料

施設名	単位	使用料
開成山陸上競技場	1時間	2,200円
開成山陸上競技場補助競技場	1時間	1,100円
開成山弓道場	1時間	1,100円
開成山屋内水泳場（25メートルプール）	全コース1時間	12,800円
	1コース1時間	1,800円

別表第4（第8条関係）

郡山総合運動場等（開成山野球場及び磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場を除く。）の使用料

1 個人使用料

施設名	使用者別	1回使用料	年間使用料	摘要
開成山陸上競技場	一般	1人100円	5,200円	1回の使用
開成山弓道場	高校生	1人70円	2,600円	時間は、2時間とする。
	中学生以下	1人50円	1,000円	
郡山庭球場				
郡山相撲場				
開成山屋内水泳場	一般	1人600円		
	高校生	1人400円		
	小学生及び中学生	1人300円		
	幼児	1人200円		

備考

- 1 「中学生」とは、中学校の生徒をいう。以下同じ。
- 2 「小学生」とは、小学校の児童をいう。以下同じ。
- 3 「幼児」とは、4歳以上の者で小学校就学前のものをいう。

2 貸切使用料

施設名	使用料
開成山陸上競技場	1時間につき1,600円
開成山陸上競技場補助競技場	1時間につき800円
開成山弓道場	1時間につき800円
開成山屋内水泳場	25メートル全コース1時間につき10,000円
	プール 1コース1時間につき1,300円

開成山屋内水泳場 (50メートルプール)	全コース 1 時間	23,100円
	1 コース 1 時間	2,600円
郡山庭球場	1 面 1 時間	600円
日和田野球場	1 時間	1,100円
磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド	1 時間	1,100円
磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラグビー場	1 時間	2,200円
郡山相撲場	1 時間	1,100円
郡山市熱海フットボールセンター	全面 1 時間	2,800円
	2分の1面 1 時間	1,400円

備考

1 第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後6時から翌日の午前9時までをいう。ただし、開成山弓道場、開成山屋内水泳場、郡山庭球場、磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド、郡山相撲場及び郡山市熱海フットボールセンターについては、午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下別表第5において同じ。）の使用に係る使用料は、1時間につき、使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算する。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

50メートルプール	全コース 1 時間につき	20,000円
	1 コース 1 時間につき	2,300円
郡山庭球場	1 面 1 時間につき	300円
日和田野球場	1 時間につき	800円
磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド	1 時間につき	800円
西部サッカー場	メインコート	1 時間につき1,600円
	サブコート	1 時間につき800円
磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラグビー場	1 時間につき	1,600円
郡山相撲場	1 時間につき	800円
郡山市熱海フットボールセンター	全面	1 時間につき2,000円
	2分の1面	1 時間につき1,000円

備考

1 使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の200人分を、プロスポーツを目的に使用する場合又はスポーツ以外を目的に使用する場合にあっては最高入場料の300人分（開成山陸上競技場、開成山屋内水泳場、日和田野球場、西部サッカー場及び郡山市熱海フットボールセンターに限る。）を加算する。

2 開場時間以外（午後6時から翌日の午前9時までをいう。ただし、開成山弓道場、開成山屋内水泳場、郡山庭球場、磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド、郡山相撲場及び郡山市熱海フットボールセンター）

- 2 前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 特別使用料

	種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	別表第5中1貸切使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	別表第5中1貸切使用料の額の100分の200に相当する額

備考

- 1 種別の欄中「入場料徴収加算料」とは、使用者が別表第5中1貸切使用料の表に定める施設を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料をいう。
- 2 入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。
- 3 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 個人使用料

施設名	対象	単位	使用料	摘要
開成山陸上競技場	一般	1人1回	200円	1回の使用時間

ターについては、午後9時から翌日の午前9時までをいう。）の使用に係る使用料は、1時間につき、貸切使用料に掲げる額の4分の1に相当する額を加算する。

- 3 土曜日等に使用する場合（開成山屋内水泳場に限る。）は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前3項の規定により加算した使用料の額に、100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

開成山弓道場	高校生・学生	1人1回	120円	は、2時間とする。
郡山庭球場	中学生以下	1人1回	80円	
郡山相撲場				
開成山屋内水泳場	一般	1人1回	840円	1回とは、出入口の通過回数1回限りをいう。
	高校生・学生	1人1回	500円	
	小学生及び中学生	1人1回	330円	
	幼児	1人1回	250円	

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「小学生及び中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。
- 4 「幼児」とは、4歳以上の者で小学校就学前の者をいう。
- 5 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

4 附属室使用料

施設	使用区分	単位	使用料
開成山陸上競技場	会議室	1室1時間	400円
	特別会議室	1室1時間	400円
開成山弓道場	会議室1	1室1時間	400円
	会議室2	1室1時間	300円
開成山屋内水泳場	会議室	1室1時間	400円
郡山市熱海フットボールセンター	会議室	1室1時間	300円

備考

- 1 時間外に附属室を使用する場合の使用料は、別表第5中1貸切使用料の表の備考第1項及び第2項の規定を準用する
- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料	
放送設備		1式1時間	400円	
郡山庭球場夜間照明設備	個人使用	1人1時間	200円	
	貸切使用			
	一般	1面1時間	600円	
	高校生・学生及び中学生以下	1面1時間	300円	
スポーツ広場及び磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド	一般	30分	700円	
夜間照明設備	高校生・学生及び中学生以下	30分	350円	
郡山市熱海フットボールセンター夜間照明設備	全灯	一般	1時間	2,200円
		高校生・学生及び中学生以下	1時間	1,100円
2分の1灯	一般	1時間	1,100円	
		高校生・学生及び中学生以下	1時間	550円
磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンドスコアボード		1時間	400円	

3 設備等使用料

種別	区分	使用料
附属設備	放送設備	1時間につき300円
	郡山庭球場夜間照明設備	
	個人使用	1人1時間につき100円
	貸切使用	1面1時間につき300円
スポーツ広場及び磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド夜間照明設備		30分につき500円
郡山市熱海フットボールセンター夜間照明設備	全灯	1時間につき1,600円
	2分の1灯	1時間につき800円
スコアボード		1時間につき300円

温水シャワー（個人使用）		1人1使用	300円	
温水シャワー（貸切使用）	開成山陸上競技場	1日1室（3基）	1,500円	
	郡山庭球場	男子更衣室	1日1室（5基）	2,500円
		女子更衣室	1日1室（4基）	2,000円
	磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラグビー場	1日1室（2基）	1,000円	
	郡山市熱海フットボールセンター	1日1室（2基）	1,000円	
	開成山屋内水泳場大型電光表示盤		1時間	1,400円
競泳用自動計測装置		1式1日	6,500円	

温水シャワー	開成山陸上競技場	1基10分につき100円
	郡山庭球場	1室1時間につき300円
	西部サッカー場	1室1時間につき500円
	磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラグビー場	1室1時間につき500円
	郡山市熱海フットボールセンター	1室1時間につき500円
	開成山屋内水泳場大型電光表示盤	1時間につき1,000円
	競泳用自動計測装置	1式1日につき5,000円
	会議室	1室1時間につき200円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1時間につき100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1時間につき200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1時間につき300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1時間につき400円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
 - 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
 - 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
 - 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 6 (略)

4 (略)

別表第5 (第8条関係)

開成山野球場の使用料

1 貸切使用料

使用区分	使用目的	対象	使用日	摘要
グラウンド	野球に使用する場合	一般	平日	1時間につき2,000円
			土曜日等	1時間につき2,500円
		高校生以下	平日	1時間につき1,000円
			土曜日等	1時間につき1,300円
	野球以外に使用する 場合		平日	1時間につき10,000円
			土曜日等	1時間につき12,500円
屋内練習場				1面1時間につき1,000円
会議室				1室1時間につき200円

備考

- 1 平日に使用者が入場者を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の200人分（対象が高校生以下のときは、100人分とする。）を、プロスポーツを目的に使用する場合又はスポーツ以外を目的に使用する場合にあっては最高入場料の300人分を加算する。

- 2 土曜日等に使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の300人分（対象が高校生以下のときは、150人分とする。）を、プロスポーツを目的に使用する場合又はスポーツ以外を目的に使用する場合にあっては最高入場料の400人分を加算する。
- 3 開場時間以外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。）の使用に係る使用料は、1時間につき、貸切使用料に掲げる額の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前3項の規定により加算した使用料の額に、100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

2 設備等使用料

種別	区分	使用料
附属設備	放送設備（ポータブル式を除く。）	1時間につき500円
設備	放送設備（ポータブル式）	1時間につき100円
	夜間アマチュアスポーツを目的に使用する場合	全灯1時間につき27,000円
	照明設備	3分の2灯1時間につき18,000円
		2分の1灯1時間につき13,500円
		3分の1灯1時間につき7,000円
	プロスポーツを目的に使用する場合	1時間につき135,000円
	スポーツ以外を目的に使用する場合	1時間につき135,000円
	スコアボード	1時間につき1,000円
	球速測定器	1時間につき200円
	バッティングゲージ	1時間につき200円
	温水シャワー	1基10分につき100円

別表第6（第8条関係）

磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場使用料

1 貸切使用料

(1) 冬期の使用料

使用区分	使用目的	単位	使用料
スケート場	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	1時間	15,900円
	その他	1時間	79,400円

(2) 夏期の使用料

使用区分	使用目的	単位	使用料
スケート場	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	1時間	8,400円
	その他	1時間	39,700円

備考

- 第3条第2項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（冬期においては午後5時から翌日の午前10時まで、夏期においては午後5時から翌日の午前9時までをいう。以下別表第6において同じ。）の使用に係る使用料は、1時間につき、貸切使

持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1時間につき100円
--------	--	------------

持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1時間につき200円
--------	--	------------

持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1時間につき300円
--------	--	------------

持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1時間につき400円
--------	--------------------------------------	------------

別表第6（第8条関係）

磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場の使用料

1 冬期の使用料

用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

2 使用者が入場料を徴さない場合であって、かつ、使用目的が「その他」の場合において、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、当該使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。

3 前2項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 特別使用料

	種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	別表第6中1貸切使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	別表第6中1貸切使用料の額の100分の200に相当する額

備考

1 種別の欄中「入場料徴収加算料」とあるのは、使用者がスケート場を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料をいう。

2 入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

3 加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 個人使用料

(1) 冬期の使用料

対象	単位	使用料	摘要
一般	1人1回	600円	1回とは、出入口
高校生・学生	1人1回	360円	の通過回数1回限
中学生以下	1人1回	240円	りをいう。

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

(2) 夏期の使用料

(1) 個人使用料

使用者別	単位	金額	摘要
一般	1人1回につき	400円	回数券（6回券）は、2,000円とする。
高校生	1人1回につき	300円	回数券（6回券）は、1,500円とする。
中学生以下	1人1回につき	200円	回数券（6回券）は、1,000円とする。

備考

- 1 この表は、アイススケート場として使用する場合に適用する。
- 2 「1回」とは、出入口の通過回数1回限りをいう。

(2) 貸切使用料

使用目的	使用料
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	1時間につき12,400円
その他	1時間につき61,800円

備考

- 1 使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあつては最高入場料の200人分を、その他の場合にあつては最高入場料の300人分を加算する。
- 2 土曜日等に使用する場合は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 3 開場時間以外（午後5時から翌日の午前10時までをいう。）の使用に係る使用料は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前3項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

2 夏期の使用料

対象	単位	金額	摘要
一般	1人1回	400円	1回とは、出入口の通過回数1回限りをいう。
高校生・学生	1人1回	240円	
中学生以下	1人1回	160円	

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

4 附属室等使用料

使用区分	単位	使用料
------	----	-----

(1) 個人使用料

使用者別	単位	金額	摘要
一般	1人1回につき	200円	回数券（6回券）は、1,000円とする。
高校生	1人1回につき	150円	
中学生以下	1人1回につき	100円	

備考

- 1 この表は、ローラースケート場として使用する場合に適用する。
- 2 「1回」とは、出入口の通過回数1回限りをいう。

(2) 貸切使用料

使用目的	使用料
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	1時間につき6,200円
その他	1時間につき30,900円

備考

- 1 使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の200人分を、その他の場合にあっては最高入場料の300人分を加算する。
- 2 土曜日等に使用する場合は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 3 開場時間以外（午後5時から翌日の午前9時までをいう。）の使用に係る使用料は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前3項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

会議室	1室1時間	700円
-----	-------	------

備考

- 1 時間外の使用に係る使用料は、1時間につき、附属室等使用料の表に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。
- 2 前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 設備等使用料

種別	対象	単位	使用料
放送設備		1時間	400円
夜間照明設備	一般	1時間	5,200円
	高校生・学生及び	1時間	2,600円
	中学生以下		
ロッカー		1回	50円
貸靴		1回	300円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第7（第8条関係）

磐梯熱海アイスアリーナ使用料

1 貸切使用料

- (1) 冬期の使用料

3 設備等使用料

種別	使用料
放送設備	1時間につき300円
夜間照明設備	1時間につき4,000円
ロッカー	1回につき50円
貸靴	1回につき300円

別表第7（第8条関係）

磐梯熱海アイスアリーナの使用料

1 冬期の使用料

使用区分	使用目的	単位	使用料
アリーナ	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	1時間	15,900円
	その他	1時間	79,400円

(2) 夏期の使用料

使用区分	使用目的	単位	A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	午前11時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アリーナ	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	全面	1,700円	1,700円	1,100円	1,100円	1,100円	6,700円
	その他	2分の1面	1,200円	1,200円	800円	800円	800円	4,800円
		3分の1面	800円	800円	500円	500円	500円	3,100円
		1面	18,400円	18,400円	12,200円	12,200円	12,200円	73,400円

備考

- 1 夏期の貸切使用において冷房設備を使用する場合は、貸切使用料の100分の20に相当する額を加算する。
- 2 第3条第3項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたとき、時間外（冬期においては午後9時から翌日の午前10時まで、夏期においては午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下別表第7において同じ。）の使用に係る使用料は、1時間につき、貸切使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 使用者が入場料を徴さない場合であって、かつ、使用目的が「その

他」の場合において、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、当該使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。

- 4 前3項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 5 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 特別使用料

	種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	別表第7中1貸切使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	別表第7中1貸切使用料の額の100分の200に相当する額

備考

- 1 種別の欄中「入場料徴収加算料」とあるのは、使用者がアリーナを使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料をいう。
 - 2 入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。
 - 3 加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- ## 3 個人使用料（冬期の使用料）

対象	単位	使用料	摘要
一般	1人1回	600円	1回とは、出入口の通過回数1回限
高校生・学生	1人1回	360円	

(1) 個人使用料

使用者別	単位	金額	摘要
一般	1人1回につき	400円	回数券（6回券）は、2,000円とする。
高校生	1人1回につき	300円	回数券（6回券）は、1,500円とする。

中学生以下 | 1人1回 | 240円|りをいう。

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

中学生以下 | 1人1回につき | 200円|回数券（6回券）は、1,000円とする。

備考

- 1 この表は、アイススケート場として使用する場合に適用する。
- 2 「1回」とは、出入口の通過回数1回限りをいう。

(2) 貸切使用料

使用目的	使用料
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	1時間につき12,400円
その他	1時間につき61,800円

備考

- 1 使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の100人分を、その他の場合にあっては最高入場料の200人分を加算する。
- 2 土曜日等に使用する場合は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 3 開場時間以外（午後9時から翌日の午前10時までをいう。）の使用に係る使用料は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前3項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

2 夏期の貸切使用料

使用目的	単位	A	B	C	D	E	F
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アマチュア	全面	900円	900円	900円	1,000円	1,000円	4,700円

アスポー	2分の1	500円	500円	500円	500円	500円	2,500円
ツを目的	面						
に使用す	3分の1	300円	300円	300円	400円	400円	1,700円
る場合	面						
その他		11,300円	11,300円	9,300円	12,400円	12,400円	56,700円

備考

- 1 冷房実施期間中は、貸切使用料の100分の20に相当する額を加算する。
- 2 使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあつては最高入場料の100人分を、その他の場合にあつては最高入場料の200人分を加算する。
- 3 土曜日等に使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 5 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Eの欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 6 前各項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

4 附属室等使用料

使用区分	単位	使用料
選手控室	1室1時間	600円
会議室	1室1時間	300円

備考

- 1 時間外の使用に係る使用料は、1時間につき、附属室等使用料の表

に掲げる額の100分の25に相当する額を加算する。

2 前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料	
放送設備		1時間	400円	
		ロッカー	1回	50円
		貸靴	1回	300円
温水シャワー	個人使用	1人1使用	300円	
	貸切使用	1日1室(3基)	1,500円	

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(郡山市少年湖畔の村条例の一部改正)

第15条 郡山市少年湖畔の村条例(昭和52年郡山市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用時間) 第6条 少年湖畔の村の使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号	(使用時間) 第6条 少年湖畔の村の使用時間は、使用しようとする日の午後1時から翌

3 設備等使用料

種別	使用料
放送設備	1時間につき300円
電光掲示板	1時間につき400円
選手控室	1室1時間につき400円
会議室	1時間につき200円
ロッカー	1回につき50円
貸靴	1回につき300円

に定めるとおりとする。

- (1) 宿泊使用 使用開始日の午後1時から使用終了日の午前10時まで
- (2) 日帰り使用 午前9時から午後7時まで

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。

(使用料の免除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 指定管理者が行う少年湖畔の村の設置の目的に寄与する事業であつて、市長が認めるものに使用するとき。
- (4) その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めるとき。

別表（第11条関係）

1 施設使用料

施設使用区分等		使用者の区分	使用料
市内	宿 泊 使 用	中学生以下	1人1泊につき300円
		一般（指導者を含む。）	1人1泊につき600円
	キャンプ	中学生以下	1人1泊につき200円

日の正午までとする。ただし、日帰り使用の場合は午前9時から午後7時までとする。

2 前項の使用時間をもって、第11条に規定する1日とする。

(使用料)

第11条 使用者は、次の表に定めるところにより使用料を使用前までに納付しなければならない。

使用者の区分		使用料
市内	中学生以下	無料
	一般（指導者を含む。）	1人1日につき 200円
市外	中学生以下	1人1日につき 200円
	一般（指導者を含む。）	1人1日につき 400円

備考 「中学生」とは、中学校の生徒をいう。

(使用料の免除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1)・(2) (略)
- (3) その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めるとき。

	エリア	一般（指導者を含む。）	1人1泊につき400円
	日帰り使用	中学生以下	1人につき100円
		一般（指導者を含む。）	1人につき200円
市外	宿泊室	中学生以下	1人1泊につき600円
		一般（指導者を含む。）	1人1泊につき1,200円
	キャンプ	中学生以下	1人1泊につき400円
		一般（指導者を含む。）	1人1泊につき800円
	日帰り使用	中学生以下	1人につき200円
		一般（指導者を含む。）	1人につき400円

備考 「中学生」とは、中学校の生徒をいう。

2 設備等使用料

種別	単位	使用料
シャワー	1人1使用	300円

（郡山市文化施設条例の一部改正）

第16条 郡山市文化施設条例（昭和59年郡山市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（休館日）</p> <p>第6条 文化施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、文化施設の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日で休日でない直近の日）</p> <p>(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日</p> <p>（使用料）</p> <p>第10条 使用者は、別表第1から別表第4までに定める使用料を使用前までに納付しなければならない。ただし、<u>超過使用料</u>については、使用終了時</p>	<p>（休館日）</p> <p>第6条 文化施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、文化施設の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）</p> <p>(2) 1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日までの日</p> <p>（使用料）</p> <p>第10条 使用者は、別表第1から別表第4までに定める使用料を使用前までに納付しなければならない。ただし、<u>夜間超過使用料</u>については、使用終</p>

に納入するものとする。

(使用料の免除)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 指定管理者が行う文化施設の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき。

(4) (略)

(利用料金)

第24条 使用者は、指定管理者に対し、文化施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を使用前までに納付（超過使用料に相当する利用料金にあっては、使用終了時に納入）しなければならない。この場合において、第10条の規定は適用しない。

2～5 (略)

別表第1（第10条関係）

郡山市民文化センター使用料

1 基本使用料（その1）

室名	使用日	午前	午後	夜間	午前+午後	午後+夜間	全日
		9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで
大ホール	平日	41,200円	55,000円	55,000円	96,200円	110,000円	151,200円
	土曜日及び休日等	49,500円	66,000円	66,000円	115,500円	132,000円	181,500円
中ホール	平日	20,500円	27,400円	27,400円	47,900円	54,800円	75,300円

了時に納入するものとする。

(使用料の免除)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 市が文化施設の設置の目的に寄与する事業を委託する場合であって、市長が認めるものに使用するとき。

(4) (略)

(利用料金)

第24条 使用者は、指定管理者に対し、文化施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を使用前までに納付（夜間超過使用料に相当する利用料金にあっては、使用終了時に納入）しなければならない。この場合において、第10条の規定は適用しない。

2～5 (略)

別表第1（第10条関係）

郡山市民文化センター使用料

(1) 基本使用料

施設名	使用日	午前	午後	夜間	午前+午後	午後+夜間	全日
		9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで
大ホール	平日	21,300円	42,100円	53,000円	63,400円	95,100円	116,400円
	土曜日及び休日等	25,500円	50,600円	63,600円	76,100円	114,200円	139,700円
中ホール	平日	10,600円	21,100円	26,400円	31,700円	47,500円	58,100円

			円	円	円	円	円	
		土曜日及 び休日等	24,700円	32,900円	32,900円	57,600円	65,800円	90,500円
			円	円	円	円	円	円
ホ一 ル附 属室	リハー サル室		11,800円	15,800円	15,800円	27,600円	31,600円	43,400円
	大ホ一 ル室		円	円	円	円	円	円
	1号 楽屋		1,400円	1,900円	1,900円	3,300円	3,800円	5,200円
	2号 楽屋		1,400円	1,900円	1,900円	3,300円	3,800円	5,200円
	3号 楽屋		900円	1,300円	1,300円	2,200円	2,600円	3,500円
	4号 楽屋		900円	1,300円	1,300円	2,200円	2,600円	3,500円
	5号 楽屋		1,400円	1,900円	1,900円	3,300円	3,800円	5,200円
	6号 楽屋		1,400円	1,900円	1,900円	3,300円	3,800円	5,200円
	7号 楽屋		600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
	1号 浴室							1,600円
中ホ一 ル附 属室	1号 楽屋		600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
	2号 楽屋		600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
	3号 楽屋		600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円

			円	円	円	円	円	
		土曜日及 び休日等	12,800円	25,300円	31,700円	38,100円	57,000円	69,800円
			円	円	円	円	円	円
ホ一 ル附 属室	リハー サル室		5,200円	10,300円	12,400円	15,500円	22,700円	27,900円
	大ホ一 ル室		円	円	円	円	円	円
	1号 楽屋		500円	700円	1,000円	1,200円	1,700円	2,200円
	2号 楽屋		500円	700円	1,000円	1,200円	1,700円	2,200円
	3号 楽屋		300円	500円	700円	800円	1,200円	1,500円
	4号 楽屋		300円	500円	700円	800円	1,200円	1,500円
	5号 楽屋		500円	700円	1,000円	1,200円	1,700円	2,200円
	6号 楽屋		500円	700円	1,000円	1,200円	1,700円	2,200円
	7号 楽屋		200円	300円	500円	500円	800円	1,000円
	1号 浴室							1,000円
中ホ一 ル附 属室	1号 楽屋		200円	300円	500円	500円	800円	1,000円
	2号 楽屋		200円	300円	500円	500円	800円	1,000円
	3号 楽屋		200円	300円	500円	500円	800円	1,000円

	4号楽屋		600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
	5号楽屋		600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
	6号楽屋		600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
	7号楽屋		600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
	2号浴室							1,600円
展示室	平日		12,100円	16,200円	16,200円	28,300円	32,400円	44,500円
			円	円	円	円	円	円
	土曜日及び休日等		14,600円	19,400円	19,400円	34,000円	38,800円	53,400円
			円	円	円	円	円	円

	4号楽屋		200円	300円	500円	500円	800円	1,000円
	5号楽屋		200円	300円	500円	500円	800円	1,000円
	6号楽屋		200円	300円	500円	500円	800円	1,000円
	7号楽屋		200円	300円	500円	500円	800円	1,000円
	2号浴室							1,000円
展示室								41,200円
								円
練習室	第1練習室		900円	1,900円	2,400円	2,800円	4,300円	5,200円
	第2練習室		500円	1,100円	1,400円	1,600円	2,500円	3,000円
会議室	第1会議室		900円	1,900円	2,300円	2,800円	4,200円	5,100円
	第2会議室		700円	1,400円	2,000円	2,100円	3,400円	4,100円
	第3会議室		2,400円	4,700円	6,200円	7,100円	10,900円	13,300円
	第4会議室		1,600円	3,100円	3,800円	4,700円	6,900円	8,500円
特別会議室		2,300円	4,400円	5,700円	6,700円	10,100円	12,400円	

2 基本使用料（その2）

室名	A	B	C	D	E	F
	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後10時まで
	第1練習室	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
第2練習室	900円	900円	900円	900円	900円	1,400円
第1会議室	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	2,100円
第2会議室	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,700円
第3会議室	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	3,900円
第4会議室	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	3,300円
第1控室	500円	500円	500円	500円	500円	800円
第2控室	400円	400円	400円	400円	400円	600円
集会室	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円	8,700円
和室	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	2,000円
特別会議室	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円	4,300円
応接室	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	3,700円

3 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	大ホール、中ホール及び展示室
	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合
	基本使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合
	基本使用料の額の100分の200に相当する額

室					円	円
集会室		4,400円	8,900円	11,400円	13,300円	20,300円
					円	円
和室		900円	1,900円	2,400円	2,800円	4,300円
					円	円

(2) 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	大ホール及び中ホール
	入場料が1,000円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の50に相当する額
	入場料が1,000円以上3,000円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の100に相当する額

営利目的加算料	大ホール及び中ホール	基本使用料の額の100分の200に相当する額
	展示室、練習室、会議室及び集会室	基本使用料の額の100分の60に相当する額
準備使用料	大ホール及び中ホール	基本使用料の額の100分の70に相当する額
冷暖房加算料	大ホール、中ホール、展示室及び集会室	(略)
超過使用料		1時間につき、全日又はF欄の基本使用料の額の時間割計算による額に、その額の100分の25に相当する額を加算した額

備考

- 1 (略)
- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 種別の欄中「入場料徴収加算料」、「営利目的加算料」、「準備使用料」、「冷暖房加算料」及び「超過使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。
 - (1) 入場料徴収加算料 使用者がこの表に掲げる貸出室を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料
 - (2) 営利目的加算料 入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的を

		入場料が3,000円以上の場合にあっては、基本使用料の額の100分の200に相当する額
	展示室	入場料が1,000円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の20に相当する額
		入場料が1,000円以上の場合にあっては、基本使用料の額の100分の40に相当する額
冷暖房加算料		(略)
夜間超過使用料		1時間につき、夜間に係る基本使用料の額の4分の1に相当する額の100分の120に相当する額
準備等使用料		基本使用料の額の100分の70に相当する額

備考

- 1 (略)
- 2 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう（以下この表において同じ。）。

もって使用する場合に、基本使用料に加算される使用料

(3) 準備使用料 入場料を徴収しない場合又は入場料の最高額が1,000円以下の聴衆を集める催しを大ホール又は中ホールで行う場合であって、当該催しの開催時間前若しくは開催日前日以前に行う準備のために使用する場合の使用料

(4) 冷暖房加算料 冷暖房実施期間中に使用する場合に基本使用料に加算される使用料

(5) 超過使用料 第5条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときに使用する場合の使用料

4 (略)

5 超過使用料を除き、特別使用料の算定に用いる基本使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

6 超過使用料は、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

7 同一の使用時間の区分に、入場料徴収加算料又は営利目的加算料と準備使用料が重複して適用される場合には、入場料徴収加算料又は営利目的加算料を適用するものとする。

3 (略)

4 入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって大ホール又は中ホールを使用する場合は、特別使用料の表中大ホール又は中ホールの最高額の入場料徴収加算料に該当するものとみなす。

5 使用者が展示室を商業宣伝等の目的をもって使用する場合には、基本使用料の額の100分の60に相当する額を加算する。

6 特別使用料の種別の欄中「入場料徴収加算料」、「冷暖房加算料」、「夜間超過使用料」及び「準備等使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料 使用者が、当該施設を使用するに際し、入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料

(2) 冷暖房加算料 冷暖房実施期間中に使用する場合に基本使用料に加算される使用料

(3) 夜間超過使用料 夜間又は全日に引き続き午後10時以降に使用する場合の使用料

(4) 準備等使用料 大ホール、中ホール、展示室又は楽屋を準備又は練習のため使用する場合の使用料

8 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

9 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第2（第10条関係）

郡山市民文化センター特殊器具及び設備の使用料

1 大ホール

区分	器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
舞台 設備	(略)			
	毛せん	(略)		
	(略)			
	演奏者用椅子	1式	10,000円	
(略)				

7 使用する時間が使用区分に定める使用時間（夜間超過使用料にあっては、1時間）に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間（夜間超過使用料にあっては、1時間）に切り上げて計算する。

8 使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

別表第2（第10条関係）

郡山市民文化センター特殊器具及び設備の使用料

(1) 大ホール

区分	器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
舞台 設備	(略)			(略)
	セミコンサートピアノ	1式1回	3,000円	
	ピアノ演奏用椅子	1脚1回	500円	椅子のみ使用の場合
	(略)			
	ベース用椅子	1脚1回	100円	
	(略)			
	平台	1台1回	400円	
	(略)			
	屏風	1双1回	2,000円	
	緋毛せん	(略)		
	(略)			
	長机	1脚1回	100円	
	折りたたみ椅子	1脚1回	50円	
バレエマット	1式1回	1,000円		
(略)				
地ガスリ	1枚1回	1,500円		

		(略)			
		フォグマシン	1台1回	2,000円	
		(略)			
映写設備	(略)	35・16ミリ兼用映写機	1式1回	15,000円	スクリーンを含む。
		(略)			
照明設備	(略)	調光記憶装置	1式1回	3,000円	
		(略)			
		ランプピンスポットライト	1台1回	1,000円	
		(略)			
		フットライト	1列1回	500円	
		(略)			
		ストリップライト	1本1回	500円	
		(略)			
		ライトスタンド	1本1回	300円	ライトスタンドのみ 使用の場合
		(略)			
		カラーフィルター	1枚	600円	
音響設備	(略)	(略)			
		マイクロホン	1本1回	1,000円	スタンド付
		レコードプレーヤー	1台1回	2,000円	
		テープレコーダー	1台1回	2,000円	
		ステージスピーカー	1組1回	1,500円	
		マイクスタンド	1本1回	300円	マイクスタンドのみ 使用の場合
		(略)			
		エフェクター	1基1回	2,000円	

その他	(略)			
2 中ホール				
区分	器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
舞台設備	(略)			
	毛せん	(略)		
	(略)			
映写設備	(略)			
照明	(略)			

その他	(略)			
その他	中継設備	1式1回	500円	
	(略)			
(2) 中ホール				
区分	器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
舞台設備	(略)			
	ピアノ演奏用椅子	1脚1回	500円	椅子のみ使用の場合
	(略)			
	ベース用椅子	1脚1回	100円	
	(略)			
	平台	1台1回	400円	
	(略)			
	屏風	1双1回	2,000円	
	緋毛せん	(略)		
	(略)			
	長机	1脚1回	100円	
	折りたたみ椅子	1脚1回	50円	
	バレエマット	1式1回	1,000円	
	(略)			
	地ガスリ	1枚1回	1,500円	
	(略)			
	フォッグマシン	1台1回	2,000円	
	(略)			
映写設備	(略)			
照明	(略)			

設備	(略)
音響設備	(略)
その他	(略)

3 展示室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
持込電気器具	1キロワット ト当り1回	300円	

設備	調光記憶装置	1式1回	2,000円	
	(略)			
	ランプピンスポットライト	1台1回	1,000円	
	(略)			
	フットライト	1列1回	500円	
	(略)			
	ストリップライト	1本1回	500円	
	(略)			
	ライトスタンド	1本1回	300円	ライトスタンド のみ使用の場合
	(略)			
	カラーフィルター	1枚	600円	
音響設備	(略)			
	マイクロホン	1本1回	1,000円	スタンド付
	レコードプレーヤー	1台1回	2,000円	
	テープレコーダー	1台1回	2,000円	
	ステージスピーカー	1組1回	1,500円	
	マイクスタンド	1本1回	300円	マイクスタンド のみ使用の場合
	(略)			
その他	中継設備	1式1回	500円	
	(略)			

(3) 展示室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
拡声装置	1式1日	1,000円	
展示用スポットライト	1灯1日	50円	
持込電気器具	1キロワット当り1日	600円	

--	--	--	--

4 リハーサル室、第1練習室及び第2練習室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
(略)			

5 集会室、和室及び会議室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
(略)			

備考

1 この表において、「1回」とあるのは、それぞれ次に掲げる回数の使用をいう。

(1) 大ホール、中ホール及び展示室に係るもの 別表第1中1基本使用料(その1)の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分における使用をいい、同表に規定する午前+午後又は午後+夜間の使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、同表に規定する全日の使用時間の区分における使用にあつては3回の使用としてこの表の規定を適用する。

(2) 前項に規定する以外のもの 別表第1中2基本使用料(その2)

長机	1脚1回	100円
折りたたみ椅子	1脚1回	50円
展示パネル	1枚1日	200円
展示ケース	1ケース1日	200円

(4) リハーサル室、第1練習室及び第2練習室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
(略)			
拡声装置	1式1回	500円	
(略)			

(5) 集会室、和室及び会議室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
16ミリ映写機	1式1回	3,000円	移動用スクリーンを含む。
ビデオプロジェクター	1式1回	3,000円	
スライド	1式1回	2,000円	
オーバーヘッドプロジェクター	1式1回	2,000円	
拡声装置	1式1回	500円	集会室及び第3会議室
(略)			

備考

1 この表において、「1回」とあるのは、別表第1の(1)基本使用料の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分における使用をいい、同表に規定する午前+午後又は午後+夜間の使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、同表に規定する全日の使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

の表に規定するAからFまでの使用時間の区分における使用をいい、1区分を1回の使用としてこの表の規定を適用する。

2～4 (略)

5 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第3 (第10条関係)

郡山市音楽・文化交流館使用料

1 基本使用料

室名	A	B	C	D	E	F
	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後10時まで
大ホール	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	3,300円
中ホール	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,700円
小ホール	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円
練習室1	600円	600円	600円	600円	600円	900円
練習室2	400円	400円	400円	400円	400円	600円
練習室3	400円	400円	400円	400円	400円	600円
練習室4	700円	700円	700円	700円	700円	1,000円
練習室5	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円
和室	500円	500円	500円	500円	500円	800円
多目的室	500円	500円	500円	500円	500円	800円

2～4 (略)

別表第3 (第10条関係)

郡山市音楽・文化交流館使用料

(1) 基本使用料 (その1)

室名	午前	午後	夜間	午前+午後	午後+夜間	全日
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	2,300円	4,800円	6,000円	6,400円	9,800円	10,900円
中ホール	1,200円	2,600円	3,200円	3,500円	5,300円	5,900円
小ホール	1,100円	2,300円	2,900円	3,100円	4,700円	5,300円
練習室1	400円	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,000円
練習室2	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
練習室3	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
和室1	400円	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,000円
和室2	400円	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,000円
多目的室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

(2) 基本使用料 (その2)

室名	午前A	午前B	午後A	午後B	夜間A	夜間B	午前+	午後+	全日
							午後	夜間	
	午前9時から	午前11時から	午後1時から	午後3時から	午後5時から	午後7時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から
	午前11時まで	午後1時まで	午後3時まで	午後5時まで	午後7時まで	午後10時まで	午後5時まで	午後10時まで	午後10時まで
練習室4	300円	300円	600円	600円	600円	900円	1,700円	2,500円	2,800円
練習室5	500円	500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円	2,700円	4,100円	4,600円

2 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合
	基本使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合
	基本使用料の額の100分の200に相当する額
営利目的加算料	基本使用料の額の100分の60に相当する額
冷暖房加算料	大ホール
	(略)
超過使用料	1時間につき、F欄の基本使用料の額の時間割計算による額に、その額の100分の25に相当する額を加算した額

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上

(3) 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,000円未満の場合にあつては、基本使用料の額の100分の50に相当する額
	入場料が1,000円以上の場合にあつては、基本使用料の額の100分の100に相当する額
冷暖房加算料	(略)
夜間超過使用料	基本使用料(その1)に係る使用にあつては、1時間につき、夜間に係る基本使用料の額の5分の1に相当する額
	基本使用料(その2)に係る使用にあつては、1時間につき、夜間Bに係る基本使用料の額の3分の1に相当する額

備考

げて計算する。

2 種別の欄中「入場料徴収加算料」、「営利目的加算料」、「冷暖房加算料」及び「超過使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料 使用者が音楽・文化交流館の貸出室を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料

(2) 営利目的加算料 入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合に、基本使用料に加算される使用料

(3) 冷暖房加算料 冷暖房実施期間中に使用する場合に基本使用料に加算される使用料

(4) 超過使用料 第5条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときに使用する場合の使用料

3 (略)

4 超過使用料を除き、特別使用料の算定に用いる基本使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

5 超過使用料は、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

1 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう（以下この表において同じ。）。

2 (略)

3 入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合又は使用者が商業宣伝等の目的をもって使用する場合には、特別使用料の表中最高額の入場料徴収加算料に該当するものとみなす。

4 特別使用料の種別の欄中「入場料徴収加算料」、「冷暖房加算料」及び「夜間超過使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料 使用者が、当該施設を使用するに際し、入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料

(2) 冷暖房加算料 冷暖房実施期間中に使用する場合に基本使用料に加算される使用料

(3) 夜間超過使用料 夜間、午後十夜間又は全日に引き続き午後10時

6 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

7 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第4（第10条関係）

郡山市音楽・文化交流館設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
(略)			

以降に使用する場合の使用料

5 使用する時間が使用区分に定める使用時間（夜間超過使用料にあつては、1時間）に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間（夜間超過使用料にあつては、1時間）に切り上げて計算する。

6 使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

別表第4（第10条関係）

(1) 郡山市音楽・文化交流館設備等使用料（その1）

種別	区分	単位	使用料
(略)			
展示用パネル		1枚1日	50円
プロジェクター		1式1回	500円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合	1回	400円
	持込電気器具に表示されている消費電力の	1回	700円

備考

1 この表において「1回」とあるのは、別表第3中1基本使用料の表に規定するAからFまでの使用時間の区分における使用をいい、1区分を1回の使用としてこの表の規定を適用する。

2 (略)

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合		
持込電気器具に表示されている消費電力の1回	1回	1,300
合計が5キロワットを超える場合		円

備考

1 この表は、別表第3の(1)基本使用料(その1)の表に規定する施設に係る設備等の使用について適用する。

2 この表において「1回」とあるのは、別表第3の(1)基本使用料(その1)の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分における使用をいい、同表に規定する午前+午後又は午後+夜間の使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、同表に規定する全日の使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

3 (略)

(2) 郡山市音楽・文化交流館設備等使用料(その2)

種別	区分	単位	使用料
ドラム・アンプセット		1式1回	1,000円
展示用パネル		1枚1日	50円
プロジェクター		1式1回	300円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	100円

	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え2キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合	1回	400円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キロワットを超える場合	1回	700円
	備考		
	1 この表は、別表第3の(2)基本使用料(その2)の表に規定する施設に係る設備等の使用について適用する。		
	2 この表において「1回」とあるのは、別表第3の(2)基本使用料(その2)の表に規定する午前A、午前B、午後A、午後B、夜間A又は夜間Bの使用時間の区分における使用をいい、同表に規定する午前+午後又は午後+夜間の使用時間の区分における使用にあつては4回の使用と、同表に規定する全日の使用時間の区分における使用にあつては6回の使用として、この表の規定を適用する。		

(郡山市コミュニティセンター条例の一部改正)

第17条 郡山市コミュニティセンター条例(昭和62年郡山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用時間)</p> <p>第2条の2 コミュニティセンターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>(使用者の賠償責任)</p> <p>第11条 使用者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、</p>	<p>(使用者の賠償責任)</p> <p>第11条 使用者は、建物又はこれに附属する設備を汚損し、損傷し、又は滅</p>

その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

別表（第7条関係）
施設使用料

名称	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
郡山市	第1会議室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
湖南コ	第2会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
ミュニ	第1和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
ティセ	第2和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
ンター	実習室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
郡山市	大集会室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
逢瀬コ	中集会室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
ミュニ	小集会室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
ティセ	第1談話室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
ンター	第2談話室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	児童集会室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第2条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを

失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

別表（第6条関係）
1 施設使用料

名称	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
郡山市	第1会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
湖南コ	第2会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
ミュニ	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
ティセ	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
ンター	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市	大集会室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
逢瀬コ	中集会室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
ミュニ	小集会室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
ティセ	第1談話室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
ンター	第2談話室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	児童集会室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

3 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料	摘要
ピアノ		1式1回	500円	設備を有
プロジェクター		1式1回	500円	するセン
展示用パネル		1枚1日	50円	ター
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円	

備考

1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。

2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

(郡山市高齢者文化休養センター条例の一部改正)

第18条 郡山市高齢者文化休養センター条例(昭和63年郡山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表(第4条、第9条関係)						別表(第4条、第9条関係)					
1 基本使用料						1 基本使用料					
使用者別	宿泊する場合(1泊2食付)				日帰りする場合	使用者別	宿泊する場合(1泊2食付)				日帰りする場合
	宿泊料	朝食	夕食	合計			宿泊料	朝食	夕食	合計	
高齢者	1,100円	900円	1,800円	3,800円	(略)	老人	800円	700円	1,300円	2,800円	(略)
大人(他市町村の65歳以上の者を含む。)	3,700円	900円	1,800円	6,400円	500円	大人(他市町村の60歳以上の者を含む。)	2,900円	700円	1,400円	5,000円	450円
子ども	400円	900円	1,800円	3,100円	(略)	子供	200円	700円	1,300円	2,200円	(略)
備考						備考					
1 「高齢者」とは本市の住民で65歳以上の者をいう。						1 「老人」とは本市の住民で60歳以上のものを、「子供」とは4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。					
2 「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、65歳未満の者及び他市町村の65歳以上の者をいう。						2 浴衣使用料は、1枚につき100円とする。					
3 「子ども」とは、4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。						3 食事(宿泊する場合に含まれる朝食及び夕食を除く。)を伴う場合は、食事加算料として1回につき250円を徴収する。					
4 食事(宿泊する場合に含まれる朝食及び夕食を除く。)を伴う場合は、食事加算料として1回につき500円を徴収する。						2 専用使用料					
2 専用使用料											

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで
健康増進室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
教養娯楽室	900円	700円		1,600円		

備考

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで
健康増進室	300円	500円	500円	800円	900円	1,100円
教養娯楽室	300円	400円		700円		

備考

- 1 (略)
- 2 冷暖房設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、専用使用料の100分の20の額を加算する。
- 3 (略)

3 器具使用料

種別	区分	使用料	
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回につき100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回につき200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回につき300円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回につき400円	

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで（教養娯楽室にあっては、午後4時まで）

又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。

2 午前9時から午後5時まで（教養娯楽室にあつては、午後4時まで）又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

3 器具使用料は、宿泊する者が電気器具を持ち込むときは、無料とする。

（郡山市コミュニティ消防施設条例の一部改正）

第19条 郡山市コミュニティ消防施設条例（平成元年郡山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後								改正前							
別表（第6条関係）								別表（第6条関係）							
名称	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	名称	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
郡山市富久山コミュニティ消防センター	会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円	郡山市富久山コミュニティ消防センター	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第1和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円		第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2和室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)		第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円			実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	
郡山市白岩コミュニティ消防センター	会議室	100円	100円	100円	200円	200円	300円	郡山市白岩コミュニティ消防センター	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第1和室	200円	200円	200円	400円	400円	600円		第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円		第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第3和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円		第3和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	200円	200円	200円	400円	400円	600円		実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上

げて計算する。

2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(郡山市緑地等管理中央センター条例の一部改正)

第20条 郡山市緑地等管理中央センター条例（平成元年郡山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後									改正前							
別表第1（第9条関係） 多目的ホール等の使用料 1 貸切使用料									別表第1（第9条関係） 多目的ホール等の使用料 1 貸切使用料							
使用目的	使用区分	対象	A	B	C	D	E	F	使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで			午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで
第3条の事業に該当するもの	多目的ホール	一般	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円	第3条の事業に該当するもの	児童等	400円	700円	800円	1,000円	1,400円	1,700円
		高校生	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円		生徒等	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
		中学生・学生	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円		一般	900円	1,300円	1,600円	2,000円	2,700円	3,300円
		以下														
その他	研修室		400円	400円	400円	800円	800円	1,200円	その他		8,000円	11,900円	14,200円	18,000円	23,500円	28,400円
	多目的ホール	13,100円	13,100円	13,100円	26,200円	26,200円	39,300円									
	研修室		1,900円	1,900円	1,900円	3,800円	3,800円	5,700円								
備考 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。									備考 1 「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。							

務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の生徒をいう。

- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 多目的ホールの暖房の設備(暖房用器具を含む。)を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。
- 5 第4条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 6 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 7 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料
第3条の事業に該当するもの	多目的ホール	2分の1面	貸切使用料の使用時間の区分に規定する額の
			2分の1の額

- 3 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)に使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の4分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 5 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Cの欄に掲げる額の4分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 6 暖房の設備(暖房用器具を含む。)を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。
- 7 使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

2 一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料		
第3条の事業に該当するもの	多目的ホールの	2分の1面	貸切使用料の2分の1の額		
			研修室	1室	1回につき 200円
その他	研修室	1室	1回につき	半日につき	1日につき

備考

- 1 第4条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められた場合の使用料については、別表第1中1貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。
- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 個人使用料

対象	単位	使用料
一般	1人1回	200円
高校生・学生	1人1回	120円
中学生以下	1人1回	80円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3・4 (略)
- 5 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上

		1,200円	2,200円	3,300円
--	--	--------	--------	--------

備考

- 1 「1回」とは午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの、「半日」とは午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの、「1日」とは午前9時から午後9時までの使用時間の区分をいう。
- 2 多目的ホールを時間外（午後9時から午前9時までをいう。以下同じ。）又は休日等に使用する場合の使用料については、貸切使用料の表の備考第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 研修室を時間外又は休日等に使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。
- 5 使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

3 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

備考

- 1 「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3・4 (略)

げて計算する。

6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第2（第9条関係）

そば加工調理室の使用料

A	B	C	D	E	F
午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第4条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

4 設備等使用料

区分	使用料
マイクロフォン	1本1時間につき100円
フロアシート	10平方メートル1日につき10円
シャワー使用料	1室1時間につき100円

備考 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

別表第2（第9条関係）

そば加工調理室の使用料

A	B	C	D	E	F
午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

備考

- 1 休日等に使用する場合は、使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 2 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の4分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 3 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料は、1時間につ

- 3 前項の規定により加算した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

き、時間区分Cの欄に掲げる額の4分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。

- 4 使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

(郡山市観光振興センター条例の一部改正)

第21条 郡山市観光振興センター条例（平成元年郡山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前									
別表第1（第9条関係） 施設使用料 1 多目的ホール使用料 (1) 貸切使用料							別表第1（第9条関係） 施設使用料 1 多目的ホール使用料 (1) 貸切使用料									
使用目的	対象	A	B	C	D	E	F	使用目的	使用日	A	B	C	D	E	F	
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで
展示会、大会その他の催しに使用する場合	一般	46,100円	46,100円	46,100円	92,200円	92,200円	138,300円	展示会、大会、興行その他及び催しの催しに使用する場合	平日	24,100円	42,800円	54,800円	60,300円	87,900円	100,800円	
										土曜日	29,100円	51,100円	65,800円	72,200円	105,300円	121,000円
アマチュアスポーツ及びレクリエーション	一般	11,500円	11,500円	11,500円	23,000円	23,000円	34,500円	アマチュアスポーツ、レクリエーション	平日	6,000円	10,700円	13,600円	15,100円	21,900円	25,200円	
	高校生	6,900円	6,900円	6,900円	13,800円	13,800円	20,700円			土曜日及び休日等	7,200円	12,800円	16,400円	18,000円	26,300円	30,200円
	中学生	4,600円	4,600円	4,600円	9,200円	9,200円	13,800円									

シ ョ ン 活 動 以 下 動 に 使 用 す る 場 合									
-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、貸切使用料の100分の20に相当する額を加算する。
- 5 第4条ただし書により、やむを得ず時間外（午後9時から午前9時までをいう。以下同じ。）の使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

。

シ ョ ン 活 動 等 に 使 用 す る 場 合									
---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 使用日の欄中「平日」及び「休日等」とあるのは、それぞれ次に掲げる日をいう。
 - (1) 平日 土曜日及び休日等以外の日
 - (2) 休日等 日曜日又は休日
- 2 使用時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。
- 3 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。
- 4 午後9時から午前6時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Cの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。
- 5 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 6 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、貸切使用料の100分の20に相当する額を加算する。

6 (略)

7 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 一部貸切使用料

ア 展示会、大会その他の催しに使用する場合

使用区分	単位	時間帯区分		
		A、B又はC	D又はE	F
1階フロア	全面	32,300円	64,600円	96,900円
	2分の1面	16,150円	32,300円	48,450円
	4分の1面	8,080円	16,150円	24,230円
	6分の1面	5,390円	10,770円	16,150円

7 (略)

(2) 一部貸切使用料

対象	単位	使用料	摘要
1階フロア ア	全面	1時間につき貸切使用料における使用目的の区分に応じ、時間帯区分A、B又はCの欄に係る使用にあっては当該欄に掲げる額の4分の1、時間帯区分D又はEの欄に係る使用にあっては当該欄に掲げる額の8分の1、時間帯区分Fの欄に係る使用にあっては当該欄に掲げる額の12分の1に相当する額	バスケットボール、テニス、バレーボール、バドミントン
	2分の1面	1時間につき全面の2分の1の額	バスケットボール、バレーボール、バドミントン
	4分の1面	1時間につき全面の4分の1の額	家庭用バレーボール
	6分の1面	1時間につき全面の6分の1の額	バドミントン
2階フロア ア	全面	1階フロア2分の1面と同額	バドミントン、卓球
	バドミントン	1階フロア6分の1面と同額	

イ アマチュアスポーツ及びレクリエーション活動に使用する場合

使用 区分	単位	対象	時間帯区分		
			A、B又はC	D又はE	F
1階 フロア	全面	一般	8,000円	16,000円	24,000円
		高校生・学生	4,800円	9,600円	14,400円
		中学生以下	3,200円	6,400円	9,600円
	2分の1面	一般	4,000円	8,000円	12,000円
		高校生・学生	2,400円	4,800円	7,200円
		中学生以下	1,600円	3,200円	4,800円
	4分の1面	一般	2,000円	4,000円	6,000円
		高校生・学生	1,200円	2,400円	3,600円
		中学生以下	800円	1,600円	2,400円
	6分の1面	一般	1,340円	2,680円	4,020円
		高校生・学生	800円	1,600円	2,400円
		中学生以下	540円	1,080円	1,620円
2階 フロア	全面	一般	4,000円	8,000円	12,000円
		高校生・学生	2,400円	4,800円	7,200円
		中学生以下	1,600円	3,200円	4,800円
	バドミントン 1面又は卓球	一般	1,340円	2,680円	4,020円
		高校生・学生	800円	1,600円	2,400円
	1面	中学生以下	540円	1,080円	1,620円

	1回		
	卓球1台	1時間につき400円	
ステージ	全面	1時間につき800円	
事務局室	1室	1日につき3,000円	
控室	1室	1日につき3,000円	
応接室	1室	1日につき5,000円	

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 時間帯区分のAからFまでは、別表第1中1（1）貸切使用料の時間帯区分における使用時間をいう。
- 4 第4条ただし書により、やむを得ず時間外に使用する場合の使用料については、別表第1中1（1）貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。
- 5 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(3) 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合
	貸切使用料の額の100分の100に相当する額
入場料が3,001円以上の場合	貸切使用料の額の100分の200に相当する額
	貸切使用料又は一部貸切使用料の額の100分の60に相当する額
営利目的加算料	貸切使用料の額の100分の70に相当する額
準備使用料	貸切使用料の額の100分の70に相当する額

備考

- 1 「1日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 2 1階フロア及び2階フロアを時間外（午後9時から午前9時までをいう。以下同じ。）に使用する場合の使用料については、（1）貸切使用料の表備考第3項及び第4項の規定を準用する。
- 3 ステージ、事務局室、控室及び応接室を時間外に使用する場合の使用料は、1時間につき、ステージについては当該使用料の100分の125に相当する額とし、事務局室、控室及び応接室については使用料の時間割計算による額の100分の125に相当する額とする。
- 4 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 5 事務局室、控室及び応接室の使用時間が1日に満たないときの使用料は、時間割計算による額とする。
- 6 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(3) 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,000円未満の場合にあっては、貸切使用料の額の100分の50に相当する額
	入場料が1,000円以上3,000円未満の場合にあっては、貸切使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,000円以上の場合にあっては、貸切使用料の額の100分の200に相当する額
準備等使用料	貸切使用料の額の100分の70に相当する額

備考

- 1 種別の欄中「入場料徴収加算料」、「営利目的加算料」及び「準備使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。
 - (1) 入場料徴収加算料 使用者が多目的ホールを使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料
 - (2) 営利目的加算料 入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合に、貸切使用料又は一部貸切使用料に加算される使用料
 - (3) 準備使用料 入場料を徴収しない場合又は入場料の最高額が1,000円以下の聴衆を集める催しを多目的ホールで行う場合であって、当該催しの開催時間前若しくは開催日前日以前に行う準備のために使用する場合の使用料
- 2 (略)
- 3 特別使用料の算定に用いる貸切使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。この場合において、同一の使用時間の区分に、入場料徴収加算料又は営利目的加算料と準備使用料が重複して適用される場合には、入場料徴収加算料又は営利目的加算料を適用するものとする。
- 4 (略)
- (4) 附属室又は貸出区域使用料

使用目的	使用区分	単位	時間帯区分		
			A、B又はC	D又はE	F
展示会、大会ステージ	全面		4,400円	8,800円	13,200円

備考

- 1 種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「準備等使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。
 - (1) 入場料徴収加算料 多目的ホールの使用者が、当該ホールを使用するに際し、入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料
 - (2) 準備等使用料 多目的ホールを準備又は練習のため使用する場合の使用料
- 2 (略)
- 3 入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、貸切使用料の額の100分の60に相当する額を加算する。
- 4 (略)

他の催しに使用する場合	事務局室	1室	1,300円	2,600円	3,900円
	控室	1室	1,300円	2,600円	3,900円
	応接室	1室	2,100円	4,200円	6,300円
アマチュアスポーツ及びレクリエーション活動に使用する場合	ステージ	全面	1,100円	2,200円	3,300円
	事務局室	1室	300円	600円	900円
	控室	1室	300円	600円	900円
	応接室	1室	500円	1,000円	1,500円

備考

- 1 時間帯区分のAからFまでは、別表第1中1（1）貸切使用料の時間帯区分における使用時間をいう。
- 2 第4条ただし書により、やむを得ず時間外に使用する場合の使用料については、別表第1中1（1）貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(5) 個人使用料

対象	単位	使用料
一般	1人1回	200円
高校生・学生	1人1回	120円
中学生以下	1人1回	80円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

3 「1回」とは午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 会議室使用料

室名	A	B	C	D	E	F
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大会議室	12,600円	12,600円	12,600円	25,200円	25,200円	37,800円
第1小会議室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
第2小会議室	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	9,000円
第3小会議室	4,100円	4,100円	4,100円	8,200円	8,200円	12,300円
第4小会議室	4,100円	4,100円	4,100円	8,200円	8,200円	12,300円
特別会議室	9,400円	9,400円	9,400円	18,800円	18,800円	28,200円

備考

1 入場料を徴収する場合又は入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、会議室使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。

2 会議室使用料

室名	A	B	C	D	E	F
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大会議室	5,900円	10,300円	13,100円	14,600円	21,100円	24,300円
第1小会議室	900円	1,600円	1,900円	2,300円	3,200円	3,700円
第2小会議室	1,300円	2,400円	2,900円	3,400円	4,800円	5,500円
第3小会議室	1,800円	3,100円	4,000円	4,500円	6,400円	7,400円
第4小会議室	1,800円	3,100円	4,000円	4,500円	6,400円	7,400円
特別会議室	4,000円	7,200円	9,100円	10,100円	14,700円	16,900円

備考

1 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、会議室使用料の100分の20に相当する額を加算する。

2 入場料を徴収する場合又は入場料を徴収しないで営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、会議室使用料の100分の60に相当する額を加算する。

2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

3 第4条ただし書により、やむを得ず時間外に使用する場合の使用料については、別表第1中1（1）貸切使用料の表備考第5項及び第6項の規定を準用する。

4 （略）

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 健康温泉使用料

使用者別	1日使用料	1回使用料
大人	1,500円	600円
小学生及び中学生	480円	240円
幼児	360円	180円

備考

1・2 （略）

3 「小学生及び中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。

4 「幼児」とは、4歳以上の者で小学校就学前の者をいう。

5 （略）

4 温水プール使用料

(1) 個人使用料

使用者別	単位	使用料
大人	1回2時間	600円
高校生・学生	1回2時間	360円
小学生及び中学生	1回2時間	240円
幼児	1回2時間	180円

3 使用する時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。

4 時間外に使用する場合の使用料については、1多目的ホール使用料の表（1）貸切使用料の表備考第3項から第5項までの規定を準用する。

5 （略）

3 健康温泉使用料

使用者別	1日使用料	1回使用料
大人	1,000円	400円
中学生	600円	300円
小学生以下	400円	200円

備考

1・2 （略）

3 「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。以下同じ。

4 「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童をいう。以下同じ。

5 （略）

4 温水プール使用料

(1) 個人使用料

使用者別	使用料
大人	1回2時間につき500円
小学生及び中学生	1回2時間につき300円
幼児	1回2時間につき100円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「小学生及び中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。
- 3 「幼児」とは、4歳以上の者で小学校就学前の者をいう。

(2) 貸切使用料

区分	使用料
コース専用	1コース1時間につき800円
全部専用	1時間につき2,400円

備考

- 1 1時間につき個人使用料の使用者別の使用料の2分の1の額に、使用人数を乗じて得た額を加算する。
- 2 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第2（第9条関係）

特殊器具及び設備使用料

1 多目的ホール

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
舞台設備	フルコンサートピアノ	1式1回	5,200円	
	舞台幕	1式1回	2,800円	

備考 「幼児」とは、小学校就学前の幼児で3歳以上のものをいう。

(2) 貸切使用料

区分	使用料
コース専用	1コース1時間につき700円
全部専用	1時間につき2,000円

備考 1時間につき個人使用料の使用者別の使用料の2分の1の額に、使用人数を乗じて得た額を加算する。

別表第2（第9条関係）

特殊器具及び設備使用料

1 多目的ホール

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
舞台設備	フルコンサートピアノ	1式1回	4,000円	
	演台	1式1回	500円	花台を含む。
	舞台幕	1式1回	2,000円	
	仮設舞台用平台	1台1回	200円	箱足等を含む。

映写設備	ビデオプロジェクター	1式1回	3,900円	
照明設備	調光操作卓	1式1回	3,200円	
	ボーダーライト	1列1回	1,400円	
	アッパーホリゾンライト	1列1回	2,200円	
	ロアーホリゾンライト	1列1回	1,800円	
	サスペンションスポットライト	1列1回	2,500円	
	シーリングスポットライト	1列1回	2,800円	
音響設備	音声調整卓	1式1回	3,200円	

映写設備	ビデオプロジェクター	1式1回	3,000円	
照明設備	調光操作卓	1式1回	2,500円	
	ボーダーライト	1列1回	1,000円	
	アッパーホリゾンライト	1列1回	1,600円	
	ロアーホリゾンライト	1列1回	1,300円	
	サスペンションスポットライト	1列1回	1,800円	
	シーリングスポットライト	1列1回	2,000円	
	センターフォロースポットライト	1台1回	1,000円	
	スポットライト	1台1回	300円	レンズスポット
	スポットライト	1台1回	500円	カッター及びフォロースポット
	各種特殊効果器具	1基1回	1,000円	
音響設備	音声調整卓	1式1回	2,500円	
	マイクロフォン	1本1回	500円	スタンドを含む。
	ワイヤレスマイク装置	1式1回	1,500円	
	ワゴン卓	1式1回	3,000円	
	コンプレッサーリミッター	1台1回	1,000円	
	ステージスピーカー	1組1回	1,000円	2ウェイ
	ステージスピーカー	1組1回	1,500円	3ウェイ
スポーツ用具	バレーボール用具	1式1回	500円	
用具	バスケットボール用具	1式1回	500円	
	バドミントン用具	1式1回	300円	
	卓球用具	1式1回	300円	一部貸切使用で、2階フロアを「卓球1台」で使用す

その他	電動移動席	1階部分	13,000円
		1回	
		2階部分	13,000円
		1回	

				る場合を除く。
その他	電動移動席	1階部分	10,000円	
		1回		
	長机	2階部分	10,000円	
		1回		
	椅子	1台1回	100円	
	フロアシート	1脚1回	30円	
10平方メートル1日		10円		
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円	
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合	1回	400円		
持込電気器具に表示されて	1回	700円		

2 会議室

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
附属設備	ビデオプロジェクター	1式1回	3,900円	大会議室
	ワゴン卓	1式1回	3,900円	
	グランドピアノ	1式1回	2,800円	

いる消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合

持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キロワットを超える場合	1回	1,300円
------------------------------------	----	--------

2 会議室

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
附属設備	ビデオプロジェクター	1式1回	3,000円	大会議室
	マイク装置	1式1回	500円	
	ワイヤレスマイク装置	1式1回	800円	
	ワゴン卓	1式1回	3,000円	
	グランドピアノ	1式1回	2,000円	
	ビデオ	1式1回	800円	
				第1小会議室、第2小会議室、第3小会議室、第4小会議室、特別会議室
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え5キロワット以下の場合	1回	300円	

	いる消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合			
	持込電気器具に表示されて	1回	400円	
	いる消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合			

3 温水プール

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
附属設備	ワイヤレスアンプ	1式1回	800円	
持込電気器具	持込電気器具に表示されて	1回	100円	
	いる消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合			
	持込電気器具に表示されて	1回	200円	
	いる消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合			
	持込電気器具に表示されて	1回	300円	
	いる消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合			
	持込電気器具に表示されて	1回	400円	
	いる消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合			

4 その他

種別	区分	使用単位	使用料	摘要
附属設備	展示用パネル	1枚1日	50円	

持込電気器具	持込電気器具に表示されて1回 いる消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
持込電気器具	持込電気器具に表示されて1回 いる消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
持込電気器具	持込電気器具に表示されて1回 いる消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
持込電気器具	持込電気器具に表示されて1回 いる消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

1～3 (略)

4 (略)

5 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考

1～3 (略)

4 多目的ホールを大会又は集会に使用する場合は、椅子の使用料は2分の1に減額して算定する。

5 (略)

(郡山市総合福祉センター条例の一部改正)

第22条 郡山市総合福祉センター条例（平成2年郡山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表（第11条関係）

施設使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
視聴覚室	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	9,000円
栄養指導室	2,000円	2,000円	2,000円	4,000円	4,000円	6,000円
研修室（洋室）	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	9,000円
研修室（和室）	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	（略）
会議室	1,400円	1,400円	1,400円	2,800円	2,800円	4,200円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表（第11条関係）

1 施設使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
視聴覚室	1,600円	2,300円	3,100円	3,600円	4,900円	5,900円
栄養指導室	1,200円	1,900円	2,500円	2,800円	4,000円	4,700円
研修室（洋室）	1,700円	2,500円	3,300円	3,800円	5,300円	6,300円
研修室（和室）	1,300円	2,000円	2,700円	3,000円	4,300円	（略）
会議室	1,000円	1,600円	2,100円	2,400円	3,400円	4,000円

備考 冷暖房実施期間中は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

2 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
ビデオプロジェクター		1式1回	500円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円

	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円
備考			
1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。			
2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。			

(郡山市地域交流センター条例の一部改正)

第23条 郡山市地域交流センター条例（平成2年郡山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第8条 <u>使用者は、別表に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。</u></p> <p>(使用料の徴収の特例)</p> <p>第8条の2 市長は、使用者が前条に定める使用料を納付する前に使用しないこととなった場合であつて、第10条第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当するときは、未納の使用料の額から同条ただし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引いて使用料を徴収するものとする。ただし、使用者が使用を開始する前に使用の変更の申請をし、市長がこれを許可したときは、変更前の未納の使用料は徴収しない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 <u>本市に住所を有する60歳以上の者がセンターを利用する場合は、使用料は無料とする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもの以外の者がセンターを使用する場合は、別表に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。</u></p> <p>(使用料の徴収の特例)</p> <p>第8条の2 市長は、使用者が前条第2項に定める使用料を納付する前に使用しないこととなった場合であつて、第10条第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当するときは、未納の使用料の額から同条ただし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引いて使用料を徴収するものとする。ただし、使用者が使用を開始する前に使用の変更の申請をし、市長がこれを許可したときは、変更前の未納の使用料は徴収しない。</p>

(利用料金)

第21条 (略)

2 (略)

3 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4・5 (略)

別表 (第8条関係)

1 施設使用料

名称	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
郡山市西田地域交流センター	研修室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	作業室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	健康増進室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
郡山市三穂田地域交流センター	研修室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	集会室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	調理実習室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	健康増進室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
郡山市田村地域交流センター	集会室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	健康増進室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円

(利用料金)

第21条 (略)

2 (略)

3 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。ただし、第8条第1項に規定する者については、無料とする。

4・5 (略)

別表 (第8条関係)

1 施設使用料

名称	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
郡山市西田地域交流センター	研修室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	作業室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	集会室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	健康増進室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
郡山市三穂田地域交流センター	研修室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	調理実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	健康増進室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市田村地域交流センター	集会室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	健康増進室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

郡山市中 田地域交 流センタ ー	研修室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	集会室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	調理実習 室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	健康増進 室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
郡山市日 和田地域 交流セン ター	研修室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第1集会 室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第2集会 室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円
	調理実習 室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	健康増進 室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

郡山市中 田地域交 流センタ ー	研修室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	集会室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	調理実習 室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	健康増進 室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
郡山市日 和田地域 交流セン ター	研修室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	第1集会 室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	第2集会 室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	調理実習 室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	健康増進 室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

2 器具使用料

種別	区分	使用料
持込電 気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回につき100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回につき200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超える場合	1回につき300円

1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回につき400円

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

3 入浴料

区分	本市に住所を有する者	左に掲げる者以外のもの
高齢者	無料	300円
大人	300円	300円
子供	無料	150円

備考

- 1 (略)
- 2 「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。
- 3 「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、60歳未満の者をいう。
- 4 「子供」とは、4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 5 (略)

2 入浴料

区分	1回使用料
高齢者	200円
大人（他市町村の65歳以上の者を含む。）	400円
こども	200円

備考

- 1 (略)
- 2 「高齢者」とは、本市の住民で65歳以上の者をいう。
- 3 「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、65歳未満の者及び他市町村の65歳以上の者をいう。
- 4 「こども」とは、4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 5 (略)

(郡山市一時預かり事業に関する条例の一部改正)

第24条 郡山市一時預かり事業に関する条例（平成3年郡山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(一時預かり保育料の納入)

第6条 前条第1項の規定による利用の許可を受けた乳幼児の保護者は、利用1日につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める一時預かり保育料を納入しなければならない。

- (1) 利用時間が4時間30分以内の場合 700円
- (2) 利用時間が4時間30分を超えて9時間以内の場合 1,400円
- (3) 利用時間が9時間を超える場合 1,800円

2・3 (略)

(一時預かり保育料の納入)

第6条 前条第1項の規定による利用の許可を受けた乳幼児の保護者は、利用1日につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める一時預かり保育料を納入しなければならない。

- (1) 利用時間が4時間30分以内の場合 500円
- (2) 利用時間が4時間30分を超えて9時間以内の場合 1,000円
- (3) 利用時間が9時間を超える場合 1,300円

2・3 (略)

(郡山市市民福祉センター条例の一部改正)

第25条 郡山市市民福祉センター条例(平成3年郡山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前								
別表(第8条関係) 1 施設使用料							別表(第8条関係) 1 施設使用料								
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後8時まで	午前9時から午後8時まで	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後8時まで	午前9時から午後8時まで		
研修室	500円	500円	400円	1,000円	900円	1,400円	研修室	1,300円	2,000円	1,900円	3,000円	3,600円	4,500円		
健康増進室	800円	800円	600円	1,600円	1,400円	2,200円	健康増進室	300円	500円	300円	800円	800円	1,000円		
備考 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。							備考 冷房又は暖房の設備(暖房用器具を含む。)を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。								
2 器具使用料							2 器具使用料								
種別		区分					種別		区分					使用料	
持込電気器具		持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合					持込電気器具		持込電気器具に表示されている消費電力の合計					1回につき100円	

2 温泉使用料

使用者別	1回使用料
高齢者	200円
大人（他市町村の65歳以上の者を含む。）	400円
子ども	200円

備考

- (略)
- 「高齢者」とは、本市の住民で65歳以上の者をいう。
- 「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、65歳未満の者及び他市町村の65歳以上の者をいう。
- 「子ども」とは、4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回につき200円
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回につき300円
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回につき400円

備考

- この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後8時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後8時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後8時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

3 温泉使用料

使用者別	1日使用料	1回使用料
老人	150円	無料
大人（他市町村の60歳以上の者を含む。）	450円	200円
子供	300円	150円

備考

- (略)
- 「老人」とは本市の住民で60歳以上のものを、「子供」とは4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 「1日使用料」とは、入浴回数に制限がなく、2階大広間を使用する場合の使用料をいう。
- 「1回使用料」とは、入浴回数が1回限りで、2階大広間を使用しない場合の使用料をいう。

5 浴衣使用料は、1枚につき100円とする。

(郡山市農業集落排水施設条例の一部改正)

第26条 郡山市農業集落排水施設条例（平成4年郡山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第19条の4 <u>各種証明に係る手数料は、1件当たり300円とする。</u></p> <p>2 前項の手数料の納付及び不返還並びに各種証明の郵送による交付については、郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）第3条第1項、第4条及び第10条の規定を準用する。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第19条の4 <u>手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>各種証明 1件当たり250円</u></p> <p>(2) <u>公簿又は図面の閲覧又は縦覧 公簿1冊又は図面1葉当たり250円</u></p> <p>2 <u>前項第2号の公簿又は図面の閲覧又は縦覧のうち公共下水道台帳の閲覧に係る手数料は、徴収しない。</u></p> <p>3 <u>第1項の手数料の納付及び不返還並びに各種証明の郵送による交付については、郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）第3条第1項、第4条及び第10条の規定を準用する。</u></p>

(郡山市立美術館条例の一部改正)

第27条 郡山市立美術館条例（平成4年郡山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第5条関係） 常設展観覧料			別表第1（第5条関係） 常設展観覧料		
区分	観覧料		区分	観覧料	
	個人	団体		個人	団体
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	1人1回につき <u>170円</u>	1人1回につき <u>130円</u>	高校生、大学生及びこれらに準ずる者	1人1回につき <u>100円</u>	1人1回につき <u>70円</u>
一般	1人1回につき <u>350円</u>	1人1回につき <u>260円</u>	一般	1人1回につき <u>200円</u>	1人1回につき <u>150円</u>
備考			備考		
1 (略)			1 (略)		
2 <u>中学生（中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう</u>			2 65歳以上の者は、無料とする。		

。)以下及び65歳以上の者は、無料とする。

別表第2（第5条関係）

企画展観覧料

区分	観覧料	
	個人	団体
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	1人1回につきそのつど市長が定める額	
一般		
備考（略）		

（郡山市勤労者研修センター条例の一部改正）

第28条 郡山市勤労者研修センター条例（平成5年郡山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2（第5条関係）

企画展観覧料

区分	観覧料	
	個人	団体
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	1人1回につき 1,500円の範囲内でそのつど市長が定める額	
一般		
備考（略）		

改正後							改正前						
<p>（使用料の免除）</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 指定管理者が行うセンターの設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき。</p> <p>(4)（略）</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>施設使用料</p>							<p>（使用料の免除）</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 指定管理者が主催して行う事業であって、市長が認めるものに使用するとき。</p> <p>(4)（略）</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1 施設使用料</p>						
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1研修室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円	第1研修室	900円	1,300円	1,700円	2,000円	2,700円	3,300円
第2研修室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円	第2研修室	600円	800円	1,000円	1,300円	1,700円	2,100円
第3研修室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円	第3研修室	600円	800円	1,000円	1,300円	1,700円	2,100円
和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円	和室	800円	1,200円	1,500円	1,800円	2,500円	3,000円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第3条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 前項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

2 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
プロジェクター		1式1回	500円
放送設備		1式1回	300円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力	1回	400円

力の合計が1.5キロワットを超える場合

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

(郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第29条 郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年郡山市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録証明書交付手数料)</p> <p>第16条 第10条の登録証明書の交付を受ける登録者は、その交付の際に1通につき<u>300円</u>の手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(登録証明書交付手数料)</p> <p>第16条 第10条の登録証明書の交付を受ける登録者は、その交付の際に1通につき<u>250円</u>の手数料を納付しなければならない。</p>

(郡山市農産加工センター条例の一部改正)

第30条 郡山市農産加工センター条例（平成6年郡山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第6条関係） 実習室及び附属設備使用料					別表（第6条関係） 実習室及び附属設備使用料				
実習室及び附属設備の名称		使用料			実習室及び附属設備の名称		使用料		
		午前8時30分から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで			午前8時30分から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで
第1 実習	みそ製造設備	<u>1,600円</u>	<u>1,600円</u>	<u>3,200円</u>	第1 実習	みそ製造設備	<u>1,300円</u>	<u>1,300円</u>	<u>2,500円</u>

室					室				
第2実習室	漬物加工設備	600円	600円	1,200円	第2実習室	漬物加工設備	500円	500円	900円
	ジュース製造設備	1,300円	1,300円	2,600円		ジュース製造設備	1,100円	1,100円	2,100円
	ジャム製造設備	1,300円	1,300円	2,600円		ジャム製造設備	1,100円	1,100円	2,100円

(郡山市開成館条例の一部改正)

第31条 郡山市開成館条例(平成6年郡山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第6条 開成館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開成館の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日で休日でない直近の日)</p> <p>(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日 (観覧料)</p> <p>第7条 開成館の常設展(庭園及び資料品等の常設展示をいう。以下同じ。)を観覧しようとする者は、別表第1に定める常設展観覧料を納入しなければならない。ただし、次項に定める企画展を観覧する場合は、常設展観覧料を無料とする。</p> <p>2 開成館の企画展(常設展以外の展示をいう、以下同じ。)を観覧しようとする者は、別表第2に定める企画展観覧料を納入しなければならない。 (観覧料の免除)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は</p>	<p>(休館日)</p> <p>第6条 開成館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開成館の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。)</p> <p>(2) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までの日 (観覧料)</p> <p>第7条 開成館に入館しようとする者は、別表に定める観覧料を納入しなければならない。</p> <p>(観覧料の免除)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は</p>

一部を免除することができる。

(1) (略)

(2) 指定管理者が行う開成館の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものとして観覧するとき。

(3) (略)

別表第1 (第7条関係)

常設展観覧料

区分	観覧料 (1人1回につき)
高校生、大学生又はこれらに準ずる者	170円
一般	350円

備考 中学生 (中学校 (義務教育学校の後期課程を含む。)) の生徒をいう。) 以下及び65歳以上の者は、無料とする。

別表第2 (第7条関係)

企画展観覧料

区分	観覧料 (1人1回につき)
高校生、大学生又はこれらに準ずる者	そのつど市長が定める額
一般	

(郡山市青少年会館条例の一部改正)

第32条 郡山市青少年会館条例 (平成6年郡山市条例第50号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表 (第11条関係) 1 会議室、研修室等使用料 (1) 青少年団体が使用する場合	別表 (第11条関係) 1 会議室、研修室等使用料 (1) 青少年団体が使用する場合

一部を免除することができる。

(1) (略)

(2) (略)

別表 (第5条関係)

区分	観覧料 (1人1回につき)	
	個人	団体
高校生、大学生又はこれらに準ずる者	100円	70円
一般	200円	150円

備考

1 「団体」とは、20人以上をいう。

2 65歳以上の者は、無料とする。

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後6時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
会議室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
第1研修室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
第2研修室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
第3研修室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
第4研修室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
第1和室	900円	1,100円	900円	2,000円	2,000円	2,900円
第2和室	900円	1,100円	900円	2,000円	2,000円	2,900円
第3和室	900円	1,100円	900円	2,000円	2,000円	2,900円
第4和室	900円	1,100円	900円	2,000円	2,000円	2,900円
音楽室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
プレーホール	1,400円	1,800円	1,400円	3,200円	3,200円	4,600円

(2) 青少年団体以外の者が使用する場合

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後6時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
会議室	1,400円	1,700円	1,400円	3,100円	3,100円	4,500円
第1研修室	1,400円	1,700円	1,400円	3,100円	3,100円	4,500円
第2研修室	1,400円	1,700円	1,400円	3,100円	3,100円	4,500円
第3研修室	1,400円	1,700円	1,400円	3,100円	3,100円	4,500円
第4研修室	1,400円	1,700円	1,400円	3,100円	3,100円	4,500円
第1和室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
第2和室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
第3和室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円
第4和室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後6時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
会議室	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円
第1研修室	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円
第2研修室	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円
第3研修室	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円
第4研修室	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円
第1和室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
第2和室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
第3和室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
第4和室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
音楽室	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円
プレーホール	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円

(2) 青少年団体以外の者が使用する場合

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後6時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
会議室	1,100円	1,200円	1,700円	2,100円	2,700円	3,500円
第1研修室	1,100円	1,200円	1,700円	2,100円	2,700円	3,500円
第2研修室	1,100円	1,200円	1,700円	2,100円	2,700円	3,500円
第3研修室	1,100円	1,200円	1,700円	2,100円	2,700円	3,500円
第4研修室	1,100円	1,200円	1,700円	2,100円	2,700円	3,500円
第1和室	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,100円	2,700円
第2和室	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,100円	2,700円
第3和室	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,100円	2,700円
第4和室	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,100円	2,700円

音楽室	1,400円	1,700円	1,400円	3,100円	3,100円	4,500円
プレーホール	1,900円	2,400円	1,900円	4,300円	4,300円	6,200円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第6条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更を認めるときは、1時間につき、午前9時から午後10時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 前項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 宿泊料

室名	単位	未就学児	青少年		一般
			小学生及び中学生	その他	
洋室	1人1	1,100円	1,400円	2,100円	3,600円
和室	泊につ	1,000円	1,100円	1,700円	3,300円
特別室	き			3,300円	5,000円

備考

- 1 「未就学児」とは、小学生（義務教育学校の前期課程の児童を含む。以下同じ。）就学前の者をいう。なお、保護者が未就学児と添い寝で使用する場合は、未就学児の宿泊料は無料とする。
- 2 「青少年」とは、小学生から25歳までの者又は青少年団体の構成員をいう。

音楽室	1,100円	1,200円	1,700円	2,100円	2,700円	3,500円
プレーホール	1,700円	1,800円	2,200円	3,200円	3,600円	4,800円

2 宿泊料

室名	青少年		一般
	小学生及び中学生	その他	
洋室	1,000円	1,550円	2,800円
和室	800円	1,250円	2,600円
特別室		2,600円	3,900円

備考

- 1 「青少年」とは、小学生（義務教育学校の前期課程の児童を含む。以下同じ。）から25歳までの者又は青少年団体の構成員をいう。

3 「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。

4 「一般」とは、未就学児及び青少年以外の者をいう。

2 「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。

3 「一般」とは、青少年以外の者をいう（小学生未満の者を除く。）

3 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料	
ピアノ		1式1回	500円	
テレビ		1式1回	500円	
プロジェクター		1式1回	500円	
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合	1回	400円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合	1回	700円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キロワットを超える場合	1回	1,300円	

備考

1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後6時まで又は午後6時から午後10時までの使用時間の区分における使用をいう。

2 午前9時から午後6時まで又は午後1時から午後10時までの使用時

間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後10時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

(郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部改正)

第33条 郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例(平成7年郡山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第3(第43条関係)		別表第3(第43条関係)	
(略)		(略)	
犬、猫等の死体の処分手数料	1件につき <u>1,100円</u>	犬、猫等の死体の処分手数料	1件につき <u>1,030円</u>

(郡山市畜産振興センター条例の一部改正)

第34条 郡山市畜産振興センター条例(平成7年郡山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第8条関係)			別表第1(第8条関係)		
区分	施設利用料		区分	施設利用料	
	個人	団体		個人	団体
小学生及び中学生	1人1回につき <u>220円</u>	1人1回につき <u>180円</u>	小学生及び中学生	1人1回につき <u>150円</u>	1人1回につき <u>120円</u>
一般	1人1回につき <u>450円</u>	1人1回につき <u>360円</u>	一般	1人1回につき <u>300円</u>	1人1回につき <u>250円</u>
備考 (略)			備考 (略)		

(郡山市森林公園条例の一部改正)

第35条 郡山市森林公園条例(平成7年郡山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 森林公園の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 森林公園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
郡山市高篠山森林公園	(略)	郡山市高篠山森林公園	(略)
郡山市東部森林公園	郡山市田村町金沢字大六地内	郡山市東部森林公園	郡山市田村町金沢字大六、田村町金沢字西ノ田、田村町下道渡字後田及び中田町下枝

(行為の制限)

第5条 森林公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（第15条の規定により指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者という。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条、第7条、第8条（第4号を除く。）、第11条（第5号を除く。）及び第13条（ただし書を除く。）の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

(1) 露店その他これに類する行為

(2) 興行

(3) 競技会、展示会、集会、撮影会、ヘリポート、募金その他これらに類する催しのために森林公園の全部又は一部を独占して利用する行為

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項及び理由を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しないときは、第1項又は前項の許可を与えることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 公衆の森林公園の利用に支障を及ぼすと認めるとき。

(4) 入会、寄附等の勧誘その他これらに類する行為（市長が特に認めるものを除く。）を伴う活動に該当すると認めるとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的

第5条 削除

不法行為を行うおそれがある組織の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。

(6) 管理運営上支障があると認めるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

5 市長は、森林公園の管理運営上必要があるときは、第1項又は第3項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第6条 森林公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項又は第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 森林公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) (略)

(4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。

(6) 立入り禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車すること。

(8) 危険のおそれのある遊戯をし、又は公衆の森林公園の利用に支障のある行為並びに近隣住民及び周辺環境に迷惑を及ぼす行為をすること。

(9) 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。

(10) 森林公園をその用途外に使用すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、森林公園の設置の目的に支障を及ぼすこと。

(有料施設等の使用許可)

第7条 森林公園の施設、設備等のうち、別表の施設及び用具（以下「有料施設等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなけれ

(行為の禁止)

第6条 森林公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すこと。

(2) 施設、設備等を損傷すること。

(3) 樹木を損傷し、若しくは伐採し、又は植物を採取すること。

(4) (略)

(5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(6) 指定された場所以外で火気を使用すること。

(7) 営利又はこれに類する行為（市長が特に認めたものを除く。）をすること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的に支障を及ぼすこと。

(使用許可)

第7条 森林公園の施設、設備等のうち、別表の施設及び用具（以下「有料施設等」という。）を使用しようとする者は、市長（第15条の規定によ

ばならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、有料施設等を使用しようとする者が前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、前項の許可をしない。

3 市長は、森林公園の管理運営上必要があるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、第5条第1項若しくは第3項の許可又は前条第1項の許可(以下「使用許可」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に係る行為又は有料施設等の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 偽りその他不正な手段により、使用許可を受けたとき。

(4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(使用料)

第9条 使用者(第5条第1項又は第3項の許可を受けた者は除く。第11条において同じ。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用者の原状回復義務)

第13条 使用者は、使用許可を受けた行為が終了したとき若しくは当該行為を停止されたとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復し、市長に引渡さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(管理の代行)

第15条 市長は、森林公園の管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

り指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条、次条及び第13条の規定において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、有料施設等を使用しようとする者が前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)をしない。

3 市長は、森林公園の管理運営上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、有料施設等の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設等の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 使用許可後において第6条各号のいずれかに該当したとき。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用者の原状回復義務)

第13条 使用者は、有料施設等の使用を終了したとき又は使用を停止されたとき若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復し、市長に引渡さなければならない。

(管理の代行)

第15条 市長は、森林公園の管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) (略)	(1) (略)
(2) 使用許可及び使用許可の取消し等に関する業務	(2) <u>有料施設等</u> の使用許可及び使用許可の取消し等に関する業務
(3) ・ (4) (略)	(3) ・ (4) (略)

第36条 郡山市森林公園条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(有料施設の使用許可)</p> <p>第7条 森林公園の施設、設備等のうち、別表第1の施設（以下「<u>有料施設</u>」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 市長は、有料施設を使用しようとする者が前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、前項の許可をしない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8条 市長は、第5条第1項若しくは第3項の許可又は前条第1項の許可（以下「<u>使用許可</u>」という。）を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に係る行為又は有料施設の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>別表第1（第7条、第9条関係） 有料施設の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">森林公園名</th> <th style="width: 30%;">施設</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">郡山市高篠山森林公園</td> <td rowspan="2">バンガロー</td> <td>1棟1泊につき5,400円</td> </tr> <tr> <td>1棟日帰りにつき2,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テントサイト 大区画</td> <td>1区画1泊につき2,800円</td> </tr> <tr> <td>1区画日帰りにつき1,400円</td> </tr> </tbody> </table>	森林公園名	施設	使用料	郡山市高篠山森林公園	バンガロー	1棟1泊につき5,400円	1棟日帰りにつき2,700円	テントサイト 大区画	1区画1泊につき2,800円	1区画日帰りにつき1,400円	<p>(有料施設等の使用許可)</p> <p>第7条 森林公園の施設、設備等のうち、別表の施設及び用具（以下「<u>有料施設等</u>」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 市長は、有料施設等を使用しようとする者が前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、前項の許可をしない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8条 市長は、第5条第1項若しくは第3項の許可又は前条第1項の許可（以下「<u>使用許可</u>」という。）を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に係る行為又は有料施設等の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者（第5条第1項又は第3項の許可を受けた者は除く。第11条において同じ。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>別表（第7条、第9条関係） 有料施設等の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">森林公園名</th> <th style="width: 30%;">施設及び用具</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">郡山市高篠山森林公園</td> <td rowspan="2">バンガロー</td> <td>1棟1泊につき4,200円</td> </tr> <tr> <td>1棟日帰りにつき2,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テントサイト 大区画</td> <td>1区画1泊につき2,000円</td> </tr> <tr> <td>1区画日帰りにつき1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	森林公園名	施設及び用具	使用料	郡山市高篠山森林公園	バンガロー	1棟1泊につき4,200円	1棟日帰りにつき2,100円	テントサイト 大区画	1区画1泊につき2,000円	1区画日帰りにつき1,000円
森林公園名	施設	使用料																			
郡山市高篠山森林公園	バンガロー	1棟1泊につき5,400円																			
		1棟日帰りにつき2,700円																			
	テントサイト 大区画	1区画1泊につき2,800円																			
		1区画日帰りにつき1,400円																			
森林公園名	施設及び用具	使用料																			
郡山市高篠山森林公園	バンガロー	1棟1泊につき4,200円																			
		1棟日帰りにつき2,100円																			
	テントサイト 大区画	1区画1泊につき2,000円																			
		1区画日帰りにつき1,000円																			

		中区画	1 区画 1 泊につき <u>2,100円</u>
			1 区画 日帰りにつき <u>1,050円</u>
		小区画	1 区画 1 泊につき <u>1,400円</u>
			1 区画 日帰りにつき <u>700円</u>
郡山市東部森林公園	バーベキューエリア		1 区画 日帰りにつき <u>400円</u>

備考 (略)

別表第 2 (第 9 条関係)

第 5 条第 1 項に掲げる行為の使用料

区分		単位	金額
露店その他これに類する行為	使用面積が35平方メートル以下のもの	1店につき1日	<u>1,100円</u>
	使用面積が35平方メートルを超えるもの	1店につき1日	1,100円に35平方メートルを超えた使用面積1平方メートルにつき30円を加算した額
興行		1平方メートルにつき1日	<u>30円</u>
第5条第1項第3号に掲げる行為		1平方メートルにつき1日	<u>15円</u>

(郡山市ふれあいセンター条例の一部改正)

第37条 郡山市ふれあいセンター条例(平成8年郡山市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

		中区画	1 区画 1 泊につき <u>1,500円</u>	
			1 区画 日帰りにつき <u>750円</u>	
		小区画	1 区画 1 泊につき <u>1,000円</u>	
			1 区画 日帰りにつき <u>500円</u>	
		貸しテント		5 人用 1 張 1 泊につき <u>500円</u>
				5 人用 1 張 日帰りにつき <u>250円</u>
				8 人用 1 張 1 泊につき <u>800円</u>
				8 人用 1 張 日帰りにつき <u>400円</u>

備考 (略)

(使用時間)

第2条の2 ふれあいセンターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

別表（第6条関係）

1 施設使用料

名称	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
郡山市片平ふれあいセンター	第1和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第2和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第3和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	大ホール	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
郡山市河内ふれあいセンター	集会室	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円
	第1和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	第2和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
郡山市喜久田ふれあいセンター	第1和室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
	第2和室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
	第3和室	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
	第4和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	研修室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
郡山市緑ヶ丘ふれあいセンター	和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円

別表（第6条関係）

1 施設使用料

名称	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
郡山市片平ふれあいセンター	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第3和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	大ホール	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円
郡山市河内ふれあいセンター	集会室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
郡山市喜久田ふれあいセンター	第1和室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	第2和室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	第3和室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	第4和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	研修室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市緑ヶ丘ふれあいセンター	和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

あいセン ター	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
郡山市富 田西ふれ	会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
	和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
あいセン ター	集会室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
郡山市三 穂田ふれ	会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第1研修 室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
あいセン ター	第2研修 室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	大ホール	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
	郡山市中 田ふれあ いセンタ ー	第1会議 室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円
いセンタ ー	第2会議 室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	別棟第1 和室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	別棟第2 和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	別棟大ホ ール	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
郡山市西 田ふれあ いセンタ ー	会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第1研修 室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
いセンタ ー	第2研修	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円

あいセン ター	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
郡山市富 田西ふれ	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
あいセン ター	集会室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
郡山市三 穂田ふれ	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第1研修 室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
あいセン ター	第2研修 室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	大ホール	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円
	郡山市中 田ふれあ いセンタ ー	第1会議 室	400円	600円	700円	900円	1,200円
いセンタ ー	第2会議 室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	別棟第1 和室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
	別棟第2 和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	別棟大ホ ール	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円
郡山市西 田ふれあ いセンタ ー	会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第1研修 室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
いセンタ ー	第2研修	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円

	室						
	和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	実習室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	大ホール	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
郡山市大槻ふれあいセンター	第1研修室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第2研修室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第1和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第2和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	実習室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	(略)
	大ホール	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 大ホールの冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。
- 3 第2条の2ただし書により、使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 4 前2項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 5 2分の1面利用を可能とするネットを有する大ホールにおいて、アリーナの2分の1面を利用する場合は施設使用料の100分の50の額と

	室						
	和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	大ホール	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円
郡山市大槻ふれあいセンター	第1研修室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	第2研修室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	実習室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	(略)
	大ホール	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

する。

6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 設備等使用料

種別	単位	使用料	摘要
シャワー	1人1使用	300円	(略)
ピアノ (電子ピアノを除く)	(略)		

備考

1・2 (略)

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料	摘要
温水シャワー		1人1時間	150円	(略)
ピアノ		(略)		
プロジェクター		1式1回	500円	
展示用パネル		1枚1日	50円	
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円	

備考

1・2 (略)

(郡山市農村交流センター条例の一部改正)

第38条 郡山市農村交流センター条例(平成8年郡山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
<p>(使用時間) <u>第2条の2 センターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。</u></p>													
<p>(賠償責任) 第11条 使用者は、センターの施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、<u>その全部又は一部を免除することができる。</u></p>							<p>(賠償責任) 第11条 使用者は、センターの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、<u>その額を減額し、又は免除することができる。</u></p>						
<p>別表(第6条関係) 1 施設使用料</p>							<p>別表(第6条関係) 1 施設使用料</p>						
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1洋室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円	第1洋室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
第2洋室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円	第2洋室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
第1和室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円	第1和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
第2和室	300円	300円	300円	600円	600円	900円	第2和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
<p>備考 1 <u>使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。</u> 2 <u>第2条の2ただし書により、使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とし、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間</u></p>							<p>備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。</p>						

未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

3 前項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 設備等使用料

種別	単位	使用料
(略)		

備考

1・2 (略)

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
(略)			
プロジェクター		1式1回	500円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

1・2 (略)

(郡山市印鑑条例の一部改正)

第39条 郡山市印鑑条例(平成8年郡山市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第23条 第8条の印鑑登録証の交付、第9条の印鑑登録証の引替交付又は第18条の印鑑登録の証明を受ける者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 印鑑登録証交付手数料 1件につき<u>300円</u></p> <p>(2) 印鑑登録証の引替交付手数料 1件につき<u>300円</u></p> <p>(3) 印鑑登録証明手数料 1通につき<u>300円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第23条 第8条の印鑑登録証の交付、第9条の印鑑登録証の引替交付又は第18条の印鑑登録の証明を受ける者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 印鑑登録証交付手数料 1件につき<u>250円</u></p> <p>(2) 印鑑登録証の引替交付手数料 1件につき<u>250円</u></p> <p>(3) 印鑑登録証明手数料 1通につき<u>250円</u></p> <p>2 (略)</p>

(郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第40条 郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成8年郡山市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録申請手数料等)</p> <p>第17条 第2条第1項の登録、第2条第3項の更新の登録、第4条第3項の登録簿の謄本の交付、第7条の登録証の書換え又は第8条第1項の登録証の再交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を前納しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 登録簿の謄本の交付手数料 1件につき <u>300円</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(登録申請手数料等)</p> <p>第17条 第2条第1項の登録、第2条第3項の更新の登録、第4条第3項の登録簿の謄本の交付、第7条の登録証の書換え又は第8条第1項の登録証の再交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を前納しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 登録簿の謄本の交付手数料 1件につき <u>250円</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p>

(郡山市保健所設置条例の一部改正)

第41条 郡山市保健所設置条例(平成8年郡山市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第4条関係)				別表(第4条関係)			
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考

(略)				(略)			
6 水道 水等 の試 験	(略)	(1) <u>給水施設セット</u>	(略)	6 水道 水等 の試 験	(略)	(1) <u>水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）の表1の項、2の項、11の項、38の項及び46の項から51の項までの水質検査</u>	(略)
		(2) <u>準簡易専用水道セット</u>				(2) <u>省令の表1の項、2の項、38の項及び46の項から51の項までの水質検査</u>	
		(3) <u>飲用井戸等セット</u>				(3) <u>飲用井戸等に係る省令の表1の項、2の項、11の項、34の項、38の項から40の項まで及び46の項から51の項までの水質検査</u>	
		(4) <u>食品簡易項目セット</u>				(4) <u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別</u>	

	(5)・(6) (略)				表第17の4の口に 規定する水質検査 (5)・(6) (略)
(略)				(略)	

第42条 郡山市保健所設置条例の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表（第4条関係）						別表（第4条関係）					
区分			単位	金額	備考	区分			単位	金額	備考
1 細菌 学的 検査	便の細菌 検査	(1) <u>腸内細菌4項目セ ット</u>	1件	<u>1,200円</u>		1 細菌 学的 ・臨 床病 理学 的検 査	虫卵検査		1件	<u>240円</u>	
		(2) <u>腸管出血性大腸菌 O157等</u>	1項目	<u>1,100円</u>			便の細菌 検査	(1) <u>赤痢菌、腸チフ ス菌、パラチフス 菌及びサルモネラ 菌の検査</u>	1件	<u>1,090円</u>	
		(3) <u>腸内細菌5項目セ ット</u>	1件	<u>1,800円</u>				(2) <u>(1)の検査に 他の検査を追加す る場合</u>	1項目	<u>660円</u>	
2 食品 等の 検査	定 性 比 較 的 簡 易 な もの	(1) <u>大腸菌等</u>	1項目	<u>3,100円</u>		2 食品 等の 試験	定 性 比 較 的 簡 易 な もの	(1) <u>大腸菌等</u>	1項目	<u>3,000円</u>	
		(2) <u>サルモネラ属菌等</u>	1項目	<u>7,400円</u>				(2) <u>サルモネラ菌等</u>	1項目	<u>7,280円</u>	
		(3) <u>シアン化合物</u>	1件	<u>4,400円</u>				(3) <u>シアン化合物等 の指定成分</u>	1成分	<u>4,330円</u>	
	複 雑 な もの	(1) <u>着色料</u>	1件	<u>12,000円</u>			複 雑 な もの	(1) <u>着色料等の添加 物</u>	1成分	<u>11,590円</u>	
(2) <u>嫌気性菌等</u>		1項目	<u>9,100円</u>	(略)	(2) <u>嫌気性菌の検査</u>	1項目		<u>8,880円</u>	(略)		
						(3) <u>抗生物質等の検</u>		1項目	<u>21,060円</u>		

	高度に複雑なもの	腸管出血性大腸菌	1項目	8,900円
定量	比較的簡易なもの	酸価等	1項目	8,500円
	複雑なもの	(1) 発色剤等	1項目	12,000円
		(2) 保存料等	1項目	16,700円
	高度に複雑なもの	(1) 重金属	1項目	16,000円
		(2) 防カビ剤等	1項目	24,500円
おしぼり		おしぼり検査セット	1件	5,600円

		<u>査</u>		
	高度に複雑なもの	酸化防止剤等の添加物	1成分	23,020円
定量	比較的簡易なもの	酸価等の指定成分	1成分	8,370円
	複雑なもの	(1) 脂肪等の指定成分	1成分	11,600円
		(2) 漂白剤等の添加物	1成分	11,400円
		(3) 保存料等の添加物	1成分	16,480円
	高度に複雑なもの	(1) 重金属の指定成分	1成分	15,720円
		(2) 甘味料等の添加物	1成分	24,110円
		(3) ビタミン等の微量成分	1成分	22,140円
		(4) 一般成分	1成分	45,330円
	特殊なもの	(1) 残留農薬等の化学性有害物質	1成分	68,670円
		(2) 麻痺性貝毒	1件	20,130円
		(3) 下痢性貝毒	1件	37,450円
おしぼり		(1) 変色、臭気、大	1件	5,500円

検査	検査		腸菌群、黄色ブドウ球菌及び一般細菌数の検査	1項目	2,750円		
			(2) (1)の検査のうち大腸菌群、黄色ブドウ球菌及び一般細菌数の検査を単独で行う場合				
	3 食品添加物試験		規格適否試験	1件	32,100円		
	4 器具・容器・包装・おもちゃの試験	定性	比較的簡易なもの	フェノール等の指定成分	1成分	8,650円	
			複雑なもの	重金属等の指定成分	1成分	3,360円	
		定量	比較的簡易なもの	過マンガン酸カリウム消費量等の指定成分	1成分	7,700円	
			複雑なもの	重金属等の指定成分	1成分	21,630円	
		特殊なもの	ビスフェノールA等の指定成分	1成分	22,820円		

	雑なもの	(2) 鉄等の重金属	1項目	8,100円							
	水質検査	(1) 給水施設セット	1件	10,400円							
		(2) 準簡易専用水道セット	1件	9,700円							
		(3) 飲用井戸等セット	1件	15,600円							
		(4) 食品簡易項目セット	1件	10,400円							
	雑なもの	(2) 水銀等の重金属	1成分	8,060円							
	特殊なもの	(1) トリクロロエチレン等の指定成分	1成分	19,160円						一斉分析の場合に限る。	
		(2) ホルムアルデヒド等の指定成分	1成分	22,210円							
		(3) トリクロロエチレン等	1件	102,180円							
	基準検査	(1) 給水施設セット	1件	10,320円							
		(2) 準簡易専用水道セット	1件	9,640円							
		(3) 飲用井戸等セット	1件	15,520円							
		(4) 食品簡易項目セット	1件	10,320円							
		(5) ビル管セット	1件	20,210円							
		(6) 食品全項目	1件	47,410円							
	7 用排 水等 の試 験	定性						腸管出血性大腸菌O157	1件	5,390円	
		定量	簡易なもの					(1) 透視度等の指定成分	1項目	1,160円	
								(2) pH等の指定成分	1項目	2,830円	
		比較						(1) 細菌学的検査	1項目	3,000円	

						的簡 易な もの	(2) <u>COD等の指定成分</u>	1成分	<u>4,690円</u>	
						複雑 なもの	(1) <u>大腸菌群の最確数の測定</u> (2) <u>亜硝酸イオン、BOD等の指定成分</u> (3) <u>重金属等の指定成分</u> (4) <u>レジオネラ属菌数</u>	1件 1成分 1成分 1件	<u>4,000円</u> <u>8,610円</u> <u>8,210円</u> <u>8,670円</u>	
						高度 に複 雑な もの	<u>n-ヘキサン抽出物質等の指定成分</u>	1成分	<u>9,800円</u>	
						特殊 なもの	(1) <u>アルキル水銀等の指定成分</u> (2) <u>ダイアジノン等の指定成分</u> (3) <u>チウラム等の指</u>	1成分 1件 1件	<u>19,540円</u> <u>43,060円</u> <u>(3成分を超える場合には、1成分を増すごとに5,100円を加算した額)</u> <u>24,020円</u>	高速液

第43条 郡山市駐車場条例（平成10年郡山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前				
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）				
種類	駐車料金の単位	金額	種類	駐車料金の区分及び単位		金額	
普通駐車料金	入場後30分までごとに1台	100円（1日当たり1,200円を限度とする。）	普通駐車料金	基本料金	入場後30分までごとに1台	当該30分の起算時刻が午前8時から午後9時前までである場合	100円
				夜間料金	入場後30分までごとに1台	当該30分の起算時刻が午後9時から翌午前8時前までである場合	50円
定期駐車料金	1箇月につき1台（最長6箇月）	20,000円	定期駐車料金	定期料金	1箇月につき1台		13,620円
					3箇月につき1台		38,760円
					6箇月につき1台		76,480円
					12箇月につき1台		136,190円
			備考 普通駐車料金は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定する。				
			(1) 入場した日 この表の規定により算定するものとし、当該算定した額が1,000円を超えたときは、1,000円とする。				
			(2) 継続して駐車した場合の2日目以降の各日 この表の規定により算定するものとし、当該算定した額が800円を超えたときは、800円とする。				

（郡山市こおりやま文学の森資料館条例の一部改正）

第44条 郡山市こおりやま文学の森資料館条例（平成11年郡山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（休館日）</p> <p>第6条 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、資料館の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）</p>	<p>（休館日）</p> <p>第6条 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、資料館の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）</p>

に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日で休日でない直近の日)

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日

(観覧料)

第7条 資料館の常設展(資料品等の常設展示をいう。以下同じ。)を観覧しようとする者は、別表第1に定める常設展観覧料を納入しなければならない。ただし、次項に定める企画展を観覧する場合は、常設展観覧料を無料とする。

2 資料館の企画展(常設展以外の展示をいう。以下同じ。)を観覧しようとする者は、別表第2に定める企画展観覧料を納入しなければならない。

(観覧料の免除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(1) (略)

(2) 指定管理者が行う資料館の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものとして観覧するとき。

(3) その他市長が観覧料の免除を適当と認めるとき。

(利用料金)

第19条 資料館を観覧しようとする者は、指定管理者に対し、資料館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。この場合において、第7条の規定は適用しない。

2～5 (略)

別表第1(第7条関係)

常設展観覧料

区分	観覧料(1人1回につき)
----	--------------

に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。)

(2) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までの日

(3) 館内整理日(毎月の末日。ただし、その月の末日が前2号に定める日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その月内においてその月の末日に最も近いこれらの日以外の日とする。)

(観覧料)

第7条 文学資料等の観覧のため資料館に入館しようとする者は、別表に定める観覧料を納入しなければならない。

(観覧料の免除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(1) (略)

(2) その他市長が観覧料の免除を適当と認めるとき。

(利用料金)

第19条 文学資料等の観覧のため資料館に入館しようとする者は、指定管理者に対し、資料館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。この場合において、第7条の規定は適用しない。

2～5 (略)

別表(第7条関係)

区分	観覧料(1人1回につき)
----	--------------

高校生、大学生又はこれらに準ずる者	170円
一般	350円

備考

- 資料館のうち1館への入館につき常設展観覧料を納入した場合は、他の1館への入館に係る常設展観覧料の納入は要しない。
- 中学生（中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。）以下及び65歳以上の者は、無料とする。

別表第2（第7条関係）

企画展観覧料

区分	観覧料（1人1回につき）
高校生、大学生又はこれらに準ずる者	そのつど市長が定める額
一般	

備考 資料館のうち1館への入館につき企画展観覧料を納入した場合は、他の1館への入館に係る企画展観覧料の納入は要しない。

（郡山市手数料条例の一部改正）

第45条 郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料					別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料				
号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額	号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
(略)					(略)				
124	建築基準法第52条第10項、第11項若しくは第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	(略)			124	建築基準法第52条第10項、第11項若しくは第14項又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1	(略)		

	個人	団体
高校生、大学生又はこれらに準ずる者	100円	70円
一般	200円	150円

備考

- 資料館のうち1館への入館につき観覧料を納入した場合は、他の1館への入館に係る観覧料の納入は要しない。
- 「団体」とは、20人以上をいう。
- 65歳以上の者は、無料とする。

				項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	
(略)				(略)	
138	建築基準法第59条の2第1項又はマンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	(略)		138	建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査
(略)				(略)	
備考	(略)			備考	(略)

第46条 郡山市手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料					別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料				
号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額	号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
1	地方自治法第260条の2第12項に基づく証明書の交付	認可地縁団体告示事項に関する証明書交付手数料	1件	300円	1	地方自治法第260条の2第12項に基づく証明書の交付	認可地縁団体告示事項に関する証明書交付手数料	1件	250円
2	地方税法第20条の10第1項の規定に基づく納税証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。）	納税に関する証明書交付手数料	1納税義務者1年度	300円	2	地方税法第20条の10第1項の規定に基づく納税証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。）	納税に関する証明書交付手数料	1納税義務者1年度	250円
3	地方税法第382条の2第1項の規定	固定資産課税台帳	1納税義務者	300円	3	地方税法第382条の2第1項の規定	固定資産課税台帳	1納税義務者	250円

	に基づく固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載したものの閲覧を含み、同法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合を除く。）	の閲覧手数料	務者1年度			
4	地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条第4項の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載したものの交付を含む。）	固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料	1納税義務者1年度	300円		
(略)						
16	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の閲覧に係る事務	住民基本台帳の閲覧手数料	1世帯	300円		
17	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写	住民票の写しの交付手数料	1通	300円		
	に基づく固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載したものの閲覧を含み、同法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合を除く。）	の閲覧手数料	務者1年度			
4	地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条第4項の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載したものの交付を含む。）	固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料	1納税義務者1年度	250円		
(略)						
16	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の閲覧に係る事務	住民基本台帳の閲覧手数料	1世帯	250円		
17	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写	住民票の写しの交付手数料	1通	250円		

	しの交付			
18	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	住民票記載事項証明書交付手数料	1通	300円
19	住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく住民票の除票の写しの交付	住民票の除票の写しの交付手数料	1通	300円
20	住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票記載事項証明書の交付	除票記載事項証明書交付手数料	1通	300円
21	住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通	300円
22	住民基本台帳法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通	300円
(略)				
94	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく開発行為又は建築等に関する証明書の交付	開発行為又は建築等に関する証明書の交付手数料	1件	300円
(略)				
196	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく、盛土規制	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定	1件	300円

	しの交付			
18	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	住民票記載事項証明書交付手数料	1通	250円
19	住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく住民票の除票の写しの交付	住民票の除票の写しの交付手数料	1通	250円
20	住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票記載事項証明書の交付	除票記載事項証明書交付手数料	1通	250円
21	住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通	250円
22	住民基本台帳法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通	250円
(略)				
94	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく開発行為又は建築等に関する証明書の交付	開発行為又は建築等に関する証明書の交付手数料	1件	250円
(略)				
196	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく、盛土規制	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定	1件	250円

法第12条第1項、第16条第1項、 第30条第1項又は第35条第1項の 規定に適合していることを証する 書面の交付	に基づく証明書の 交付手数料		
--	-------------------	--	--

備考 (略)
 別表第3 (第2条、第7条関係)
 その他の手数料

号	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	住民税課税台帳に基づく証明	1納税義務者1年度	300円
2	固定資産課税台帳に基づく証明(地方税法 第382条の3に規定するものを除く。)	1納税義務者1年度	300円
3	身分に関する証明	1件	300円
4	埋火葬に関する証明	1件	300円
5	土地に関する証明	1筆	300円
6	土地に関する証明に係る実地調査	1路線又は1筆	350円
7	建物に関する証明	1棟	300円
8	上記の証明以外の証明	1件	300円
9	公簿又は図面の閲覧又は縦覧	公簿1冊又は図面1葉	300円

備考 (略)

(郡山市自転車等駐車場設置条例の一部改正)

第47条 郡山市自転車等駐車場設置条例(平成12年郡山市条例第50号)の一部を次のように改正する。

制法第12条第1項、第16条第1項 、第30条第1項又は第35条第1項 の規定に適合していることを証す る書面の交付	に基づく証明書の 交付手数料		
---	-------------------	--	--

備考 (略)
 別表第3 (第2条、第7条関係)
 その他の手数料

号	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	住民税課税台帳に基づく証明	1納税義務者1年度	250円
2	固定資産課税台帳に基づく証明(地方税法 第382条の3に規定するものを除く。)	1納税義務者1年度	250円
3	身分に関する証明	1件	250円
4	埋火葬に関する証明	1件	250円
5	土地に関する証明	1筆	250円
6	土地に関する証明に係る実地調査	1路線又は1筆	300円
7	建物に関する証明	1棟	250円
8	上記の証明以外の証明	1件	250円
9	公簿又は図面の閲覧又は縦覧	公簿1冊又は図面1葉	250円

備考 (略)

改正後				
別表(第8条関係)				
使用の種類	使用区分	使用料		
		自転車	原動機付自転車、大型自動 二輪車及び普通自動二輪車	
定期使用	一般	1か月	1,400円	1,500円

改正前		
別表(第8条関係)		
使用の種類	使用区分	使用料
定期使用	1か月	1,000円

	3か月	3,700円	4,300円
	6か月	7,000円	8,100円
	12か月	11,700円	13,500円
学生	1か月	1,000円	1,000円
	3か月	2,900円	2,900円
	6か月	5,400円	5,400円
	12か月	9,000円	9,000円
一時使用	1回	100円	150円

備考

1 この表において「学生」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校又はこれらに類するものとして市長が認める施設に在学している者をいい、「一般」とは学生以外の者をいう。

2～4 (略)

	3か月	2,900円
	6か月	5,400円
	12か月	9,000円
一時使用	1回	50円

備考

1～3 (略)

(郡山市民ふれあいプラザ条例の一部改正)

第48条 郡山市民ふれあいプラザ条例（平成13年郡山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用時間)</p> <p>第2条の2 ふれあいプラザの使用時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第2条の3 ふれあいプラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>(1) 月曜日</p> <p>(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</p>	

(賠償責任)

第11条 使用者は、ふれあいプラザの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

別表（第6条関係）

(1) 基本使用料

室名	午前10時から 午後2時まで	午後3時から 午後7時まで	午前10時から 午後7時まで
展示室全室	7,800円	7,800円	15,600円
展示室1	2,400円	2,400円	4,800円
展示室2	2,400円	2,400円	4,800円
展示室3	3,000円	3,000円	6,000円
第1控室	500円	500円	1,000円
第2控室	500円	500円	1,000円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第1控室及び第2控室については、展示室を使用しない場合は、使用することができない。
- 3 第2条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前10時から午後7時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間が1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 4 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるとき

(賠償責任)

第11条 使用者は、ふれあいプラザの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

別表（第6条関係）

(1) 基本使用料

室名	使用料
展示室全室	1日につき 10,000円
展示室1	1日につき 3,000円
展示室2	1日につき 3,000円
展示室3	1日につき 4,000円
第1控室	1日につき 500円
第2控室	1日につき 500円

備考 第1控室及び第2控室については、展示室を使用しない場合は、使用することができない。

は、これを10円に切り上げる。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 特別使用料

種別	使用料
入場料徴収加算料	入場料が500円以下の場合 基本使用料の額の100分の20に 相当する額
	入場料が501円以上の場合 基本使用料の額の100分の40に 相当する額
販売宣伝加算料	(略)

備考

1 種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「販売宣伝加算料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料 使用者がふれあいプラザを使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料

(2) 販売宣伝加算料 使用者がふれあいプラザを使用するに際し、作品の販売又は作品の展示を通じた宣伝をする場合に基本使用料に加算される使用料

2 (略)

3 特別使用料の算定に用いる基本使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

(2) 加算使用料

種別	使用料
入場料徴収加算使用料	入場料が500円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の20に相当する額
	入場料が500円以上の場合にあっては、基本使用料の額の100分の40に相当する額
販売宣伝加算使用料	(略)

備考

1 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。

2 (略)

3 「入場料徴収加算使用料」とは、使用者がふれあいプラザを使用するに際し、入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料をいう。

4 「販売宣伝加算使用料」とは、使用者がふれあいプラザを使用するに際し、作品の販売又は作品の展示を通じた宣伝をする場合に基本使用料に加算される使用料をいう。

4 (略)

5 特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

5 (略)

(3) 附属設備及び器具使用料

設備及び器具名	使用単位	使用料
スポットライト	1台1日	50円
持込電気器具	1台当たり1日	300円

(郡山市民交流プラザ条例の一部を改正する条例)

第49条 郡山市民交流プラザ条例（平成13年郡山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
<p><u>(使用時間)</u> 第2条の2 交流プラザの使用時間は、午前10時から午後9時までとする。 <u>ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。</u></p> <p>。</p> <p><u>(休館日)</u> 第2条の3 交流プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>(1) 月曜日 (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</p> <p><u>(賠償責任)</u> 第11条 使用者は、交流プラザの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、<u>その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。</u>ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、<u>その全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>別表（第6条関係） 1 施設使用料</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>午前10時</td> <td>午後1時</td> <td>午後6時</td> <td>午前10時</td> <td>午後1時</td> <td>午前10時</td> </tr> </table>		午前10時	午後1時	午後6時	午前10時	午後1時	午前10時	<p><u>(賠償責任)</u> 第11条 使用者は、交流プラザの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、<u>その損害を賠償しなければならない。</u>ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、<u>その額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>。</p> <p>別表（第6条関係） 1 施設使用料</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>午前10時</td> <td>午後1時</td> <td>午後6時</td> <td>午前10時</td> <td>午後1時</td> <td>午前10時</td> </tr> </table>		午前10時	午後1時	午後6時	午前10時	午後1時	午前10時
	午前10時	午後1時	午後6時	午前10時	午後1時	午前10時									
	午前10時	午後1時	午後6時	午前10時	午後1時	午前10時									

室名	から正午 まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで	から午後 9時まで
大会議室全室	2,800円	5,600円	4,200円	8,400円	9,800円	12,600円
大会議室 1	1,400円	2,800円	2,100円	4,200円	4,900円	6,300円
大会議室 2	1,400円	2,800円	2,100円	4,200円	4,900円	6,300円
第1会議室	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円	4,200円	5,400円
第2会議室	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円	4,200円	5,400円
第3会議室	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円	4,200円	5,400円
特別会議室	1,900円	3,900円	2,900円	5,800円	6,800円	8,700円
和室全室	1,200円	2,600円	2,000円	3,800円	4,600円	5,800円
和室 1	600円	1,300円	1,000円	1,900円	2,300円	2,900円
和室 2	600円	1,300円	1,000円	1,900円	2,300円	2,900円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第2条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前10時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 前項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 設備使用料

種別	単位	使用料	摘要
----	----	-----	----

室名	から正午 まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで	から午後 9時まで
大会議室全室	2,000円	3,600円	3,600円	5,600円	7,200円	9,200円
大会議室 1	1,000円	1,800円	1,800円	2,800円	3,600円	4,600円
大会議室 2	1,000円	1,800円	1,800円	2,800円	3,600円	4,600円
第1会議室	800円	1,500円	1,500円	2,300円	3,000円	3,800円
第2会議室	800円	1,500円	1,500円	2,300円	3,000円	3,800円
第3会議室	800円	1,500円	1,500円	2,300円	3,000円	3,800円
特別会議室	1,500円	2,500円	2,500円	4,000円	5,000円	6,500円
和室全室	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
和室 1	500円	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円
和室 2	500円	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円

2 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料	摘要
----	----	----	-----	----

コントロール卓 (略)	1式1回	2,100円 (略)
----------------	------	------------

コントロール卓 (略)	1式1回	2,000円 (略)
----------------	------	------------

ビデオプロジェクター		1式1回	1,000円
オーバーヘッドプロジェクター		1式1回	500円
マイク装置		1式1回	100円
ワイヤレスマイク装置		1式1回	200円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

1～3 (略)

4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考

1～3 (略)

(郡山市ふれあい科学館条例の一部改正)

第50条 郡山市ふれあい科学館条例(平成13年郡山市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第6条 科学館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、展望ロビーは、市長が特に支障がないと認めるときは、科学館の休館日に入館することができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日で休日でない直近の日)</p> <p>(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日</p> <p>2 (略)</p> <p>(観覧料及び使用料)</p> <p>第7条 科学館の常設展示(資料、装置等の常設展示をいう。以下同じ。)又は宇宙劇場の天体運行等の映像を観覧しようとする者は、別表第1に定める常設展示観覧料又は別表第2に定める宇宙劇場観覧料を納入しなければならない。ただし、次項に定める企画展示を観覧する場合は、常設展示観覧料を無料とする。</p> <p>2 科学館の企画展示(常設展示以外の展示をいう。以下同じ)を観覧しようとする者は、別表第3に定める企画展示観覧料を納入しなければならない。</p> <p>3 科学館の附属設備を使用しようとする者は、別表第4に定める附属設備使用料を納入しなければならない。</p> <p>(観覧料及び使用料の免除)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料及び使用料(以下「観覧料等」という。)の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 市(市の機関を含む。)が主催する事業の活動として観覧又は使用する<u>とき。</u></p>	<p>(休館日)</p> <p>第6条 科学館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、展望ロビーは、市長が特に支障がないと認めるときは、科学館の休館日に入館することができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。))</p> <p>(2) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までの日</p> <p>2 (略)</p> <p>(観覧料等)</p> <p>第7条 科学館の常設展示室又は宇宙劇場に入場し、展示物又は天体運行等の映像を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納入しなければならない。</p> <p>2 科学館の附属設備等を使用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>(観覧料の免除)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 市(市の機関を含む。)が主催する事業の活動として観覧する<u>とき。</u></p>

(2) 指定管理者が行う科学館の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものとして観覧又は使用するとき。

(3) その他市長が特に観覧料等を免除する必要があると認めるとき。

(観覧料等の不返還)

第9条 既納の観覧料等は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1)・(2) (略)

別表第1 (第7条関係)

常設展示観覧料

区分	観覧料 (1人1回につき)	
	個人	団体
小学生及び中学生	240円	190円
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	360円	290円
一般	600円	480円

備考

- (略)
- 「小学生」とは、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童をいう。
- 「中学生」とは、中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)の生徒をいう。
- 小学生未満の者及び65歳以上の者は、無料とする。

別表第2 (第7条関係)

宇宙劇場観覧料

区分	観覧料 (1人1回につき)	
	個人	団体

(2) その他市長が特に観覧料を免除する必要があると認めるとき。

(観覧料等の不返還)

第9条 既納の観覧料及び使用料(以下「観覧料等」という。)は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1)・(2) (略)

別表第1 (第7条関係)

普通観覧料

(1) 常設展示観覧料

区分	観覧料 (1人1回につき)	
	個人	団体
小学生及び中学生	200円	160円
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	300円	240円
一般	400円	320円

備考

- (略)
- 「小学生」とは、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童をいう。以下同じ。
- 「中学生」とは、中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)の生徒をいう。以下同じ。
- 65歳以上の者は、無料とする。

(2) 宇宙劇場観覧料

区分	観覧料 (1人1回につき)	
	個人	団体

幼児	180円	140円
小学生及び中学生	240円	190円
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	360円	290円
一般（65歳以上の者）	200円	160円
一般（上記以外の者）	600円	480円

備考

1・2 (略)

3 「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童をいう。

4 「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。

別表第3（第7条関係）

企画展示観覧料

区分	観覧料（1人1回につき）	
	個人	団体
小学生及び中学生	そのつど市長が定める額	
高校生、大学生及びこれらに準ずる者		
一般（65歳以上の者）		
一般（上記以外の者）		

備考

1 「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の

幼児	100円	80円
小学生及び中学生	200円	160円
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	300円	240円
一般（65歳以上の者）	100円	80円
一般（上記以外の者）	400円	320円

備考

1・2 (略)

定期観覧料（常設展示・宇宙劇場共用）

区分	観覧料（同一人が1年間観覧する場合）
小学生及び中学生	2,000円
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	3,000円
一般	4,000円

児童をいう。

2 「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。

別表第4（第7条関係）

附属設備使用料

設備等の区分	使用料（1回につき）
(略)	

別表第2（第7条関係）

附属設備等使用料

設備等の区分	使用料（1回につき）
(略)	
ロッカー	100円

備考 ロッカーについては、1回の使用が翌日以後にわたるときは、その使用した日数に1回の使用料を乗じて得た額を徴収する。

（郡山市男女共同参画センター条例の一部改正）

第51条 郡山市男女共同参画センター条例（平成14年郡山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表（第9条関係）							別表（第9条関係）						
1 施設使用料							1 施設使用料						
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
研修室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円	研修室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
調理実習室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円	調理実習室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
交流室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円	交流室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
会議室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円	会議室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
和室	1,400円	1,400円	1,400円	2,800円	2,800円	4,200円	和室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
集会室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円	集会室	900円	1,200円	1,500円	1,900円	2,500円	3,100円
備考							備考						
1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。							冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。						

2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 設備使用料

種別	単位	使用料
(略)		

備考

1・2 (略)

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(郡山市水防センター条例の一部改正)

第52条 郡山市水防センター条例（平成14年郡山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

2 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
(略)			
ビデオプロジェクター		1式1回	500円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

1・2 (略)

改正後							改正前						
<p>(開館時間) <u>第2条の2 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。</u></p>													
<p>(休館日) <u>第2条の3 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p>													
<p>(1) <u>第3日曜日</u></p>													
<p>(2) <u>1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</u></p>													
別表（第6条関係）							別表（第6条関係）						
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
集会室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円	集会室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円	和室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
備考							備考						
<p>1 <u>使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。</u></p>							<p>備考 <u>冷房又は暖房の設備を使用する場合は、当該使用料の100分の20の額を加算する。</u></p>						
<p>2 <u>第2条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間が1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。</u></p>													
<p>3 <u>前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。</u></p>													
<p>4 <u>使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す</u></p>													

る時間を含むものとする。

(郡山市野鳥の森学習館条例の一部改正)

第53条 郡山市野鳥の森学習館条例（平成14年郡山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表（第8条関係） 1 施設使用料							別表（第8条関係） 1 施設使用料						
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
研修室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円	研修室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円	和室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
備考 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。							備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。						
2 設備等使用料							2 設備等使用料						
種別	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	種別	区分			単位	使用料	
映像装置	300円	300円	300円	600円	600円	900円	映像装置				1式1回	500円	
音声装置	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円	音声装置				1式1回	200円	
							持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合			1回	100円	
							持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合						
							持込電気器具に表示されている消費電力の合計			1回	300円		

備考	が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合		
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計	1回	400円
	が1.5キロワットを超える場合		
備考	<p>1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。</p> <p>2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。</p>		
備考	<p>1 <u>使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。</u></p> <p>2 <u>使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。</u></p>		

(郡山市障害者福祉センター条例の一部改正)

第54条 郡山市障害者福祉センター条例（平成15年郡山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
<p>(使用料の免除)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 指定管理者が行うセンターの設置の目的に寄与する事業であつて、市長が認めるものに使用するとき。</u></p> <p><u>(4)～(7) (略)</u></p> <p>別表（第9条関係）</p> <p>1 施設使用料</p>							<p>(使用料の免除)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>別表（第9条関係）</p> <p>1 施設使用料</p>						
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで

研修室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円
和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	(略)
会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	
調理実習室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円
作業室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
訓練室	2,600円	2,600円	2,600円	5,200円	5,200円	7,800円
体育室	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	9,000円

備考

- 1 体育室において冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。
- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 個人使用料（体育室のみ）

対象	単位	使用料
一般	1人1時間	100円
高校生・学生	1人1時間	60円
中学生以下	1人1時間	40円

備考

- 1 「高校生・学生」とは高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。

研修室	1,000円	1,600円	2,100円	2,400円	3,400円	4,000円
和室	500円	1,000円	1,600円	1,400円	2,400円	(略)
会議室	500円	1,000円	1,600円	1,400円	2,400円	
調理実習室	1,200円	1,800円	2,300円	2,700円	3,700円	4,500円
作業室	1,000円	1,600円	2,100円	2,400円	3,400円	4,000円
訓練室	1,200円	1,800円	2,300円	2,700円	3,700円	4,500円
体育室	2,100円	2,600円	3,100円	4,300円	5,200円	6,600円
個人使用料 1人1時間につき50円						

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 器具使用料

種別	区分	使用料
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回につき 100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回につき 200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回につき 300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回につき 400円

備考

- この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

(郡山市総合学習センター条例の一部改正)

第55条 郡山市総合学習センター条例（平成17年郡山市条例第81号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用時間)</p> <p>第3条の2 学習センターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする</p>	

。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

別表第1（第7条関係）

郡山市安積総合学習センターの使用料

1 会議室等の使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
特別会議室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
第1会議室	2,500円	2,500円	2,500円	5,000円	5,000円	7,500円
第2会議室	2,100円	2,100円	2,100円	4,200円	4,200円	6,300円
第3会議室	2,100円	2,100円	2,100円	4,200円	4,200円	6,300円
調理実習室	3,400円	3,400円	3,400円	6,800円	6,800円	10,200円
工芸実習室	2,800円	2,800円	2,800円	5,600円	5,600円	8,400円
音楽室	4,000円	4,000円	4,000円	8,000円	8,000円	12,000円
和室	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円
茶室	1,400円	1,400円	1,400円	2,800円	2,800円	4,200円
集会室	7,200円	7,200円	7,200円	14,400円	14,400円	21,600円
軽運動室	3,500円	3,500円	3,500円	7,000円	7,000円	10,500円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額とその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を

別表第1（第7条関係）

郡山市安積総合学習センターの使用料

1 会議室等の使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
特別会議室	1,700円	2,400円	3,100円	3,700円	5,000円	6,100円
第1会議室	1,600円	2,200円	2,700円	3,500円	4,500円	5,500円
第2会議室	1,200円	1,600円	2,000円	2,600円	3,300円	4,100円
第3会議室	1,200円	1,600円	2,000円	2,600円	3,300円	4,100円
調理実習室	2,000円	2,900円	3,600円	4,500円	5,900円	7,200円
工芸実習室	1,600円	2,200円	2,700円	3,500円	4,500円	5,500円
音楽室	2,300円	3,200円	4,100円	5,000円	6,600円	8,100円
和室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円
茶室	900円	1,200円	1,500円	1,900円	2,500円	3,100円
集会室	3,700円	5,300円	6,800円	8,100円	10,900円	13,200円

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、会議室等の使用料の100分の20の額を加算する。

1時間として計算する。

3 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 軽運動室及びトレーニング室の個人使用料

使用区分	単位	使用料
軽運動室	1人1回2時間	200円
トレーニング室	1人1回2時間	200円

備考

1 この表における「1回」とは、午前9時から午後9時までの時間内での2時間の使用をいう。

2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 軽運動室の使用料

(1) 貸切使用料

午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
1,800円	2,600円	3,200円	4,000円	5,300円	6,400円

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。

(2) 個人使用料

1回2時間につき150円

3 トレーニング室の使用料

3 体育館の使用料

(1) 貸切使用料

区分	使用目的	対象	時間帯区分					
			A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する	一般	3,800円	3,800円	2,500円	2,500円	2,500円	15,100円
		高校	1,700円	1,700円	1,100円	1,100円	1,100円	6,700円
		生・学生						
		中学	1,300円	1,300円	800円	800円	800円	5,000円
		生以下						
その他	9,100円	9,100円	6,100円	6,100円	6,100円	36,500円		
使用者が入場料を徴する場合	アマチュアスポーツを目的とする	一般	12,800円	12,800円	8,500円	8,500円	8,500円	51,100円
		高校	4,400円	4,400円	2,900円	2,900円	2,900円	17,500円
		生・学生						
		中学	3,200円	3,200円	2,100円	2,100円	2,100円	12,700円
生以下								

1回2時間につき150円

4 体育館の使用料

(1) 全館貸切使用料

区分	使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
			使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的とする	児童等	1,000円	1,000円	800円
使用者が入場料を徴する場合	興行場を目的とし、ない場合	児童等	1,000円	1,000円	800円	1,100円	1,100円	5,000円
		生徒	2,200円	2,200円	1,800円	2,400円	2,400円	11,000円
		一般	16,400円	16,400円	13,400円	17,900円	17,900円	82,000円
使用者が入場料を徴する場合	アマチュアスポーツを目的とする	児童等	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円
		生徒	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円
		一般	7,900円	7,900円	6,500円	8,600円	8,600円	39,500円
		その他						

その他（興行等）	109,200円	109,200円	72,800円	72,800円	72,800円	436,800円
----------	----------	----------	---------	---------	---------	----------

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。
- 3 「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。
- 4 使用時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。
- 6 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの時間帯区分の欄に掲げる額の時間割計算による額とその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるとき

合	その他	47,700円	47,700円	37,200円	52,100円	52,100円	236,800円
	興行を目的とする場合	80,400円	80,400円	64,300円	88,500円	88,500円	402,100円

備考

- 1 「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。
- 2 「児童等」とは幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、全館貸切使用料の100分の20の額を加算する。

はその端数を1時間として計算する。

7 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 一部貸切使用料

ア 体育館

使用区分	単位	使用料
体育館	2分の1面	別表第1中3(1)貸切使用料の時間帯区分に規定する額の2分の1の額

イ 体育館ステージ

使用目的	使用区分	単位	時間帯区分		
			A又はB	C、D又はE	F
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	ステージ	全面	1,000円	600円	3,800円
その他			4,300円	2,900円	17,300円

備考

1 時間帯区分のAからFまでは、別表第1中3(1)貸切使用料の時間帯区分における使用時間をいう。

2 時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表1中3(1)貸切使用料の表の備考第6項及び第7項の規定を準用する。

(2) 一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	体育館フロア	2分の1面	1回につき全館貸切使用料の2分の1の額(F欄を除く。)	1日につき全館貸切使用料のF欄の2分の1の額
ステージ	全面		1回につき400円	1日につき2,000円
その他	ステージ	全面	1回につき2,500円	1日につき12,500円

備考 「1回」とは午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの、「1日」とは午前9時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

3 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(3) 個人使用料

	使用区分	単位	使用料
体育館	一般	1人1回	200円
	高校生・学生	1人1回	120円
	中学生以下	1人1回	80円

備考

1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

3 この表における「1回」とは、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(3) 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

備考

1 「児童等」とは小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2 「1回」とは、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

(4) 電気使用料

使用区分	使用料
全館	1時間につき1,600円
体育館フロア及び2階観覧席	1時間につき800円
体育館フロア	1時間につき700円

4 テニスコート使用料

1面1時間につき400円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 設備等使用料

種別	単位	使用料	摘要
サウナ	1人1時間	400円	シャワーを含む。
シャワー	1人1使用	300円	
ピアノ	1式1回	500円	

ステージ

1時間につき700円

備考 アマチュアスポーツを目的とする場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

5 テニスコート使用料

1面1時間につき200円

6 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
サウナ	温水シャワーを含む。	1人1時間	300円
温水シャワー		1人1時間	150円
ピアノ		1式1回	500円
プロジェクター		1式1回	500円
フロアシート		10平方メートル1日	10円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロ	1回	300円

備考

- この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回の使用として、この表の規定を適用する。
- 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第2（第7条関係）

郡山市富久山総合学習センターの使用料

1 会議室等の使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
特別会議室	1,900円	1,900円	1,900円	3,800円	3,800円	5,700円
会議室	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	9,000円

ワット以下の場合

持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円
--------------------------------------	----	------

備考

- この表において「1回」とあるのは、体育館以外の使用に係る場合にあっては午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用を、体育館の使用に係る場合にあっては午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回（体育館の使用に係る場合にあっては、5回）の使用として、この表の規定を適用する。
- フロアシートは、アマチュアスポーツを目的とする場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

別表第2（第7条関係）

郡山市富久山総合学習センターの使用料

1 会議室等の使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
特別会議室	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円	3,500円	4,300円
会議室	1,600円	2,200円	2,700円	3,500円	4,500円	5,500円

第1和室	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円
第2和室	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円
集会室	4,300円	4,300円	4,300円	8,600円	8,600円	12,900円
調理実習室	2,000円	2,000円	2,000円	4,000円	4,000円	6,000円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 トレーニング室の個人使用料

使用区分	単位	使用料
トレーニング室	1人1回2時間	200円

備考

- 1 この表における「1回」とは、午前9時から午後9時までの時間内での2時間の使用をいう。
- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

第1和室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円
第2和室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円
集会室	2,100円	3,100円	4,100円	4,700円	6,500円	7,800円
調理実習室	1,200円	1,800円	2,000円	2,700円	3,500円	4,300円

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、会議室等の使用料の100分の20の額を加算する。

3 体育室の使用料

(1) 貸切使用料

区分	使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用者が 入場料を 徴する 場合	アマチュア スポーツを 目的に使用 する場合	一般	1,700円	1,700円	1,100円	1,100円	1,100円	6,700円
		高校生	1,000円	1,000円	600円	600円	600円	3,800円
		・学生						
		中学生	600円	600円	400円	400円	400円	2,400円
		以下						
ない 場合	その他		3,900円	3,900円	2,600円	2,600円	2,600円	15,600円
使用者が 入場料を 徴する 場合	アマチュア スポーツを 目的に使用 する場合	一般	5,700円	5,700円	3,800円	3,800円	3,800円	22,800円
		高校生	2,000円	2,000円	1,300円	1,300円	1,300円	7,900円
		・学生						
		中学生	1,400円	1,400円	900円	900円	900円	5,500円
		以下						
合	その他（興行等）		45,300円	45,300円	30,200円	30,200円	30,200円	181,200円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等

2 体育室の使用料

(1) 貸切使用料

使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アマチュア スポーツを 目的に使用 する場合	児童等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	生徒等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	一般	900円	900円	800円	1,000円	1,000円	4,600円
その他		8,000円	8,000円	6,700円	9,400円	9,400円	41,500円

備考

- 1 「児童等」とは幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。

4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

5 (略)

6 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

7 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 一部貸切使用料

使用区分	単位	使用料
体育室	2分の1面	別表第2中3(1)貸切使用料の使用時間の区分に規定する額の2分の1の額

備考

1 時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表第2中3(1)貸切使用料の表の備考第3項及び第4項の規定を準用する。

2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

2 (略)

(2) 一部貸切使用料

使用目的	単位	使用料
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	体育室の2分の1面	1回につき、貸切使用料の2分の1の額(F欄を除く。) 1日につき、貸切使用料のF欄の2分の1の額

備考 「1回」とは午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの、「1日」とは午前9時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(3) 個人使用料

使用区分		単位	使用料
体育室	一般	1人1回	200円
	高校生・学生	1人1回	120円
	中学生以下	1人1回	80円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 この表における「1回」とは、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分をいう。
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

4 設備等使用料

種別	単位	使用料
シャワー	1人1使用	300円
(略)		

(3) 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

備考

- 1 「児童等」とは小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「1回」とは、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

3 トレーニング室の使用料

1回2時間につき100円

4 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
温水シャワー		1人1時間	150円
(略)			

プロジェクター		1式1回	500円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

- この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。
- 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

備考

- この表において「1回」とあるのは、体育室以外の使用に係る場合にあっては午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用を、体育室の使用に係る場合にあっては午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回（体育館の使用に係る場合にあっては、5回）の使用として、この表の規定を適用する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第3（第7条関係）

郡山市富久山総合学習センター別館の使用料

1 会議室の使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1会議室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円
第2会議室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 体育ホールの使用料

(1) 貸切使用料

別表第3（第7条関係）

郡山市富久山総合学習センター別館の使用料

1 会議室の使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1会議室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円
第2会議室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、会議室の使用料の100分の20の額を加算する。

2 体育ホールの使用料

(1) 貸切使用料

区分	使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用者が 入場料を 徴さない 場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	1,700円	1,700円	1,100円	1,100円	1,100円	6,700円
		高校生	1,000円	1,000円	600円	600円	600円	3,800円
		中学生	600円	600円	400円	400円	400円	2,400円
		以下						
		その他	3,900円	3,900円	2,600円	2,600円	2,600円	15,600円
使用者が 入場料を 徴する 場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	5,700円	5,700円	3,800円	3,800円	3,800円	22,800円
		高校生	2,000円	2,000円	1,300円	1,300円	1,300円	7,900円
		中学生	1,400円	1,400円	900円	900円	900円	5,500円
		以下						
		その他（興行等）	45,300円	45,300円	30,200円	30,200円	30,200円	181,200円

備考

- 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	児童等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	生徒等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	一般	900円	900円	800円	1,000円	1,000円	4,600円
その他		8,000円	8,000円	6,700円	9,400円	9,400円	41,500円

備考

- 「児童等」とは幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

3 「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。

4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

5 (略)

6 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

7 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 一部貸切使用料

使用区分	単位	使用料
体育ホール	2分の1面	別表第3中2(1)貸切使用料の使用時間の区分に規定する額の2分の1の額

備考

1 時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表第3中2(1)貸切使用料の表の備考第3項から第4項までの規定を準用する。

2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上

2 (略)

(2) 一部貸切使用料

使用目的	単位	使用料
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	体育ホールの1回につき、貸切使用する場合 2分の1面	1日につき、貸切使用料の2分の1の額（F欄のF欄の2分の1の額を除く。） 額

備考 「1回」とは午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの、「1日」とは午前9時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

げて計算する。

3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(3) 個人使用料

使用区分	単位	使用料
体育ホール	一般	1人1回 200円
	高校生・学生	1人1回 120円
	中学生以下	1人1回 80円

備考

1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

3 (略)

4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 設備等使用料

種別	単位	使用料
(略)		

(3) 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

備考

1 「児童等」とは小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2 (略)

3 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
(略)			
プロジェクター		1式1回	500円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円

持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

- この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。
- 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考

- この表において「1回」とあるのは、会議室の使用に係る場合にあつては午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用を、体育ホールの使用に係る場合にあつては午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回（体育ホールの使用に係る場合にあつては、5回）の使用として、この表の規定を適用する。

(郡山市農村公園条例の一部改正)

第56条 郡山市農村公園条例（平成23年郡山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(行為の制限)

第4条 農村公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（第11条の規定により指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条、第6条（第4号を除く。）及び第8条（ただし書を除く。）の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

- (1) 露店その他これに類する行為
- (2) 興行
- (3) 競技会、展示会、集会、撮影会、ヘリポート、募金その他これらに類する催しのために農村公園の全部又は一部を独占して利用する行為

2 前項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項及び理由を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しないときは、使用許可又は前項の許可を与えることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認め

(行為の禁止)

第4条 農村公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 農村公園を汚損し、又は損傷すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更し、又は土石類を採取すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入り禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (8) 危険のおそれのある遊戯をし、又は他の農村公園の利用者に危害若しくは迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 営利又はこれに類する行為をすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、農村公園の設置の目的に支障を及ぼす行為をすること。

とき。

- (3) 公衆の農村公園の利用に支障を及ぼすと認めるとき。
- (4) 入会、寄附等の勧誘その他これらに類する行為（市長が特に認めるものを除く。）を伴う活動に該当すると認めるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
- (6) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

5 市長は、農村公園の管理運営上必要があるときは、使用許可又は第3項の許可に条件を付することができる。

（行為の禁止）

第5条 農村公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、使用許可又は前条第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 農村公園を汚損し、又は損傷すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更し、又は土石類を採取すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入り禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (8) 危険のおそれのある遊戯をし、又は公衆の農村公園の利用者に危害若しくは迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。
- (10) 農村公園をその用途外に使用すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、農村公園の設置の目的に支障を及ぼす行為をすること。

（行為の制限）

第5条 農村公園内において、競技会、展示会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために農村公園の全部又は一部を独占して利用する行為をしようとする者は、市長（第11条の規定により指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条、次条（第4号を除く。）及び第8条（ただし書を除く。）の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

<p>(原状回復)</p> <p>第8条 使用者は、使用許可を受けた行為が終了したとき若しくは行為を停止されたとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちに農村公園を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(管理の代行)</p> <p>第11条 市長は、規則で定める農村公園の管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>(1) 第4条の規定による行為の許可に関する業務</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>2 <u>前項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項及び理由を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>市長は、第1項に規定する行為が公衆の農村公園の利用に支障を及ぼすことなく、かつ、公益及び風致を害するおそれがないと認める場合に限り、使用許可又は前項の許可を与えることができる。</u></p> <p>5 <u>市長は、農村公園の管理運営上必要があるときは、使用許可又は第3項の許可に条件を付することができる。</u></p> <p>(原状回復)</p> <p>第8条 使用者は、使用許可を受けた行為が終了したとき又は行為を停止されたとき若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに農村公園を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(管理の代行)</p> <p>第11条 市長は、規則で定める農村公園の管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>(1) 第5条の規定による行為の許可に関する業務</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
---	--

第57条 郡山市農村公園条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第4条 農村公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（第14条の規定により指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあつては、指定管理</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第4条 農村公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（第11条の規定により指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者</p>

者。以下この条、第6条（第4号を除く。）、第9条（第5号を除く。）及び第11条（ただし書を除く。）の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

(1)～(3) (略)

2～5 (略)

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の免除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 市（市の機関を含む。以下この条において同じ。）が主催して行う事業等に使用するとき。

(2) 公共的団体等と市が共催して行う公益的事業であって、市長が認めるものに使用するとき。

(3) 指定管理者が行う農村公園の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき。

(4) その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めたとき。

(使用料の不返還)

第9条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用ができなくなったとき。

(2) 使用者が使用を開始する7日前に、使用の取りやめの申し出をし、市長がこれを承認したとき。

(3) 使用者が使用を開始する7日前までに使用の変更の申請をし、市長がこれを許可した場合において、既納の使用料に過納金を生じたとき。

(4) 使用者が使用を開始する前に、使用許可を取り消されたとき。

。以下この条、第6条（第4号を除く。）及び第8条（ただし書を除く。）の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

(1)～(3) (略)

2～5 (略)

(5) その他市長が特別な理由があると認めたととき。

第10条～第20条 (略)

(利用料金)

第21条 使用者は、指定管理者に対し、農村公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。この場合において、第7条の規定は適用しない。

2 利用料金は、指定管理者の収入として收受させる。

3 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、第8条の規定、郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例（平成11年郡山市条例第24号）の規定及びこれらの規定に基づく規則の規定並びに第9条の規定及びこれに基づく規則の規定に準じて、利用料金の免除及び返還の業務を行わなければならない。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 指定管理者は、第3項の規定により利用料金の額を定めたときは、利用料金を当該指定管理者の収入として收受する旨及びその額又は算出方法等について農村公園を使用する者の見やすい方法により公表しなければならない。

(指定等の公告)

第22条 市長は、次に掲げるときは、その旨を公告しなければならない。

(1) 第18条第1項の規定により指定管理者を指定したとき。

(2) 前条第3項の規定により利用料金の額を承認したとき。

(3) (略)

(4) 前3号の規定により公告した事項に変更があったとき。

(事業計画書等の内容の変更等)

第23条 指定管理者は、第16条第1項の規定により提出した事業計画書その

第7条～第17条 (略)

(指定等の公告)

第18条 市長は、次に掲げるときは、その旨を公告しなければならない。

(1) 第15条第1項の規定により指定管理者を指定したとき。

(2) (略)

第19条 削除

(事業計画書等の内容の変更等)

第20条 指定管理者は、第13条第1項の規定により提出した事業計画書その

他規則で定める書類の内容について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (略)

第24条～第28条 (略)

別表(第7条関係)

区分	単位	金額
露店その他に類する行為	使用面積が35平方メートル以下	1店につき1日 1,100円
	使用面積が35平方メートルを超えるもの	1,100円に35平方メートルを超えた使用面積1平方メートルにつき30円を加算した額
興行	1平方メートルにつき1日	30円
第4条第1項第3号に掲げる行為	1平方メートルにつき1日	15円

(郡山市元気な遊びのひろば条例の一部改正)

第58条 郡山市元気な遊びのひろば条例(平成23年郡山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 ひろばの事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 屋内における子どもとその保護者の遊び場(以下「遊び場」という。)の提供</p> <p>(2) 子どもの食育の推進に関する活動をする場(以下「食育の場」という。)の提供</p> <p>(3) 子育てに資する活動、研修等に使用するための施設(以下「セミナー</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 ひろばの事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 屋内における子どもの遊び場の提供</p> <p>(2) 子育てに関する情報の収集及び提供</p> <p>(3) 子育てに資する活動、研修等に使用するための施設、設備等の提供</p>

他規則で定める書類の内容について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (略)

第21条～第25条 (略)

室」という。)の提供

(4) 子育てに関する情報の収集及び提供

(5) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業
(使用者の範囲)

第4条 ひろばを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 遊び場及び食育の場においては、小学生（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）以下の者及びその保護者

(2) セミナー室においては、子育てに資する活動、研修等を行い、又は行おうとする個人又は団体

(3) (略)

第6条・第7条 (略)

(使用料)

第8条 遊び場の使用料は、1回の使用（1入場当たりの規則で定める使用時間内での使用をいう。）につき、1人当たり200円とする。

2 前項の規定にかかわらず、満1歳に満たない者は無料とする。

(使用料の不返還)

第9条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により、遊び場の使用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業
(利用者の範囲)

第4条 ひろばを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 小学生（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）以下の者及びその保護者

(2) 子育てに資する活動、研修等を行い、又は行おうとする個人又は団体

(3) (略)

(使用者の範囲)

第6条 セミナー室を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内で子育てに資する活動、研修等を行い、又は行おうとする個人又は団体

(2) その他市長が適当と認める者

第7条・第8条 (略)

(使用料)

第9条 ひろばの使用料は、無料とする。

(2) その他市長が特別な理由があると認めたととき。

(使用料の免除)

第10条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めたとときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第11条～第15条 (略)

第10条～第14条 (略)

(郡山市熱海多目的交流施設条例の一部改正)

第59条 郡山市熱海多目的交流施設条例（平成29年郡山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

(賠償責任)

第15条 使用者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

別表（第3条、第6条、第9条関係）

1 施設使用料

施設名	午前9時	午後1時	午後5時	午前9時	午後1時	午前9時
	から午後1時まで	から午後5時まで	から午後9時まで	から午後5時まで	から午後9時まで	から午後9時まで
第1会議室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
第2会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
第3会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
第4会議室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
調理室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
多目的ホール	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

(賠償責任)

第15条 使用者は、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

別表（第3条、第6条、第9条関係）

1 施設使用料

施設名	午前9時	午後1時	午後5時	午前9時	午後1時	午前9時
	から午後1時まで	から午後5時まで	から午後9時まで	から午後5時まで	から午後9時まで	から午後9時まで
第1会議室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
第2会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
第3会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
第4会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
調理室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
多目的ホール	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

- 2 多目的ホールの冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。
- 3 第4条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 4 前2項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 5 多目的ホールにおいて、アリーナの2分の1面を利用する場合は施設使用料の100分の50の額とする。
- 6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 設備等使用料

種別	単位	使用料
(略)		

2 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
(略)			
プロジェクター		1式1回	500円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円

ット以下の場合		
持込電気器具に表示されている消費電力1回の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

1・2 (略)

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考

1・2 (略)

(郡山市教育研修センター条例の一部改正)

第60条 郡山市教育研修センター条例(平成31年郡山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表(第4条、第11条関係)							別表(第4条、第11条関係)						
施設名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	施設名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大規模研修室	6,300円	6,300円	6,300円	12,600円	12,600円	(略)	大規模研修室	5,100円	7,400円	9,800円	11,500円	15,500円	(略)
201研修室	2,100円	2,100円	/	4,200円	/	/	201研修室	1,400円	2,000円	/	3,100円	/	/
202研修室	1,500円	1,500円		3,000円			202研修室	1,000円	1,400円		2,200円		
203研修室	1,500円	1,500円		3,000円			203研修室	1,000円	1,400円		2,200円		
301研修室	2,100円	2,100円		4,200円			301研修室	1,400円	2,000円		3,100円		
302研修室	1,500円	1,500円		3,000円			302研修室	1,000円	1,400円		2,200円		
303研修室	1,500円	1,500円		3,000円			303研修室	1,000円	1,400円		2,200円		
304研修室	2,100円	2,100円		4,200円			304研修室	2,000円	2,800円		4,500円		

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

備考 冷房又は暖房の設備(暖房用器具を含む。)を使用する場合は、使用料の100分の20(大規模研修室を除く。)の額を加算する。

2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(郡山市放課後児童クラブ条例の一部改正)

第61条 郡山市放課後児童クラブ条例（令和4年郡山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通常使用料の額は、児童1人につき、月額<u>6,200円</u>とする。</p> <p>4 夏季使用料の額は、夏季入所児童1人につき<u>6,200円</u>とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(延長使用料等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 延長使用料の額は、児童1人につき、1日当たり<u>400円</u>に延長利用した日数を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(延長使用料の多子軽減)</p> <p>第14条 前条第2項の規定にかかわらず、児童クラブに2人以上の児童が入所している世帯の当該入所している児童のうち最年長である児童から順に2人目以降の児童の延長使用料の額は、児童1人につき、1日当たり<u>200円</u>に延長利用した日数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通常使用料の額は、児童1人につき、月額<u>4,800円</u>とする。</p> <p>4 夏季使用料の額は、夏季入所児童1人につき<u>4,800円</u>とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(延長使用料等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 延長使用料の額は、児童1人につき、1日当たり<u>200円</u>に延長利用した日数を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(延長使用料の多子軽減)</p> <p>第14条 前条第2項の規定にかかわらず、児童クラブに2人以上の児童が入所している世帯の当該入所している児童のうち最年長である児童から順に2人目以降の児童の延長使用料の額は、児童1人につき、1日当たり<u>100円</u>に延長利用した日数を乗じて得た額とする。</p>

(郡山市歴史情報博物館条例の一部改正)

第62条 郡山市歴史情報博物館条例（令和6年郡山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>常設展観覧料</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>常設展観覧料</p>

区分	観覧料	
	個人	団体
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	1人1回につき170円	1人1回につき130円
一般	1人1回につき350円	1人1回につき260円

備考

1 (略)

2 中学生（中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。）以下及び65歳以上の者は、無料とする。

別表第2（第4条関係）

企画展観覧料

区分	観覧料	
	個人	団体
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	1人1回につきそのつど市長が定める額	
一般		

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第6条、第35条、第41条、第45条及び第56条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例のそれぞれの施行の日以後の施設の使用等に係る使用料、手数料、観覧料、保育料その他の料金（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前の施設の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされている施設の使用に係る許可等は、新条例の規定によりなされた許可等とみなす。

4 旧条例の規定により発行された施設の使用に係る使用券、回数券、定期券その他の書類の取扱いについては、なお従前の例による。

区分	観覧料	
	個人	団体
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	1人1回につき100円	1人1回につき70円
一般	1人1回につき200円	1人1回につき150円

備考

1 (略)

2 65歳以上の者は、無料とする。

別表第2（第4条関係）

企画展観覧料

区分	観覧料	
	個人	団体
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	1人1回につき 1,500円の範囲内でそのつど市長が定める額	
一般		

備考 (略)

(準備行為)

5 新条例の規定による許可、使用料の徴収等を行うために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部改正)

6 郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例(平成11年郡山市条例第24条)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
公の施設	使用料	公の施設	使用料
(略)		(略)	
郡山市高齢者文化休養センター 逢瀬荘	郡山市高齢者文化休養センター条例(昭和63年郡山市条例第15号)第9条に規定する使用料(宿泊する場合、食事加算料を除く。)	郡山市高齢者文化休養センター 逢瀬荘	郡山市高齢者文化休養センター条例(昭和63年郡山市条例第15号)第9条に規定する使用料(宿泊する場合、 <u>浴衣使用料及び食事加算料</u> を除く。)
郡山市地域交流センター	郡山市地域交流センター条例(平成2年郡山市条例第25号)第8条に規定する使用料	郡山市地域交流センター	郡山市地域交流センター条例(平成2年郡山市条例第25号)第8条第2項に規定する使用料
サニー・ランド湖南	郡山市市民福祉センター条例(平成3年郡山市条例第10号)第8条に規定する使用料	サニー・ランド湖南	郡山市市民福祉センター条例(平成3年郡山市条例第10号)第8条に規定する使用料(<u>浴衣使用料</u> を除く。)
(略)		(略)	
郡山市高篠山森林公園	郡山市森林公園条例(平成7年郡山市条例第16号)第9条に規定する使用料	郡山市高篠山森林公園	郡山市森林公園条例(平成7年郡山市条例第16号)第9条に規定する使用料
郡山市東部森林公園			
(略)		(略)	
都市公園	郡山市都市公園条例(昭和40年郡山市条例第112号)第10条に規定する使用料のうち同条例第3条第1項に掲げる行為に係るもの及び第6条の2の有料公園施設に係るもの	都市公園	郡山市都市公園条例(昭和40年郡山市条例第112号)第10条に規定する使用料のうち同条例第3条第1項第3号に掲げる行為に係るもの及び第6条の2の有料公園施設に係るもの

(略)		(略)	
<u>郡山市農村交流センター</u>		<u>郡山市農村交流センター条例（平成8年郡山市条例第21号）第6条に規定する使用料</u>	
<u>郡山市荒池農村公園</u>		<u>郡山市農村公園条例（平成23年郡山市条例第9号）第7条に規定する使用料</u>	
<u>郡山市山ノ井農村公園</u>			
<u>郡山市鹿嶋池農村公園</u>			
<u>郡山市宝沢沼農村公園</u>			
<u>郡山市赤沼農村公園</u>			
<u>郡山市元気な遊びのひろば</u>		<u>郡山市元気な遊びのひろば条例（平成23年郡山市条例第32条）第9条に規定する使用料</u>	